

FACT BOOK

ファクトブック・2013年版 2012年度決算のご報告など

助け合いによる保障の生協です。



全労済ファクトブック 2013年版

CONTENTS

ごあいさつ	1
全労済の理念	2
より良い「共生の社会」のために	3
東日本大震災における全労済の取り組み	4
2012年度の主な出来事	6
業務改善の取り組み	
1.苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み	8
2.組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み	9

I. 事業と経営の概況

1.経営発展の状況	11
2.共済契約および支払共済金の状況	13
3.損益および財務の状況	15
4.資産運用	16
5.経営指標	17

II. 経営の健全性

1.健全性向上のための取り組み	18
2.総合的リスク管理	20

III. 法令の遵守

1.コンプライアンスへの取り組み	22
2.個人情報の保護	23
3.全労済ヘルpline制度	25

IV. 情報開示と組合員向けサービス

1.情報開示	26
2.組合員向けサービスの拡充	30

V. 生活保障の考え方と共済制度

1.生活保障設計運動の展開	32
2.保障の考え方	33
3.保障分野と対応する各種共済	34
4.共済商品の概要と特長	35
5.勧誘方針・共済の推進・共済金支払いのしくみ	40

VI. 社会貢献活動

1.社会貢献活動	42
----------	----

VII. 協同組合との連携・提携

1.協同組合間の協同の活動	48
2.国際活動	49

VIII. 全労済の組織と概要

1.全労済のあゆみ	51
2.協同組合としての全労済	53
3.組合員の運営参加	55
4.全労済の組織	56
5.全労済の役職員	59
6.全労済グループ	61

●データ編	62
-------	----

●全労済Q&A	98
---------	----

●資料集	103
------	-----

●共済用語の解説	125
----------	-----

●消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引	127
-----------------------	-----

全労済の概要

●名称

全国労働者共済生活協同組合連合会
(略称:全労済)

National Federation of Workers and
Consumers Insurance Cooperatives

●創立

1957年9月29日

●所在地

全労済本部
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
tel:03-3299-0161

●常勤役職員数

3,458名(2013年5月末) ※他団体出向者含む

ごあいさつ

最良の品質を組合員の皆さんへ

平素より、全労済をお引き立ていただき、心から感謝申し上げます。

全労済は、中期経営政策の「フェーズⅡ(2011年度～2012年度)」の後半年度にあたる2012年度において、引き続き東日本大震災の被災者対応を重点課題として取り組むとともに、「フェーズⅠ(2009年度～2010年度)」における成果の定着化と発揮をめざして、さまざまな取り組みを展開してきました。

主な取り組みとしては、業務品質のさらなる向上をめざしたインターネットサービス「マイページ」の開設、新たな事業推進活動への改革と強化に向けた「組合員との接点を大切にした対話・対面推進」のための各都道府県本部段階での推進態勢の再構築、組合員のニーズにきめ細かに応えられる共済商品の開発・改定として「マイカー共済」の特約新設などが挙げられます。

また、国連が定めた「国際協同組合年」でもあった2012年には、「協同組合としての全労済」の認知度の向上をめざし積極的な取り組みを展開しました。「2012国際協同組合年」は終了しましたが、今後も協同組合全体の発展と社会的責任のさらなる発揮をはかるため、さまざまな取り組みを継続していきます。

一方、2013年度は、「2009年度～2013年度 中期経営政策」の最終年度として、これまでの取り組みの総仕上げをはかるとともに、「次期中期経営政策」につなげる準備期間として位置づけ、2013年度末までに実現する全労済の姿の達成に向けて取り組みを強めます。

いまや、厳しい経済環境に加え、少子高齢社会のなかでの社会保障制度のあり方が問われている日本において、「たすけあい」「共助」の精神にもとづく共済の果たすべき使命と役割は一層高まってきています。

このような情勢を踏まえ、協同組合価値のさらなる向上をめざして、事業・組織の再構築とガバナンスの強化をはかり、迅速な意思決定と効率的な事業運営の実現に向けた取り組みをすすめていきます。

また、1983年より取り扱いを開始した「こくみん共済」は、本年で30周年を迎えることになります。この間、時代や組合員の皆さまのニーズの変化に合わせて制度改定を重ねつつ、組合員とそのご家族に必要な保障を手ごろな掛金で提供することができました。今日まで「こくみん共済」を支えていただいた皆さんに心から感謝申し上げます。今後も「世代を超えて、安心をつなぐ。」を合言葉に、地域や職域で組合員の皆さんとコミュニケーションを深めながら新しい時代に向かって歩み続けます。

現在、全労済は「厳しさ」と「難しさ」の両面が混在する環境下にありますが、『みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり』の理念の実現に向けて、初心に立ち返り全役職員が一丸となって邁進いたします。そして、組合員・協力団体や地域社会との絆を大切にしながら社会的な責任と役割を果たすことにより、皆さんに安心と信頼を提供いたします。

今後とも変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



2013年10月
全労済 代表理事 理事長
中世吉 廣司

全労済の理念

全労済は50周年(2007年)を機に、原点に立ち返り、これまでの50年で培われた全労済の精神と、
これからの50年を大事にする精神を再認識する「全労済の理念」を制定しました。
理念を将来にわたる全労済の最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・
態度・信条として位置づけます。
私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理 念

組合員の皆さんと共に共有すべき全労済の変わらぬ価値観です。

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり 「みんなで」

全労済に集う組合員、さらにはすべての労働者・生活者を意味します。また、生協の理念である「万人が一人のために」という万人の意味を付しています。さらに、組合員の自主的参加を高めていくという意味を込めています。

「たすけあい」

労働者のたすけあいからスタートした全労済創立当初からの礎であることを意味します。また、これからの50年も共済であること、そして共助の精神を持ち続けることが全労済の不変の存在意義であることを意味しています。

「豊かで」

経済的な豊かさとともに精神的な豊かさの向上を意味します。また、全労済の出発点である「労働者のためのより安い保障」から、より経済的な保障を得ることで精神的な安心を得るという共済の本来の役割も意味しています。

「安心」

たすけあいの成果であることを意味します。さらに、社会不安の解消こそが現在から未来に向かって欠くことのできない変わらぬ価値観であることを意味しています。

「社会づくり」

全労済が労働者福祉運動として始まった歴史的経過を踏まえ、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献していく姿勢を意味します。また、共済というたすけあいの輪の広がりが運動となり、より良い社会の実現に向けて行動していくという、協同組合運動の趣旨も意味しています。

信 条

理念実現に向けた全労済役職員の行動規範です。

私たちは、理念を変わらぬ価値観として、
これからの事業活動を実施していきます。
労働者の共済からより広い意味での
労働者・生活者の共済へ
たすけあいの精神を変わらぬ存在意義として
万一の保障から安心の保障へ
私たちは、これまでの50年に感謝し、
大事にしながら、チャレンジします。
組合員のために、正直に、努力し続けます。

組合員 の全労済

私たちは、組合員の暮らしを
何よりも大切にし、組合員の参加を
ひろげ、組合員とともに、
歩み続けます。

正 直 な全労済

私たちは、正直さを大切にし、
組合員や地域社会からの信頼に
応え、社会の発展のために、
行動し続けます。

努 力 の全労済

私たちは、たすけあいの心を
大切にし、全労済にかかる
すべての人の満足に向け、
努力し続けます。

より良い「共生の社会」のために

新しい社会に向けて

今、時代が大きく変化しています。
これまでの競争社会で行われてきた、
一方通行の扶助も変えていく必要があるのではないか。
これからは、自立しながら人と人とのつながりを大事にし、
お互いにたすけあう……
こうしてお互いを尊重することが、本当に豊かなくらしを実現できる
社会へつながっていきます。

「組合員の全労済」をめざして

全労済は、たすけあいの組織として、共済事業を営んでいます。
「組合員の全労済」をめざして、組合員の豊かで安心なくらしのための、
生涯にわたる総合的な生活の保障をお手伝いするため、
各種共済をご用意しています。
全労済は、営利を目的とせず、すべての勤労者・生活者がたすけあって、
本当に豊かなくらしが実現できるよう、活動を続けています。
協同の輪は、着実に広がっています。

これからも、全労済は 組合員の皆さんとともに、歩み続けます。

全労済マーク
について



全労済マークは火災の“炎”をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また、円は「支援」と「団結」を意味すると同時に、内側から外側に向かって伸びていることから「発展」する姿が込められています。

東日本大震災における全労済の取り組み

全労済は、東日本大震災による被災者への支援、被災地の復旧・復興に向けて、さまざまな支援活動に取り組んでいます。

1. 読み聞かせリレープロジェクト

「読み聞かせリレープロジェクト」とは

全労済の読み聞かせリレープロジェクトは、東日本大震災の被災地や避難者の子どもたちの心のケアと健全育成を目的に、2012年11月より岩手県、宮城県、福島県、東京都で行ったプロジェクトです。震災を体験し、その後の生活の変化も余儀なくされた子どもたちが、ひとときの間絵本の世界に浸り、夢中になってくれたらと願い実施しました。子どもたちに大人気のアンパンマンの作者、やなせたかし氏の著作『やなせたかしのメルヘン絵本』のタペストリーの前で行われる読み聞かせ会は、36ヵ所の保育園等を巡り、延べ2,551名の子どもたちを対象に実施し、コミュニティFMでの放送や、複合イベントの開催も行いました。当プロジェクトは、やなせ氏のほか、趣旨に賛同した、女優で劇団目覚時計主宰する稻垣美穂子氏、

読み聞かせ会を通じた心の交流

「パンジーとチンパンジー」「老眼のおたまじゃくし」「新花咲かいさん」…。題名だけで想像力をかきたてられる作品の数々がつまた『やなせたかしのメルヘン絵本』。個性豊かで魅力的なキャラクターと、多彩なストーリーは、子どものみならず大人まで引き込まれます。作品の中には、やなせ氏自身が東日本大震災の後、陸前高田に1本だけ残った“奇跡の一本松”的姿に自分自身を重ね、創作したこともあります。やなせ氏がオリジナルで創案したタペストリーがメルヘン絵本の世界をより鮮やかに演出し、タペストリーの前で行う読み聞かせ会は子どもたちの心をとらえたようです。読み聞かせが始まったとたんに真剣な面持ちで聞き入る姿が見られ、終了後には、「今度はいつ来てくれるの?」との声もありました。会場となった被災地の幼稚園や保育園では、

地元FMのパーソナリティの方々や複数のNPO、読み聞かせボランティアなど、読み手として参加いただいた方々を中心に、たくさんの皆さまのご協力を得て実現しました。



SEA WAVE FMいわき 立原めぐみさんによる
「福島県いわき市立錦幼稚園」での読み聞かせ会



震災後の子どもたちの様子を気にかけていた先生たちもまた、開催を喜んでくださいました。つかの間ではありますが、プロジェクトを通じて、被災地に笑顔を届けられたこと、また、子どもたち、関係者の皆さんと、心の交流ができることは嬉しい成果です。全労済では、今後も、オリジナルのタペストリーを保育園等に貸し出して、この輪をさらに広げていきます。



岩手県盛岡市立くりやがわ保育園の子どもたちによる
「てがたタペストリー」の作成

「きずな公演」を開催

読み聞かせリレープロジェクトのゴールとして、2013年3月16日に東京都江東区にある豊洲文化センターにおいて、「きずな公演」を開催しました。被災地から避難している子どもたちと、東京都内の子どもたちに、稻垣氏の読み聞かせを披露。『やなせたかしのメルヘン絵本』のタペストリーも数多く会場に展示し、じっくりとご覧いただけました。そのほか、劇団目覚時計によるミュージカルのステージや、バルーンアートのパフォーマンス、国土緑化推進機構による「森の教室～どんぐりくんと森の仲間たち」など、バラエティに富んだプログラムをお届けし、たくさんの子どもたちの笑顔を見ることができました。公演の冒頭に流した、やなせ氏による、

自作の歌を交えたユニークなビデオメッセージには、大人も子どもも大喜び。また、やなせ氏にご提供いただいた、自作の歌詞がプリントされたかわいらしいハンカチ「希望のハンカチ」を振りながら、声を合わせて歌う場面では、元気いっぱいに飛び跳ねる子どもたちの姿も見られ、会場が一体となりました。公演会場の別室に設けた、日本赤十字社による、AEDを用いて親子一緒に心肺蘇生を体験できるコーナーでは、スタッフの方に質問しながら真剣に学ぶ様子が印象的でした。来場された家族連れからは、子どもたちの笑顔を喜ぶ声と同時に、被災者の方々に寄せる思いが多く聞かれ、復興への願いを共有する一日になりました。



劇団目覚時計 主宰 稲垣美穂子氏



国土緑化推進機構による「森の教室」



日本赤十字社の講習を受ける親子連れ

『やなせたかしのメルヘン絵本』

やなせ氏自らがアンパンマンと並ぶ自信作と評する『やなせたかしのメルヘン絵本』。絵本を開くと、やなせ氏の思いがつまっている、魅力的なストーリーがたくさん収められています。全労済では、これらを読み聞かせ用のタペストリーにして貸し出すほか、読み聞かせ会を実施した施設に対して、絵本の寄贈を行っています。



やなせたかし氏(左)と全労済前理事長の田原憲次郎(右)。
2013年4月、東京都内のやなせスタジオにて

2. 「記憶を明日に 被災地の消防団・防災組織が語る東日本大震災」を発行

東日本大震災における貴重な経験を後世に伝え、多くの皆さんにさらなる防災・減災の意識を高めていただくことを目的とし、2012年全労済地域貢献助成事業「東日本大震災復興支援特別枠」において助成した被災地の消防団・防災組織15団体の活動について取材し、報告書としてまとめました。

3. 「緑の募金」使途限定募金への寄付

「社会貢献付エコ住宅専用火災共済」の契約実績にもとづき、「公益社団法人 国土緑化推進機構」の実施する「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業に対して1,100万円を寄付しました。

4. サーカスチケットの贈呈

東京都江東区で長期にわたり避難生活を送る子どもたちとそのご家族を対象に、「2013年国立ボリショイサーカス東京公演」へのご招待を企画し、チケットを贈呈しました。

● 東日本大震災の支払状況について ●

全労済では、東日本大震災における対応の総括を踏まえ、課題の改善に向けた検討を行うとともに、引き続き被災受付のご案内を呼びかけ、「最後のお一人まで」、共済金・見舞金をお支払いする取り組みをすすめています。

〈東日本大震災 共済金等の支払状況について〉(2013年7月31日現在累計額)

(単位:件数、円)

	件 数	共済金額
火災共済	191,950	41,150,143,595
自然災害共済	93,846	77,039,839,215
慶弔共済	52,576	880,787,000
生命系共済	1,148	5,108,542,849
合 計	339,520	124,179,312,659

※東日本大震災、静岡県東部地震、東日本大震災4月7日余震の合算額

〈参考〉

過去10年間における主な自然災害に対する共済金等の支払状況(2013年5月31日現在)

(単位:百万円)

年 度	共済金額	主な自然災害名
2003年度	1,352	九州豪雨、宮城県北部地震、台風14号、十勝沖地震
2004年度	25,745	新潟豪雨、福井豪雨、台風15・16・18・21・22・23号、新潟県中越地震、青森の雪害、福岡県西方沖地震
2005年度	5,926	宮城県沖地震、台風14号、平成18年豪雪
2006年度	5,172	平成18年7月豪雨、台風13号、能登半島地震、三重県中部地震
2007年度	4,771	新潟県中越沖地震、台風4・5・9号、低気圧通過に伴う強風
2008年度	821	岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震
2009年度	1,739	駿河湾を震源とする地震、台風18号、鶴岡市を中心とした豪雪
2010年度	50,254	奄美地方集中豪雨、山陰地方を中心とした豪雪、北陸・東海地方を中心とした大雪、北日本域における平成23年雪害、東日本大震災
2011年度	77,659	東日本大震災、北海道北見市雹災害、台風15号、低気圧に伴う暴風雨災害
2012年度	11,035	東日本大震災、北日本域における平成24年雪害、北日本域における平成25年雪害、2012年台風17号、低気圧に伴う暴風雨災害

2012年度の主な出来事

1 「2009年度～2013年度 中期経営政策」におけるフェーズII期間の取り組み

中期経営政策の「フェーズII(2011年度～2012年度)」の後半年度にあたる2012年度は、引き続き東日本大震災の被災者対応を最優先課題として取り組むとともに、「フェーズI(2009年度～2010年度)」における取り組み成果の定着化と発揮に向けて、さまざまな改革課題に取り組みました。

2 「組合員の全労済」をめざした業務品質のさらなる向上に向けた取り組み

組合員の皆さまがご自宅のパソコンから契約内容の確認、各種手続き、こくみん共済加入申込手続きなどを可能にするため、2013年2月よりインターネットサービスとして「マイページサービス」を開設しました。

3 新たな事業推進態勢への改革と活動の強化

取り巻く環境が急速に変化するなか、従来までの広告宣伝を中心とした新規加入推進からの転換に向けて、アプローチデータを活用した契約確認活動や組合員との接点を重視した対話・対面推進の強化による推進展開と推進態勢の再構築などをすすめました。

4 組合員のニーズにきめ細かに応えられる共済商品の開発・改定の取り組み

「マイカー共済の改定」(2012年12月実施)では、掛金水準の見直しを行うとともに、地震・噴火・津波による車両全損時に一時金をお支払いする「地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約」の新設などを行いました。また、「団体生命共済の改定」(2012年8月実施)では、より一層利用しやすくするために、特約付帯の多様化などの新たな仕組みを導入しました。

5 「国際協同組合年(2012年)」への取り組み

日本の協同組織で構成された全国実行委員会に参画し、協同組合全体の認知度の向上と「協同組合としての全労済」の認知度向上などに取り組みました。2013年以降もその目的を引き継ぐために結成された国際協同組合年記念全国協議会に参画し、他の協同組織と連携した取り組みをすすめます。

6 東日本大震災復興に向けた取り組み

「社会貢献付エコ住宅専用火災共済」の契約実績にもとづき、公益社団法人 国土緑化推進機構の実施する「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業へ1,100万円を寄付しました。さらに、被災地の子どもたちの心のケアと子どもの健全育成を目的として、「読み聞かせリレープロジェクト」を実施しました。

1年間の主な出来事

2012年 8月	●「第112回通常総会」の開催 2011年度事業報告が承認され、2012年度事業計画などを決定
9月	●防災フェア2012への参加 「防災フェア2012」において、災害パネルの展示などの催しを行いました
11月	●2012国際協同組合年(IYC)記念イベント「協同組合フェスティバル」を開催
12月	●マイカー共済の改定 ・「地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約」の新設 ・割引制度の拡大 ・人身傷害補償(損害額算定基準)の拡大 ・弁護士費用補償特約などの補償範囲の拡大 ●「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業へ寄付を実施
2013年 2月	●組合員向けインターネットサービス「マイページサービス」を開設
3月	●「全労済文化フェスティバル2013」の開催 ●『やなせたかしのメルヘン絵本』読み聞かせリープロジェクトきずな公演を開催 ●「2013年全労済地域貢献助成事業」の公募を開始
5月	●「こくみん共済」が1983年5月の取り扱い開始から30周年 「こくみん共済」30周年記念ロゴマーク・キャッチコピーを決定しました キャッチコピー「世代を超えて、安心をつなぐ。」
6月	●団体生命共済の改定 共済金年金払特則の新設など ●JFA主催「U-12 サッカーリーグ」への特別協賛を決定 サッカーを通じて、子どもたちの心の育成を応援しています ●都内避難者の心のケアに対する支援活動を実施 東日本大震災で長期間にわたり避難生活を送る子どもたちとそのご家族を対象に「2013年国立ボリショイサーカス東京公演」へ招待しました
7月	●「2013年全労済地域貢献助成事業」70団体に総額約2,000万円を助成

30th Anniversary 世代を超えて、安心をつなぐ。「こくみん共済」は2013年5月をもちまして30周年を迎えました。全労済は、1983年より「こくみん共済」の取り扱いを開始し、組合員の皆さんに支えられ、安心と信頼を提供し続けてきました。その原動力となったのは、「こくみん共済」ならではの次の仕組みにあります。

誰でも	年齢・性別に関わらず、手頃な掛金で充実した保障を提供すること
どこでも	全国どこでも同じ保障内容、同じ掛金で利用できること
かんたんに	医師の診断が不要など、加入の手続きが簡単にできること
迅速に	共済金を迅速にお支払いすること
安心を提供	組合員の保障ニーズに応えるため、保障内容を充実させ、安心を提供し続けること

「こくみん共済」は、30年間にわたり安心の保障を提供することで、親から子へ、子から孫へ、安心をつないできました。これからも、組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切にしながら、新しい時代に向かって歩み続けます。

業務改善の取り組み

1 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

(1) 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」自己適合宣言

全労済は、苦情マネジメントを適切に行っていることを明示し、苦情対応マネジメントシステムの国際規格である「ISO10002」について、2010年8月26日に開催した全労済総会で自己適合宣言を行いました。

(2) 自己適合宣言の目的

全労済は、本宣言を契機に、これまで以上に「組合員・お客さまの声」を大切にし、お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上をはかり、「組合員・お客さま満足」の向上をめざします。

全労済苦情対応方針

基本理念

信頼され、選ばれる「組合員の全労済」をめざし、お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

基本方針

1. お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
2. お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
3. お客さまからの苦情は、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
4. お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につなげる貴重な情報とします。
5. お客さまの情報は厳重に保護します。
6. 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。



苦情マネジメントシステム「ISO10002」とは

「ISO10002」は「苦情対応」に関する国際規格であり、国際標準化機構(ISO)により2004年7月に制定されました。日本では翻訳版がJISQ10002:2005として制定されています。この規格ではお客さま満足のための苦情対応プロセスを継続的に改善していくことが目的とされ、PDCAサイクルを構築・運用していくことが求められています。ISO10002は、審査登録機関による第三者認証ではなく、マネジメントシステムの構築や運用について当事者が自ら適合状況を評価し、適合を宣言できる制度となっています。

2 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

全労済では、2006年より、お寄せいただいた苦情、感謝の声を「組合員・お客さまの声」として集積し、皆さまの声にもとづき、業務改善や品質向上に努めてまいりました。

2012年度(2012年6月～2013年5月)は、苦情11,209件と感謝の声3,585件を合わせた14,794件の「組合員・お客さまの声」を頂戴しました。たくさんの声をお寄せいただきありがとうございました。

(1) お寄せいただいた組合員・お客さまの声

コールセンター、全労済の窓口やホームページなどに寄せられた一つひとつの苦情、感謝の声を「組合員・お客さまの声」として大切にしています。

「声」のうち、苦情については、その原因を確認し、

■これまでにお寄せいただいた組合員・お客さまの声 (件数)

年度・区分	組合員・お客さまの声		
	苦情	感謝	総数
2010年度	10,280	1,651	11,931
2011年度	11,654	1,409	13,063
2012年度	11,209	3,585	14,794

※全労済の事業年度は、6月1日から翌年5月31日までとなります。



業務改善の取り組みを行っています。

※全労済では、「組合員・お客さまから不満の表明のあったもの」を苦情として定義しています。

■2012年度の組合員・お客さまの声の詳細 (件数、%)

申立内容による分類	苦情		感謝	
	件数	占有率	件数	占有率
お申込み手続きに関するもの	4,013	35.8	36	1.0
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	3,520	31.4	257	7.2
共済金のお支払いに関するもの	887	7.9	337	9.4
共済商品に関するもの	958	8.5	137	3.8
応対に関するもの	1,622	14.5	2,755	76.8
その他	209	1.9	63	1.8
合計	11,209	100.0	3,585	100.0

(2) 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

お寄せいただいた「声」は、データベースに登録して共有化をはかるとともに、集約・分析を行います。

「声」と職員からの提案にもとづき、役員が委員長を務め、各部門の責任者で構成する「全労済CS・苦情委員会」(月次開催)にて、業務改善課題の設定、

改善課題の進捗管理、促進を行っています。

2012年度は、「全労済ホームページの充実」、「わかりやすい証書や書類の作成」などの業務改善を行いました。

※組合員・お客さまの声、業務改善の取り組みについては、組合員情報紙(セイフティ・ファミリー)、「組合員・お客さまの声」白書、全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)でもご紹介しています。

(3) 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善例～改善内容～

最近の主な業務改善内容をご案内します。

分類	組合員・お客さまの声	改善内容
お申込み手続きに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者本人が窓口に行けない場合の手続きが、わかりにくい。 ●全労済のホームページで、問い合わせを受け付けてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご来店前にご用意いただく内容が確認できるよう、全労済ホームページ「本人確認に関するお願い」ページに必要な情報掲載を行いました。【2011年9月より】 ●全労済ホームページの「各種お問い合わせ」ページに「お問い合わせ受付フォーム」を新設しました。24時間いつでもご利用いただくことができるようになりました。【2013年2月より】
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の契約内容について確認したいが、日中は忙しくて、電話したり、窓口へ行くことができない。 ●マイカー共済について①証書をもっとわかりやすくしてほしい。②事故にあった際、連絡先がわからなかった。 ●ねんきん共済で年金を受け取る際に必要な『現況確認届』について①到着が早すぎる。②手続き方法や問い合わせ先がわかりにくい。 ●パンフレットなどに掲載されているご契約のてびきは、文章が長すぎてわかりにくい。文字も多すぎる。 ●共済掛金をクレジット払いできるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全労済ホームページに「ご契約者（組合員）専用ページ“マイページ”」を開設しました。事前にご登録いただくことにより、24時間365日、契約内容の確認、住所変更などのお手続きができます。お客さま個人へのお知らせ、お得なクーポンやサービス情報なども確認できます。詳しくはホームページをご覧ください。【2013年2月より】 ●マイカー共済の契約証書について、①契約内容に沿った補償内容の有無を○×で印字し、用紙や文字を大きくするなどわかりやすく、見やすきました。②事故対応の流れや連絡先を記載した「安心携帯カード」を貼付しました。切り取って携帯することができます。【2012年9月より】 ●①2014年4月から、『現況確認届』の発送時期を遅らせ、受給される方がお手続きしやすい時期にお届けするように変更いたします。これに先立って2013年4月より順次、発送時期の変更のご案内を開始しています。②お手続きや問い合わせ先が確認しやすい『ねんきん共済「現況確認届」のお手続き方法』を同封することとしました。【2013年4月より】 ●こくみん共済のパンフレットなどに掲載しているご契約のてびきについて、文字数を減らし、分かりやすい表現に見直しを行いました。【2012年11月より】 ●こくみん共済・新せいめい共済・新総合医療共済の申込書を全労済ホームページよりダウンロードし、お申込みいただく場合に、初回掛金のクレジット払いができるようにしました。【2011年4月より】 ※2回目以降の掛金は、金融機関からの口座振替となります。 ※火災共済は、以前より実施しています。
共済金のお支払いに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●共済金の請求について、わかりやすく、スムーズに進められるようにしてほしい。 ●大雪で屋根に被害があったが、共済金の請求ができることを知らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全労済ホームページに掲載している、生命系共済の共済金請求等について取りまとめた手引書「共済金請求のガイドブック」の内容を見直し、掲載方法を従前のPDF形式から、確認したい箇所の文字を大きくできる電子ブック形式へと変更し、見やすくわかりやすくしました。【2011年8月より】 ●雪害が多く発生している山形県において、被災連絡のない被災地域の自然災害保障付火災共済のご加入者に書面や電話によるご請求もれや忘れを防止するための取り組みを実施しました。その結果を踏まえ、青森県、秋田県のご加入者へも、同様の案内を開始しました。【2013年4月より】 ※このご請求もれや忘れを防止するための取り組みに対して、複数の感謝の声をいただきました。
共済商品に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車に乗ることが多いので、他人を傷つけた場合の補償がほしい。こくみん共済キッズタイプや傷害タイプなどに個人賠償はあるが補償額が少ない。 ●こくみん共済で、60歳以上が病気で入院した場合の保障を厚くしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済の新しい保障タイプとして、個人賠償の補償を厚くした共済「傷害安心タイプ」「傷害安心W（ダブル）タイプ」「シニア傷害安心タイプ」などを実施しました。【2012年5月より】 ●60歳からの病気による入院や手術に備える医療保障「シニア医療タイプ」を新設しました。【2012年5月より】 ※新規加入は、60歳～64歳までの健康な方になります。
応対に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●保障内容について、わかりやすく説明してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●マナーの向上や商品知識・業務知識に関する研修会を実施しています。【継続実施】 ●自動車事故の損害査定について、実務経験に応じた集合研修、通信教育等を実施しています。【継続実施】

改善をすすめています

皆さまがご来店されてからお帰りになるまでの窓口応対業務について、共済ショップや支所の現状を確認し、全国どこでも均質なサービスの提供をめざし、さらなる応対品質の向上に向けた取り組みをすすめています。

I 事業と経営の概況

1 経営発展の状況

(1) 契約高は691.8兆円

2012年度は「2009年度～2013年度 中期経営政策」の「フェーズⅡ(2011年度～2012年度計画)」の後半年度にあたり、「フェーズⅠ(2009年度～2010年度)」における取り組み成果の定着化と發揮に向けて、様々な改革課題の方針・計画などに取り組みました。

また、東日本大震災に対しては、被災者対応を最優先課題として取り組み、共済金・見舞金を前年度までの支

(2) 「自然災害共済」と「マイカー共済」が順調に推移

契約件数は72.0万件(2.1%)減少し、3,371万件となりました。共済別の主な特徴として、昨年度に引き続き行われている「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」の成果により自然災害共済が5.5万件(2.9%)増加、2012年5月に新制度を開始した傷害共済が1.9万件

(3) 財務基盤を強化

将来にわたる組合員への保障と安心の提供をめざすとともに、生協法において求められる経営の健全性の確保と今後の監督規制の強化等に対応するため、激変する環境変化への迅速な対応を可能とする経営構造への転換に向けて、「財務基盤強化基本計画」にもとづく財務基盤強化の取り組みをすすめてきました。

2012年度の自己資本は、市場環境の好転もあり、その他有価証券の評価損が評価益へ転じたこと等により、223億円増加し2,443億円となりました。また異常危険準備金、価

格変動準備金と合わせ、累計1,239億円のお支払いとなりました。また、将来的に発生しうる共済金等の支払いに備えても責任準備金の積み増しを継続的に実施しており、総資産は前年度より1,175億円増加の3兆2,339億円となりました。

保有契約は下表に示すとおり、契約件数3,371万件(2.1%減)、契約口数39.8億口(1.2%減)、契約高691.8兆円(0.1%増)となりました。

(4) 「自然災害共済」と「マイカー共済」が順調に推移

(4.5%)増加、2012年12月より制度改定したマイカー共済が1.1万件(0.6%)の増加となりました。一方、退職等による職域向け制度加入者の減少により団体生命共済が20.2万件(3.4%)減少、交通災害共済が13.4万件(3.8%)減少となりました。

格変動準備金を含めた修正自己資本は445億円増加し5,507億円となり、修正自己資本比率は17.0%となりました。

また、「含み損益」等を加算した実質純資産額は前年度より1,286億円増加し9,897億円となり実質純資産比率は3.0ポイント増加して30.6%と財務基盤の強化がすすみました。

支払余力比率については、責任準備金や価格変動準備金の積み増しを継続的に実施していることから、前年度と比較して192.8ポイント増加し、1,389.3%となりました。

■この5年間の経営発展の状況

(単位:億円)

摘要		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	伸長率(注1)
契約状況	①-1 契約高(兆円)	669.6	672.9	676.7	691.4	691.8	100.1%
	①-2 契約件数(千件)	35,228	34,452	33,959	34,427	33,707	97.9%
	①-3 契約口数(百万口)	3,938	3,865	3,831	4,030	3,983	98.8%
損益	② 受入共済掛金 (一時払掛金等を除く)(注2)	5,954 (5,728)	5,893 (5,676)	5,766 (5,575)	5,907 (5,707)	5,864 (5,633)	99.3% (98.7 %)
	③ 支払共済金 (満期共済金を除く)	3,237 (2,747)	3,263 (2,812)	3,586 (3,265)	3,879 (3,552)	3,348 (2,983)	86.3% (84.0 %)
	④ 資産運用純益	235	452	435	456	475	104.2%
	⑤ 人件費・物件費	996	950	970	1,006	1,016	101.0%
	⑥ 経常剰余	321	422	387	369	323	87.5%
	⑦ 割戻準備金繰入額	257	257	195	257	257	100.1%
	⑧ 総資産	28,687	29,860	30,470	31,164	32,339	103.8%
貸借	⑨ 出資金	1,308	1,319	1,322	1,425	1,426	100.1%
	⑩ 自己資本(注3)	2,287	2,380	2,259	2,220	2,443	110.1%
	⑪ 修正自己資本(注4)	4,758	5,109	4,972	5,062	5,507	108.8%
	⑫ 実質純資産額(注5)	5,324	6,862	7,208	8,611	9,897	114.9%
	⑬ 支払余力比率(注6)	916.4%	1,036.4%	1,109.7%	1,196.4%	1,389.3%	116.1%

(注1) 2012年度に相互扶助事業の実績について補正したことから過年度について補正して表示しています。

(注2) 長期系共済一時払掛金等について補正しています。

(注3) 組合員に還元する利用高割戻金額等を控除しています。

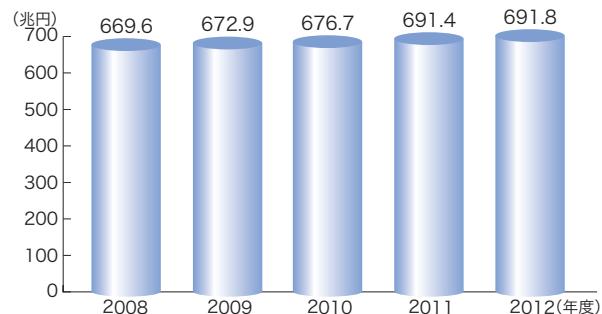
(注4) 自己資本に資本性を有する負債である異常危険準備金、価格変動準備金を加算しています。

(注5) 修正自己資本に含み損益等を加算した額です。

(注6) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

|| 契約高の推移

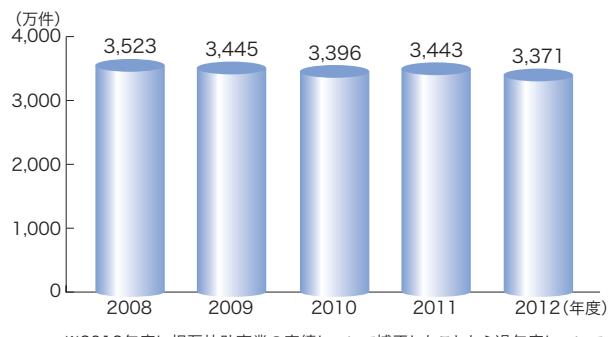
2008年度から5年間にわたる契約高の推移をみると、「自然災害共済」や「マイカー共済」が順調に増加し2011年度の契約高は14.7兆円(2.2%)増加、2012年度の契約高は0.4兆円(0.1%)増加し691.8兆円となりました。



|| 契約件数の推移

契約件数は2011年度は職域生協の事業統合にともなう受再契約の開始等により48.2万件(1.4%)の増加となりましたが、2012年度は72.0万件(2.1%)の減少となりました。

元受共済の主な特徴として「自然災害共済」が5.5万件(2.9%)の増加、「傷害共済」が1.9万件(4.5%)の増加、「マイカー共済」が1.1万件(0.6%)の増加となりましたが、退職等により職域を中心とする共済制度については、「団体生命共済」が20.2万件(3.4%)、「交通災害共済」が13.4万件(3.8%)の減少となっています。



|| 受入共済掛金の推移

2012年度の受入共済掛金は、前年度と比較し43億円(0.7%)減少し、5,864億円となりました。長期系共済の一時払掛金等の影響を補正すると74億円(1.3%)の減少となりました。



|| 支払共済金の推移

2012年度においても台風・雪害等の自然災害が多発し、組合員の皆さまの生活に甚大な影響をもたらした1年でした。

そのような中、全労済は、被災した組合員の皆さまに共済金および見舞金をお支払いすることを通じて、「保障の生協」としてお役に立つことができました。

2012年度の共済金の支払いは、前年度より531億円(13.7%)減少し、3,348億円となりました。

2012年度発生した「2012年台風4号・台風15号・台風17号」、「九州北部豪雨」、「北日本域における平成25年雪害」等による共済金等の支払いは合計で35億円(支払備金含む)となりました。

また、東日本大震災により、2012年度にお支払いし

た共済金・地震等災害見舞金は、40億円となり、2011年度までの支払額と合わせた総額は1,239億円となりました。



2 共済契約および支払共済金の状況

2012年度の全制度合計純増数は、契約高で0.4兆円(0.1%)の増加となりました。一方、件数は72.0万件(2.1%)の減少となりました。

2012年度の支払共済金は、前年度比531億円(13.7%)減少し、3,348億円となりました。制度別の共済契約および支払共済金の状況は次のとおりです。

火災共済・自然災害共済

「火災共済」の2012年度末の保有契約件数は再共済契約も含めて504.5万件(純減11.2万件)で、契約高91.1兆円(純減9,249億円)となりました。

共済金の支払いについては、前年度に比べ自然災害の影響が少なかったことにより、5.1万件(純減0.2万件)の171億円(純減7億円)となりました。

また、「自然災害共済」の2012年度末の保有契約件数は194.4万件(純増5.5万件)で、契約高40.3兆円(純増1.3兆円)となりました。共済金の支払いについては、2.1万件の76億円(純減402億円)となりました。

■火災共済・自然災害共済の契約件数・契約高の推移



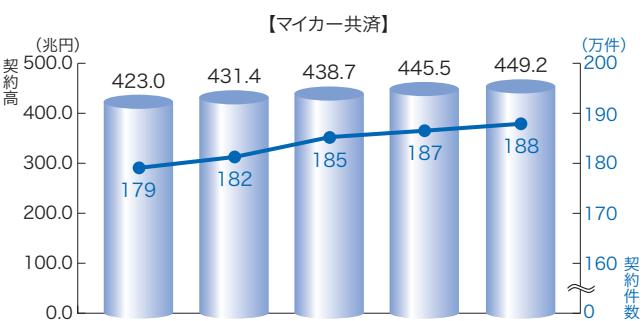
マイカー共済(自動車総合補償共済)・自賠責共済

「マイカー共済」の2012年度末の保有契約件数は、187.9万件(純増1.1万件)で、契約高449.2兆円(純増3.8兆円)となりました。

共済金の支払いについては、20.9万件(純増0.2万件)の557億円(純増7億円)となりました。

「自賠責共済」については、保有契約件数は、18.1万件(純増0.3万件)の契約高5.4兆円(純増859億円)となりました。

■マイカー共済・自賠責共済の契約件数・契約高の推移

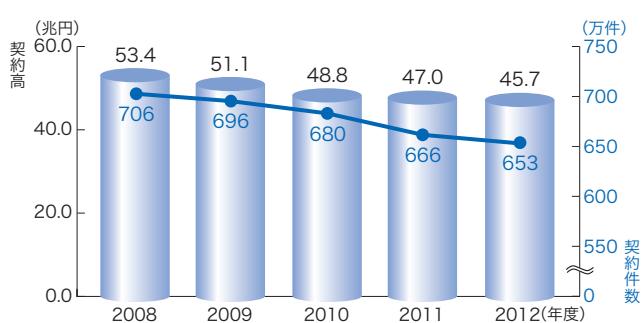


こくみん共済

「こくみん共済」の2012年度末保有契約件数は、652.9万件(純減13.2万件)で、契約高45.7兆円(純減1.2兆円)となりました。

共済金の支払いについては、個人定期生命共済、こども定期生命共済、老年定期生命共済、傷害共済、個人賠償責任共済の5共済合計で43.8万件(純減1.0万件)の631億円(純減53億円)となりました。

■こくみん共済の契約件数・契約高の推移

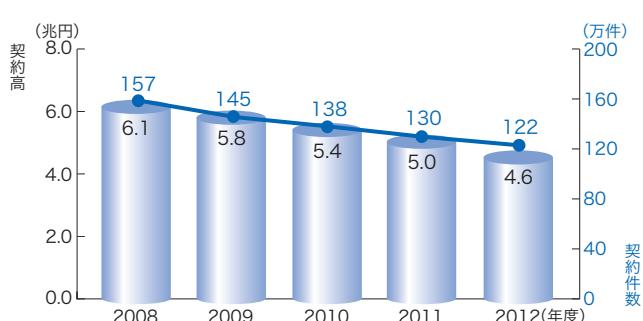


個人長期生命共済

「個人長期生命共済」の2012年度末の保有契約件数は、121.5万件(純減8.3万件)で、契約高4.6兆円(純減0.4兆円)となりました。

共済金の支払いは、18.7万件(純増0.1万件)の554億円(純増23億円)となりました。

■個人長期生命共済の契約件数・契約高の推移



ねんきん共済・終身共済

「ねんきん共済」の2012年度末の保有契約件数は、19.1万件(純増0.3万件)で、契約高8,744億円(純増34億円)となりました。

共済金の支払いについては、34.1万件(純増0.6万件)の368億円(純減82億円)です。

また、「終身共済」の保有契約件数は、41.0万件(純増0.4万件)で、契約高は1.1兆円です。

共済金の支払いは「こくみん共済」分も含め9.8万件(純増0.6万件)の119億円(純増1.8億円)です。

■ねんきん共済・終身共済の契約件数・契約高の推移



その他の共済

職域を中心とする共済制度の2012年度末の保有契約状況については、「団体生命共済」が契約件数579.1万件(純減20.2万件)、契約高32.7兆円(純減1.4兆円)です。一方、共済金の支払いについては、17.3万件(純減246件)の363億円(純減43億円)となりました。

また、「交通災害共済」の契約件数は、337.5万件(純減13.4万件)で、契約高9.6兆円(純減0.4兆円)。

共済金の支払いが、3.1万件(純減566件)の48億円(純減1.6億円)です。

「団体ねんきん・新団体ねんきん共済」の契約件数は、62.5万件(純減0.8万件)で、契約高1.5兆円(純減249億円)となりました。

共済金の支払いについては、24.7万件(純増1.2万件)の327億円(純増14億円)となりました。

3 損益および財務の状況

(1) 資産および負債

総資産は、前年度より1,175億円増加し、3兆2,339億円になりました。

総資産は前年度より1,175億円(3.8%)増加し、3兆2,339億円となりました。総資産のうち、有価証券等の運用資産は2兆9,455億円となりました(詳細は16ページ「運用資産の状況」をご覧ください)。

負債の合計は、前年度より925億円(3.2%)増加し、2兆9,868億円となりました。このうち共済契約準備金は、将来生じうる共済金の支払いに備えた責任準備金の積み増しを行ったことにより前年度より983億円(3.6%)増加し、2兆8,624億円となりました。また、運用資産の価格変動リスクに備えるための価格変動準備金については43億円積み増し、262億円となりました。

純資産については当期末処分剰余金が前年度より84億円増加したことや、評価・換算差額等が運用環境の好転によって前年度のマイナスからプラスに転じたこともあります。前年度より250億円(11.3%)増加し、2,471億円になりました。

■資産と負債の状況



(2) 損益の概況

事業をとりまく環境が急激に変化していく中で、組合員および協力団体から信頼・支持され続ける協同組合組織として今後も発展し続けるため、2008年度より財務基盤を強化する計画をスタートさせ、2012年度は計画の5年度目となります。

経常剰余は323億円に

共済掛金等収入は、受入共済掛金が43億円、受入再共済金が374億円減少したことから前年度比421億円減少し5,989億円となりました。一方、共済金等支払額も支払共済金が531億円減少したこともあり前年度比465億円減少し4,271億円となりました。

また将来にわたる組合員への保障と安心の確実な提供のため実施している財務基盤強化基本計画の一環として、責任準備金の積み立てを継続的に実施しています。この結果、経常剰余は323億円となりました。

また、この間準備を進めていた厚生年金基金の代行返上を完了し、特別利益に代行返上益を149億円計上したほか、運用資産の価格変動リスクに備えるための価格変動準備金の繰入額を前年度より増加させるなどし、当期末処分剰余金は111億円となりました。

組合員への割戻金について

組合員(契約者)への割戻金総額257億円と、火災共済の利用高割戻し23億円をあわせて281億円となります。割戻準備金繰入前当期剰余金(割戻準備金繰入額と当期剰余金の合計)に対する割戻率は79.9%となりました。

■損益の状況



(注) 法人税等と法人税等調整額との相殺額

4 資産運用

(1) 運用環境

2012年度の経済情勢は、年度前半は欧州債務問題や米国の減税失効と強制的な歳出削減が重なる「財政の崖」問題などから、世界的な景気減速が懸念されました。年度後半にかけては、欧州経済は緊縮財政や新興国経済の景気減速を受け景気が低迷した一方、米国経済は「財政の崖」回避に与野党が合意し、雇用や個人消費を中心に緩やかに景気が回復しました。日本では2012年12月に安倍新政権が発足し、「アベノミクス」と呼ばれる金融緩和策・財政出動策・成長戦略を柱としたデフレ脱却策を打ち出したことにより円安と株高が進み、年度後半にかけて個人消費や輸出産業等に好転が見られました。

国内金利(新発10年国債利回り)は、世界的な景気減速懸念から安全資産としての根強い需要が継続したことや、安倍新政権が掲げた金融政策への期待感から低下基調で推移しました。その後、2013年4月に日本銀行が大規模な国債買い入れ計画を含む質的・量的に異次元の金融緩和策を決定したことを受け、国内金利は一時過去最低の0.315%まで下落しましたが、景気回復への期待感などから0.9%台へ急上昇するなど不安定に推移しました。

国内株式(日経平均株価)は、長引く円高や欧州債務問題への懸念などから8,000円台後半での推移が続きました。安倍新政権の発足後は政策期待から国内株式は上昇し、日本銀行による異次元の金融緩和を追い風に2013年5月には一時15,000円台を回復しましたが、米連邦準備制度理事会(FRB)議長が資産購入縮小の可能性を示唆したことから量的緩和策(QE)の早期縮小観測が高まり、急落しました。

為替は、相対的に安全な通貨と見られている円が買われ円高基調が続きましたが、安倍新政権の発足後は円安に転じ、日本銀行による異次元の金融緩和策を受け円／ドルは約4年ぶりに100円台を回復しました。円／ユーロは、欧州経済低迷の影響を受けたものの、円／ドルの流れを受け年度後半にかけて130円台まで円安が進みました。

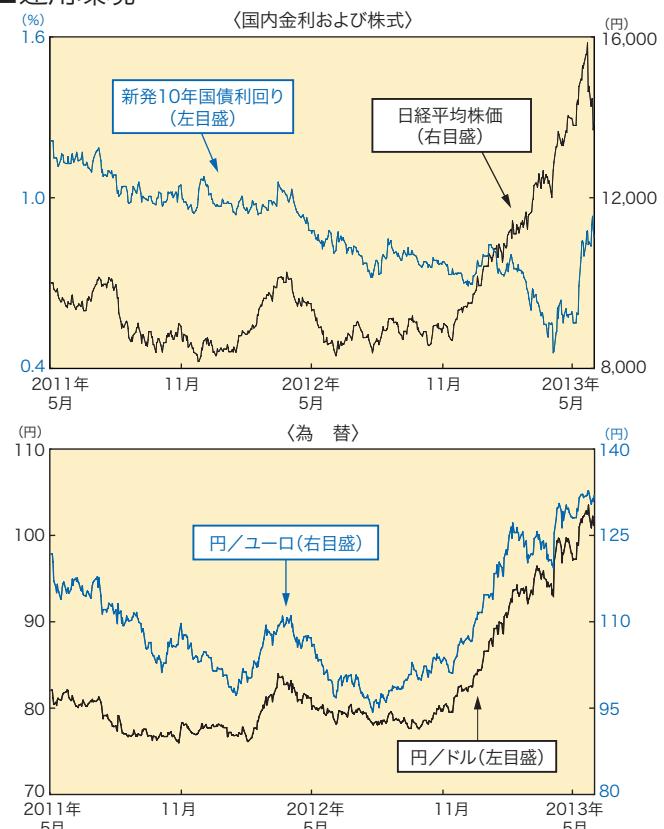
(2) 資産運用概況

資産運用は運用方針にもとづき、長期間安定的に収益を得られる公社債を中心に運用を行いました。また、ALM(資産と負債の総合管理)の観点から公社債の長期化をすすめました。

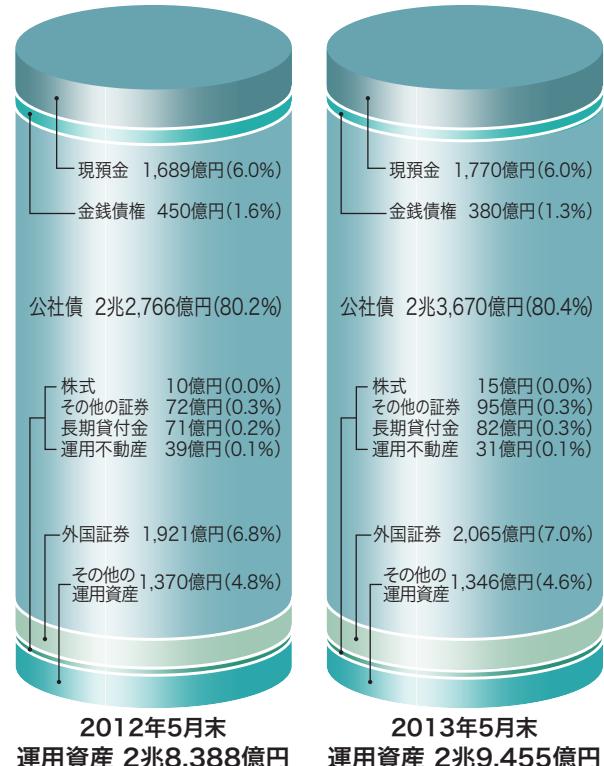
運用資産は1,067億円増加して2兆9,455億円となりました。その主な内訳は、運用の中核である国債などの公社債が80.4%、外国証券7.0%、現預金6.0%などです。なお、長期貸付金は契約者貸付金等で、一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

資産運用純益は、前年度比で19億円(4.2%)増加の475億円、運用利回りは1.64%となりました。

■運用環境



■運用資産の状況



2012年5月末 運用資産 2兆8,388億円 2013年5月末 運用資産 2兆9,455億円

(注)百分率(%)は、運用資産に対する割合を示しています。

■資産運用成果の推移

摘要	2011年度	2012年度
資産運用純益	456億円	475億円
運用利回り	1.62%	1.64%

5 経営指標

業務改善の取り組み

I 概況と経営の

II 経営の健全性

III 法令の遵守

IV 情報開示と組合員サービス

V 生活保障の考え方と共済制度

VI 社会貢献活動

VII 協同組合との連携・提携

VIII 全労済の組織と概要

組合員の信頼に応えられる充分な保障力を確保

►修正自己資本5,507億円 修正自己資本比率17.0%

支払保証資力として、充分な自己資本を保有しています。

支払保証資力は、右表のとおりで、自己資本が223億円増加したことにより、修正自己資本は445億円増加し5,507億円、修正自己資本比率は17.0%となりました。

摘要	2011年度		2012年度	
	金額	比率	金額	比率
自己資本	2,339	7.5	2,408	7.4
評価・換算差額等	△120	△0.4	35	0.1
小計	2,220	7.1	2,443	7.6
異常危険準備金	2,623	8.4	2,801	8.7
価格変動準備金	219	0.7	262	0.8
合計	5,062	16.2	5,507	17.0
総資産額	31,164	—	32,339	—

(注)会員資本は組合員に還元する利用高割戻金額を控除しています。

►基礎利益1,206億円

共済事業として充分な経営水準を維持しています。

基礎利益は利差損益の改善や危険差益が増加したことにより、前期より29億円増加して1,206億円となりました。

摘要	2011年度		2012年度	
	金額	比率	金額	比率
基礎利益	1,177		1,206	
(うち費差損益)	(50)		(28)	
(うち利差損益)	(△83)		(△37)	
(うち危険差損益)	(1,210)		(1,215)	

(注)基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

►支払余力比率1,389.3%

責任準備金や価格変動準備金の積み増しを継続的に実施していることから、支払余力総額が増加しました。一方、リスクの合計額は、一般共済リスクや予定利率リスクの抑制等により低下したため、支払余力比率は前年度と比較して192.8ポイント増加し、1,389.3%となりました。

摘要	2011年度		2012年度	
	金額	比率	金額	比率
支払余力総額(A)	7,387		8,503	
リスクの合計額(B)	1,235		1,224	
支払余力比率 (A) / [(B) × (1/2)] × 100	1,196.4		1,389.3	

※消費生活協同組合法施行規則ならびに同法施行規程にもとづいて算出しています。

■生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

►実質純資産額9,897億円 実質純資産比率30.6%

実質純資産額は9,897億円となりました。追加責任準備金など(資本性を有する負債)の増加により、実質純資産は1,286億円増加し、資産超過で良好な状態にあります。

摘要	2011年度		2012年度	
	金額	比率	金額	比率
実質純資産額	8,611		9,897	
実質純資産比率	27.6		30.6	

(注)実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性を有する負債を除く)を引いた額です。

用語解説

基礎利益とは

「基礎利益」とは掛金収入や共済金・事業費支払等の共済関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、基礎的な期間収益の状況を表す指標です。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常剰余から有価証券の売却益などの「キャピタル損益」や「臨時損益」を控除して求めたものです。基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており、基礎利益が十分確保されていることは、共済本業で逆ざやを上回る利益を確保していることになります。

支払余力比率とは

支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(巨大災害等のリスク)に備えて、どのくらいの支払余力があるかを判断するための経営指標の一つです。保険会社は金融庁、JA共済は農林水産省が定めた基準にもとづき計算し公表しており、共済生協に対しては、2010年1月に消費生活協同組合法施行規則および同法施行規程が改正され、共済生協の「支払余力比率の算出基準」が定められたことにより、同基準にもとづき計算しています。基本的な考え方は、全労済が抱える共済金等の支払いや資産運用に係わるリスクなど、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、各種積立金などの内部留保や有価証券含み益などの合計(自己資本相当額)で、これらのリスク(リスクの合計額)をどの程度カバーできるかを数値化した支払余力を示すというものです。具体的な算出は、リスクの合計額に対する備えが何%あるかという考え方にもとづき、自己資本相当額をリスク合計額で割り算して求めます。

■ 支払余力比率=支払余力総額÷(リスクの合計額×1/2)×100

II 経営の健全性

1 健全性向上のための取り組み

経済・金融環境の激変や金融自由化の進展とともに、生協の経営を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

全労済では、組合員に対して確実に共済金等の支払いをしていくための備えをさらに強化していく必要があると考えており、健全性向上のためにさまざま

な取り組みを行っています。

経営の健全性を正しくご理解いただくためには、「貸借対照表」や「損益計算書」などから総合的に判断いただくことが必要です。特に「責任準備金」や「資産運用状況」、「純資産の部」などは経営状況を示す指標となります。

(1) 責任準備金——将来の共済金等の支払いへの対応について

①責任準備金の積み立て

責任準備金とは、将来の共済金などの支払いを確実に行うために、掛金や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、生協法においても積み立てが義務付けられています。

②責任準備金の仕組み

長期共済は10年、20年あるいは終身といった長期にわたって保障を提供する制度です。

契約者が払い込む掛金は、共済期間中の掛金収入と支払共済金などが全体として等しくなるよう設定されています。多くの場合、死亡共済金の支払いは、被契約者の年齢が年々上がるため、共済期間の後半に移るにしたがって多くなりますので、最初のうちは支払共済金が掛金収入を下回り、後半は逆に、支払共済金が掛金収入を上回ることになります。

そこで将来の共済金などの支払いに備えるために

責任準備金を積み立てておき、共済期間の後半ではそれを取り崩すことで共済金を支払うことができるようになっています。また、満期共済金のある共済種類では、満期共済金の支払いのためにも責任準備金を積み立てています。

なお国内外において保険負債の時価評価導入への動きが進展しつつある状況を踏まえ、全労済においても貯蓄要素の高い個人年金共済契約について財務基盤を強化するとともに、逆ざやの早期改善を図り、将来収支の改善を目的として2008年度より追加責任準備金の計上を開始しています。

③積立方式

全労済は長期共済の責任準備金(共済掛金積立金)を「純共済掛金式」で積み立てており、「チルメル式」を採用する場合より充分な支払い能力を保持しています。

積立方式について

(1)「純共済掛金式(平準純保険料式責任準備金)」とは

全労済は、将来、共済金などを確実に支払うために責任準備金を積み立てています。全労済の事業費は、他の長期共済を実施している共済生協と同様に現実には新規契約獲得の諸費用、契約証書の作成費用、契約管理費用などの経費の支払いのため契約初年度は多額になるのが一般的です。「純共済掛金式(平準純保険料式責任準備金)」は、事業費を掛金払込期間にわたって毎回一定額(平準)と想定し、責任準備金を計算する方法です。

(2)「チルメル式(チルメル式責任準備金)」とは

契約時に必要となる費用を契約初年度に一括計上し、掛金払込期間の一定期間にわたり償却していくものとして計算した責任準備金です。

(2) 資産運用——安全性を最優先した資産運用を行っています

①資産運用方針

全労済では、組合員(契約者)の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

「せいめい共済」、「総合医療共済」、「ねんきん共済」などの長期共済の資金を運用するにあたっては、予定利率の確保を目的に、公社債を中心とした利息収入を安定的に得る運用を行っています。

全労済では、公社債による運用に加え、総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上をめざしています。

②運用体制

全労済役員会の専門委員会として「資産運用委員会」を設置し、資産運用計画などについて審議した結果を全労済役員会へ提起・報告し、その結果を全労済理事会へ報告し最終的な承認を得ています。

資産運用業務は、機関において承認された計画にもとづき、規定に定める稟議決裁手続きを経て、資金証券部が遂行しています。

③業務執行体制

資金証券部においては、資産運用方針・計画等の立案、資産運用の執行、資産運用リスク管理、資産管理を担う体制と機能を明確化し業務を執行しています。

(3) 自己資本——自己資本を増強し、支払保証資力の増強に努めています

①自己資本の充実

通常の予想を超えるリスクに備え、経営の健全性を堅持するためには、自己資本を充実することが必要となっています。

全労済の自己資本は、「出資金(資本金)」、そして、生協法の規定により積み立てが義務付けられている「法定準備金」と、さらに「任意積立金」、「評価・換算差額等」などを合計した金額になります。

このうち、会員出資金は、1999年10月から会員生協において新規加入者の出資金額を1,000円以上と

する取り組みに加え、割戻金からの振替增资を行っています。

2012年度は1億円(0.1%)増の1,426億円となりました。自己資本については当期末処分剰余金の増加や評価・換算差額等の改善により、対前年度比223億円(10.1%)増の2,443億円となりました。

これに、異常危険準備金および価格変動準備金を加えた修正自己資本は5,507億円、修正自己資本比率(総資産に占める割合)は17.0%となっています。

■自己資本の推移



2 総合的リスク管理 —組合員の信頼と負託に応えるために—

保障事業を取り巻くリスクは多様化・複雑化・高度化しており、公共性・社会性の強い保障事業（共済）を営む組織として、諸々のリスクを適切・確実に管理するがますます重要になってきています。

全労済は、総合的リスク管理における領域を3つに

区分（危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域）したうえで、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携をはかりながら管理を行っています。

(1) 危機管理領域における取り組み:大規模災害等の非常事態における対応

全労済は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火等の自然災害および大火等の非常災害に対する、事前対策、災害発生時対策および通常業務体制で処理できない異常時対策などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い、大規模地震・自然災害に関する基本計画、新型インフルエンザ対策に関する基本計画について、全労済の重要な業務を中断させないためのリソース、各業務目標復旧時間の設定等をとりまとめています。

また、首都直下地震発災を想定し、全労済会館等

の機能や業務が一時停止した場合の行動や業務手順について、「首都直下地震発生時の手順書」を策定しました。

①被災組合員への対応

全労済は、大規模自然災害・広域災害が発生した際の、全国域の連携や被災県事務所の被災者対応に関する初動体制、および平時の防災活動について「大規模災害時被災者対応規程・内規」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の際の被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

(2) 経営リスク管理領域における取り組み:業務の適切性と財務の健全性の強化

全労済は、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的とし、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

そのため、リスク管理統括部署として独立した「経営リスク統括室」を設置、2006年6月に経営リスク管理基本方針・個別リスク管理方針を、2008年9月に個別リスク管理規程を設定するなど、組織全体でリスク管理態勢整備に取り組んでいます。

の健全性に与える影響を把握・分析しています。また、ストレステストの結果にもとづき、予防的または発生時の対応策について検討をすすめています。

②ALMリスク管理について

全労済は、取り扱う共済商品の特性（共済期間、保障性、貯蓄性、オプション性など）と資産運用の関係など、資産・負債・純資産の相互の関係性を認識し、将来収支予測やキャッシュフローの分析などの手法を用いて総合的な観点からリスクを管理するALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント=資産と負債の総合管理）の考え方を導入し、財務リスクの管理に取り組んでいます。

③共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

全労済は、共済数理、法務および医学等の専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震等の自然災害に関するリスクについては定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険等による対応を行っています。

④資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスク等が顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。

市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まっており、全労済は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

②ストレステストの実施

全労済は、経営リスク管理態勢整備の一環としてストレステストを実施しています。ストレステストでは、大規模な災害や金融市場の大きな混乱による損失の拡大といったシナリオをもとに損失額を推計し、財務

⑤資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクといいます。

全労済は、日々の資金繰りの状況を監視するとともに、資金繰りの状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

⑥事務リスク管理

日常の業務において役職員等が正確な事務・業務を怠る(事務過誤)、あるいは事故・不正等を起こすこと(不祥事)により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

全労済は、組合員の満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアル等の整備を行い、その定めに準拠した業務の実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防

止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

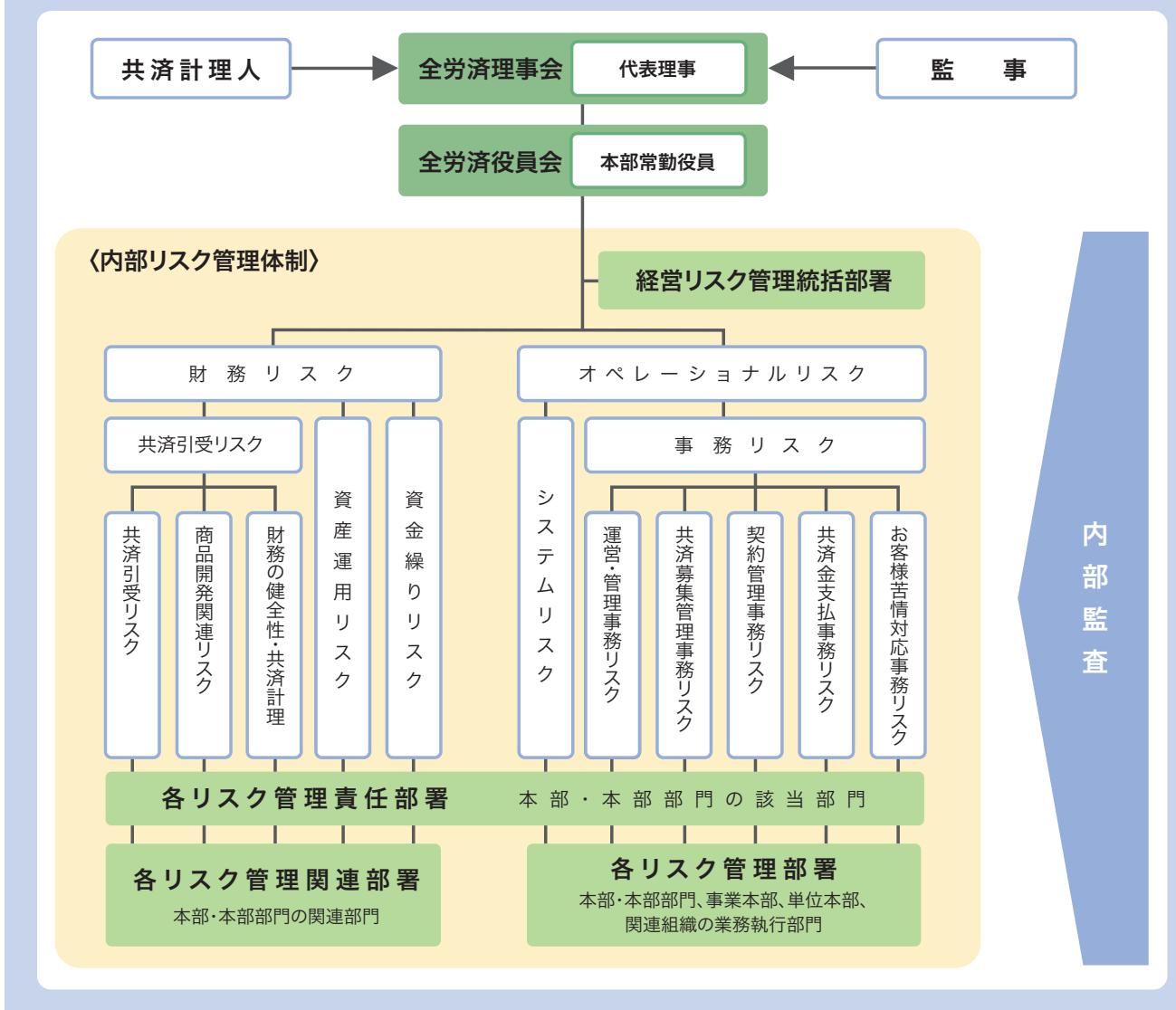
⑦システムリスク管理

コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。

全労済は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢構築をすすめています。

また、システム不備・不正使用といった課題に対し、各種セキュリティ対策を施すとともに、マニュアル等による適切な業務の徹底をすすめ、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

■経営リスク管理体制



Ⅱ 法令の遵守

1 コンプライアンスへの取り組み

全労済は、組合員の皆さんに共済事業を提供しています。共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であることから、誠実な生協組織として事業を継続的に発展運営し、社会的責任を果たしていくことは重要な課題です。

全労済は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則等を遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応えていく事業体として組織風土の醸成をはかっています。

全労済では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

また、全労済内部のリスクを早期に発見し、適正に

措置するなど自浄作用を發揮させるための仕組みとして、内部通報・相談制度である「全労済ヘルpline制度」の運用を2006年4月に開始しました。

2007年6月には、全労済の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、コンプライアンス活動を開いていくための指針として、「全労済コンプライアンス基本方針」および「全労済役職員行動基準」を定め、2010年4月には「全労済コンプライアンス規程」を定めました。

組合員の皆さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

■ ■ ■ ■ 全労済コンプライアンス基本方針 ■ ■ ■ ■

全労済は、コンプライアンスを関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず、協同組合に従事するものの使命であり、社会的な要請や組合員・お客さまの期待に応えていくための組織や事業の在り方そのものと考え、これらの価値の創造に努めています。

1. 社会的要請・組合員・お客さまの期待に応える事業活動

- 全労済は関係するあらゆる法令・諸規則等をその目的と趣旨にもとづき遵守するとともに、その他の社会規範に逸脱することのない、適法かつ適正な事業活動を行っていきます。
- 全労済は社会倫理にもとづく公正な事業活動や業務の遂行に努めるとともに、人権や環境問題をはじめとする社会的な要請や課題に応えていくなど、社会的な責任を果たしていきます。

2. 社会に有用な商品・サービスの提供

- 全労済は協同組合として、組合員・お客さまの豊かで安心できる暮らしの実現をめざし、生活の保障に係わる有用な商品（共済商品）・サービスの開発をはじめ、こうした事業を通じて新たな価値を創造し、これらを広く社会、組合員・お客さまに提供していきます。
- 全労済は共済商品・サービス等の提供を通じて、組合員・お客さまの暮らしに係わる事故や災害などの、経済的・精神的なリスクの解決に向けた支援を行っていきます。

3. 経営の健全性と内部統制機能

- 全労済は共済生協として、自己資本・準備金等の適正な保有と安全な資産運用に努め、組合員・お客さまの万一の事故や災害等にそなえて充分な支払い余力を確保するなど、経営の健全性により事業を持続的・安定的に発展させていきます。
- 全労済は事業運営を的確にコントロールしていくため、監査体制の整備・強化をはじめ、リスク管理や内部業務検査、モニタリング等を通じての相互牽制作用やチェック機能を高めるなどの仕組みを整備し、内部統制活動に努めています。
- 全労済は組合員・お客さまからお預かりした個人情報等の情報の重要性を認識し、自然災害等のクライシス、情報セキュリティ対策など、全労済が保有する各種情報の適正かつ安全な管理に努めています。

4. 業務の適正化と不断の改善

- 全労済は業務の適正化を確保していくために、業務標準化の徹底や、業務プロセスの継続的な点検により潜在するリスクや改善課題を明らかにし、これらの不断の改善に努めています。
- 全労済は苦情受付専用窓口等により、組合員・お客さまの声に適切に応えていくとともに、意見・要望・苦情等を内部で共有化し、再発防止や未然防止に向けて、責任を持って必要な改善、対策を講じています。

5. 情報の開示とコミュニケーション

- 全労済は組合員・お客さま、取引先、従業者等に対して情報を公正に開示とともに、積極的にコミュニケーションを図っていくことにより、事業運営の透明性と健全性の確保に努めています。
- 全労済は組織内の健全な相互批判的コミュニケーション等を通じて、また内部通報制度（全労済ヘルpline）等により、健全な組織としての自浄作用の発揮に努めています。

6. 人権の尊重と自由な組織

- 全労済はすべての関係者の人権・人格を尊重し、人種、国籍、宗教、信条、年齢、性別、障害の有無など多様性を認め、これらにもとづく差別を行いません。
- 全労済は職責、職務の差異に係わらず、従業者一人ひとりの創造力と自主性を尊重し、それらが事業活動に活かされる組織的な仕組みを整備し、自由で活力ある組織風土を形成することに努めています。
- 全労済は従業者の健康を守るとともに、安全でゆとりのある職場環境を確保し、実現して行くことに努めています。

7. 社会貢献と環境保全活動

- 全労済は地域社会の一員として、環境や福祉などさまざまな社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の健全で持続可能な発展に貢献していきます。
- 全労済は地球環境をより良い状態に維持していくことが自らの責務であることを自覚し、「全労済環境方針」のもとに環境保全活動に取り組んでいきます。

■全労済役員行動基準

私たちは、協同組合の活動に従事するものとして、協同組合の理念とともに社会の要請や組合員・お客さまからの期待に適切に応えていくことを使命とし、これらを組織や一人ひとりの個人の積極的かつ創造的な行為と考えています。そのため、私たち一人ひとりが、主体的に全労済のあたらしい組織と事業の姿をつくりあげていきます。

(1)たすけあいの全労済として、運動と事業の発展のために努力します。

私たちは、組合員・お客さまとともに「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」をめざし、協同組合としての運動と新しい時代の事業の発展のために、力を尽くしていきます。

(2)法令・社会規範等を遵守するとともに、高い倫理性をもって行動します。

私たちは、法令、社会規範、諸規則等をその目的・趣旨に沿って正しく理解し事業や業務の遂行に当たるとともに、高い倫理性にもとづき誠実・正直に責任ある行動をとります。

(3)組合員・お客さまのくらしの問題解決に向けて、創造性を發揮します。

私たちは、事業活動を通じて良質な共済制度・商品の開発から各種サービスの提供に至るまで、どのように組合員・お客さまのくらしの問題解決やその支援が果たせるのかを念頭に、創造性を発揮し行動していきます。のために、組合員・お客さまから頂いた苦情や意見に真摯に耳を傾けていきます。

(4)組合員・お客さまのニーズに応え、業務の改善に取り組みます。

私たちは、事業の目的にそって適正に業務を遂行していくため、組織内で定められた諸規程、規則、マニュアル類に沿って行動するとともに、組合員・お客さまのニーズに適切に対応できるように、常に業務の再点検や必要な改善に取り組んでいきます。

(5)情報の安全管理に努め、組合員・お客さまの情報を守ります。

私たちは、業務上知りえた情報、特に組合員・お客さまの個人情報・データについては細心の注意をもって取り扱うとともに、事故を発生させないよう充分な安全管理に努めています。

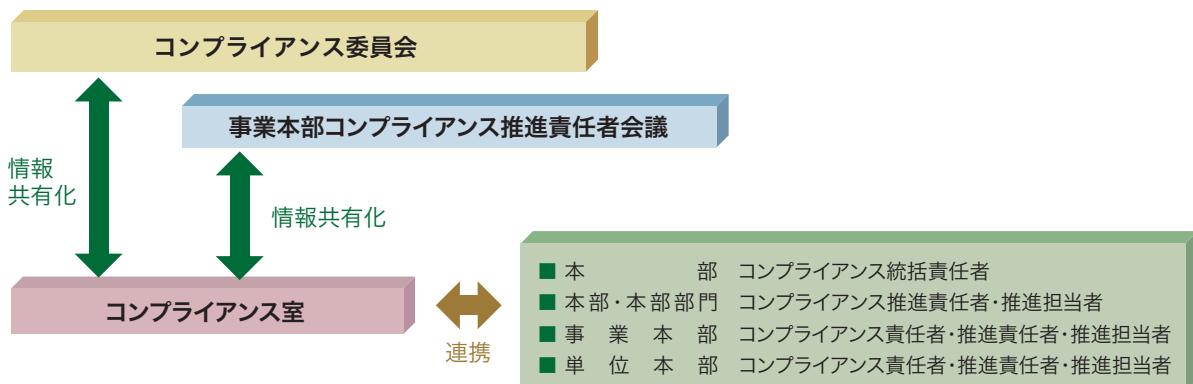
(6)リスク情報の共有化を図り、再発防止等に努めます。

私たちは、法令違反・不正・反倫理的行為等の防止に努めるとともに、違反行為等が発生した場合には原因の究明を徹底して行い、これらの情報の共有化と認識の徹底を図り、再発防止や未然防止に向けた対策や改善に取り組んでいきます。

(7)認め合い、お互いを尊重する職場をつくります。

私たちは、個人の多様な価値観を認め合い、一人ひとりのプライバシーを守るなかで、誹謗や中傷、差別的な言動、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの人格を無視する行為のない、お互いを尊重する職場づくりに努めています。

■全労済コンプライアンス推進体制



2 個人情報の保護

全労済は、2005年4月の個人情報保護法の施行にともない「個人情報保護方針」、および「全労済個人情報保護規程」を定め、お客さまからお預りしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。

また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインに

もとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、安全管理措置等の強化に向けた自主的な取り組みをすすめています。

今後もお客さまに安心して全労済の各種事業を利用いただけるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいきます。

(1) お客様の個人情報の取り扱い

個人情報保護方針は、ホームページ上で公表するとともに各都道府県本部・共済ショップ窓口等においては、お客様の目に触れやすい場所に掲示して、

お客様の個人情報の取り扱いの、周知に努めています。

(2) 個人情報保護の責任体制

お客様の個人情報の保護・管理に向けた責任体制は、「全労済個人情報保護規程」にもとづき次のように講じています。

①全労済における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修など個人情報保護全般にわたり責任を

負うものとします。

- ②本部・事業本部・単位本部における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。
- ③個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

(3) 個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報システムや会館（事務所）・施設等

への物理的な対策、役職員の教育や雇用に関わる人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策などを継続的にすすめています。

個人情報保護方針－お客様に関する個人情報の取り扱いについて－

全労済は、各種の事業活動を通じて、お客様から信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供するとともに、これらをご案内し、利用していただいている。

お預かりしたお客様に関する情報は、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

いただいています。

4. 情報の管理

全労済では、「個人情報保護規程」にもとづき、個人情報保護管理者等の設置や情報セキュリティ対策をはじめ適切な安全管理措置を講じ、お客様の個人情報の漏えい、紛失、き損または個人情報への不正アクセスなどの防止に努めています。また、お客様の個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内において正確、最新なものにするよう努めています。なお、関連事業会社・共済代理店等に業務委託を行う場合にも、責任をもってお客様の個人情報の適切な管理を求め、目的外の利用を行わせないものとします。

5. 情報の提供

全労済では、お客様の個人情報を業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除いて、お客様の個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- (1)お客様が同意されている場合
- (2)法令により必要と判断される場合
- (3)お客様または公共の利益のために必要と考えられる場合
- (4)業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いていくときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。
 - ①共同利用する旨
 - ②共同で利用される個人データの項目
 - ③共同して利用する者の範囲
 - ④利用する者の利用目的

1. 情報収集・利用目的

全労済は、お客様により良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいている。これらお客様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ、ご本人の同意をいただきます。

2. 収集する情報の種類

お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録されたお客様のメールアドレス他の情報を収集させていただいている。

3. 情報の収集方法

主に申込書・契約書やアンケートにより、お客様の情報を収集させていただきます。協力団体・労働組合等を通じて共済を利用されるお客様については、お客様の所属する協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わるお客様の情報を収集させて

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

(1)全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険(以下、「自賠責共済・保険」といいます。)制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいている。

(2)全労済は、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」といいます。)にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済(以下、「自動車共済」といいます。)制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および(社)日本損害保険

協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

(3)全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいている。

7. 開示・訂正・利用停止

全労済は、お客さまからご自身の個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。なお、お客さまの個人情報の、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合には、特別な理由のない限り取り扱いを停止させていただきます。

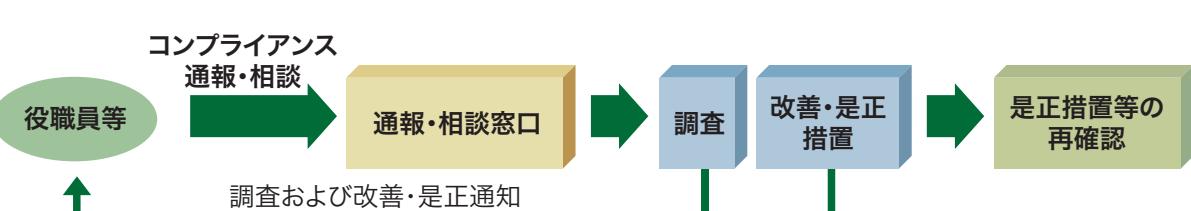
3 全労済ヘルpline制度

全労済ヘルpline制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者に求められる事項について制度として整備したものです。全労済のコンプライ

アンス経営の健全性向上をはかり、社会的信頼に応えていくことを目的とし、次の課題の達成をめざしています。

- ①全労済における組織的または個人的な法令違反や不正行為等の情報を収集するしくみを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、全労済として自らその改善、是正をはかる。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④全労済としてのコンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備をはかる。

■制度の基本的な流れ



「全労済ヘルpline規程」にもとづき、通報者等の権利保護や秘密の保持がされます。

V 情報開示と組合員向けサービス

1 情報開示

(1) 情報開示について

全労済は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。2008年4月の新生協法施行にともない、「全労済ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項の掲載に変更しています。

これらの資料以外にも、各事業本部、単位本部、会員単協では数多くの情報紙・誌を発行しています。



ホームページ
(URL) <http://www.zenrosai.coop>



全労済ファクトブック
年1回
報道機関やオピニオンリーダー
向けに発行



全労済ガイド
年1回
組合員・一般生活者向けに発行



全労済ニュース・ファイル
年6回
ファイナンシャルプランナー等の
オピニオンリーダー向けに発行



News&Communication
随時(2012年度は18回)
報道機関向けに発行



機関誌「zenrosai」
年3回
労働組合向けに発行



ZENROSAI
(英文/年次報告書)年1回
海外向けに発行

(2) 組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」について

地域加入の組合員を中心に、2003年1月より身近な情報紙として、組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を年2回定期発行しています。あわせてホームページ上の組合員特典ページの展開を行い、組合員とのコミュニケーションの強化に向けた取り組みをすすめています。また、寄せられた貴重なご意見等については、内容の分析をすすめながら、事業活動に活かす取り組みを行っています。

さらに、組合員の声に対しての見解や経営情報の

掲載を行っています。

また、各都道府県本部の独自情報を同時に発信し、より身近な情報紙の実現をめざしています。

さらに、2009年新年号より「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」を作成し、組合員の閲覧が可能となりました。「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」の提供により紙資源の消費を減らすエコ活動に取り組むとともに、組合員との永続的なリレーションシップの構築をインターネット環境でも実現していきます。



Safety Family

年2回

組合員向けに発行
世代別に2種類

(3) 全労済ホームページについて

全労済ホームページでは、共済商品のご案内や全労済からのお知らせなどの最新情報の掲載や、各種共済商品の掛金見積もりや申込書のダウンロード、加入相談、資料請求の受付を行っています。2013年2月には、24時間いつでもインターネットで保障内容等の確認や住所変更などの各種お手続きができる組合員専用サービス「全労済マイページサービス」を開設しました。

全労済ホームページ

パソコンサイト <http://www.zenrosai.coop>



全国各地の全労済都道府県本部や職域本部で開設しているホームページでは、地域にお住まいの組合員を対象としたコミュニケーション情報の発信や加入・相談窓口のご案内を行っています。

さらに、近年急増しているスマートフォン利用者向けに、スマートフォン専用サイトを2013年2月に開設しました。

●各都道府県本部ホームページ



●掛金見積もり・申込書ダウンロード



●共済商品のご案内(こくみん共済)



●資料請求



●共済金請求受付



●マイページ



【スマートフォン専用サイト】

アドレス
<http://www.zenrosai.coop/smt>



2 組合員向けサービスの拡充

(1) 健康・介護等電話相談(ほっとあんしんコール)

「個人ねんきん共済」、「新総合医療共済」、「新せいめい共済」「いきいき応援」(「総合医療共済」「せいめい共済」「終身共済」含む)にご加入いただいている方を対象に、日常の生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽にご相談いただける電話相談サービスを実施しています。

●電話相談サービス内容

①健康相談(24時間・365日)

体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

②育児相談(24時間・365日)

子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

③介護相談(24時間・365日)

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、ケアマネージャーがお答えします。

④年金相談(週3回・当日予約制)

年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。

⑤税務相談(週1回・当日予約制)

確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。

お問い合わせに、税理士がお答えします。

⑥法律相談(週1回・当日予約制)

一般的な法律相談について、弁護士が直接お答えします。

●電話による情報提供サービス

①全国の医療機関情報(24時間・365日)

専門病院、リハビリ病院、人間ドックなど、各医療機関に関する情報を提供します(直接紹介や医療診断はできません)。

②福祉施設情報(24時間・365日)

特別養護老人ホームなどの全国の福祉施設の情報を提供します(直接紹介はできません)。

③在宅介護情報(平日9:00~17:00)

各種の介護サービス提供事業者に関する情報を提供します。

・全労済グループの介護事業所

・全労済と連携している各都道府県の指定事業者および福祉系事業団体

※なお、地域により各市区町村の介護保険相談窓口をご案内します。

(2)マイカー共済の損害調査サービス体制とマイカー共済事故受付センター

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。まず、全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるよう全国78カ所の損調サービスセンターに約850名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、総員約100名が交代で、24時間365日※の事故受付・相談サービスを実施しています。

※自動車事故等の相談サービスは9:00~21:00のみの対応。

①事故受付

「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。

②示談交渉サービス

事故受付後は、全国のマイカー共済損調サービスセンターが、示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限ります)。

※自賠責共済のみの加入の方は、示談交渉サービスのお引き受けができません。

③自動車事故等の相談サービス

「マイカー共済事故相談ダイヤル」が、交通事故に関する質問や相談にお応えします。

ハナシヲイロイロ
0120-8740-16

(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)
9:00~21:00 365日受付

オハヤクツーホー
0120-0889-24
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

※自賠責共済のみの加入の場合は、加入時にお渡しする「自賠責共済のしおり」に記載している最寄りの「損調サービスセンター」にご連絡ください。

④24時間コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

ハヤクミナロードサービス
0120-889-376
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

⑤マイカー共済ロードサービス

四輪自動車契約で人身傷害補償または車両損害補償を付帯されている場合にご利用いただけます。ご利用は右記フリーダイヤルにご連絡いただき、全労済が出動を認めた場合に限ります。

- ・自走不能な場合のレッカーけん引
- ・路上クイックサービス
- ・燃料切れ時のガソリンお届けサービス
(1契約期間1回のみ、10ℓまで無料)

※サービスのご利用には一部制限があります。

ハヤクミナロードサービス
0120-889-376

(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

(3) ライフサポートサービス

死亡・重度障がい時、受給者は社会保険をはじめとしたさまざまな手続きを行わなければならず、「いつ、どこで、どんな手続きをすればいいのか」という不安を抱えます。

全労済では、そうした負担を少しでも軽減できるよう

⑥交通事故証明書取得サービス

共済金の請求にともなう「交通事故証明書」の取得は、全労済が代行します。

必要な諸手続きを中心とした情報提供を行い、同時に契約の承継や遺された家族の将来にわたる生活保障設計等の相談を行うライフサポートサービスを実施しています。

(4) SFサービス

全労済は、保障を通じてだけではなく、組合員の皆さま一人一人の毎日の暮らしをバックアップするサービスを展開しています。全国約2,000店(2013年7月1日現在)と提携し、宿泊施設やショッピングから、カルチャー、レクリエーション、冠婚葬祭など、暮らしを取り

巻くさまざまなジャンルの幅広いサービスが特別割引料金でご利用いただける「SFサービス」を提供しています。パソコンや携帯電話からインターネットでクーポンを取得できます。

(5) 保養所

2ヵ所に保養所を開設し、組合員の保養と健康増進のお手伝いをしています。

田沢湖高原リゾートホテル ニュースカイ
〒014-1201 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野73-3
TEL. 0187-46-2006

勤労者保養センター 越中庄川荘
〒932-0302 富山県砺波市庄川町庄4898-4
TEL. 0763-82-5111

N
情報開示と組合員
向けサービス

生活保障の考え方
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

組織と概要
全労済の

取り組み改善の
業務

概況と経営の

経営の健全性

法令の遵守

V 生活保障の考え方と共済制度

1 生活保障設計運動の展開

全労済は、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員のこれから的生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社任せではなく、組合員一人一人がどのように生きていくかを考え、組合員自らがその設計を行

っていかなければならぬと考えます。

全労済では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案をすすめています。

(1) 生活保障設計運動とは

組合員一人一人が、生活設計（保障計画+資金計画）に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かなくらし」を

実現する取り組みを、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。



(2) 生活保障プランナーの養成

職域協力団体（労働組合や共済会）においては、「保障設計運動」が福祉活動の柱として積極展開されています。

全労済では、日頃から組合員の個別相談に対応されている方々（福利厚生担当者・労組執行部）を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座

を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を活かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。

2004年8月の全国展開スタートから約9年を経過し、プランナー修了者は全国17,059名となっています（2013年5月末現在）。

「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートした全労済認定のライセンスで、具体的には、公的なFP（ファイナンシャル・プランナー）資格を持った全労済職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行い、関連する相談事例について「事例集」にもとづき補足し、実際の活動に活かしていただくという内容です。講座は、8時間（標準講座）で履修でき、「生活保障設計」の考え方を理解し、それぞれのリスクに対する「必要保障額」を算出できるようにすることで、組合員の保障に関する相談に適切にアドバイスを行います。また、2013年度から2時間ほどで履修できる「生活保障プランナー基本講座」を新設し、「生活保障プランナー」の裾野をさらに広げていきます。



(3) 生涯にわたる安心の提供へ…生涯生活保障設計運動

21世紀の事業活動として、「生涯にわたる安心の実現と豊かなくらしの創造」と「組合員の永続的な事業活用の実現」をめざした活動を推進しています。

今後、全労済ならではのサービス提供、高齢期の生きがいや社会参加、ならびに介護関連を含めた生活全般の支援活動等を具体化していきます。

生涯生活保障設計運動

生涯にわたる信頼関係の実現と永続的な事業活用

生活保障設計運動

生活設計（保障計画・資金計画）の提案

保障設計運動

保障の最適化と家計支出の軽減

2 保障の考え方

全労済では、自分を取り巻くリスクとそのリスクに対する備え(=保障)全体を認識することにより、保障

の充実と家計支出の軽減をはかることをすすめています。

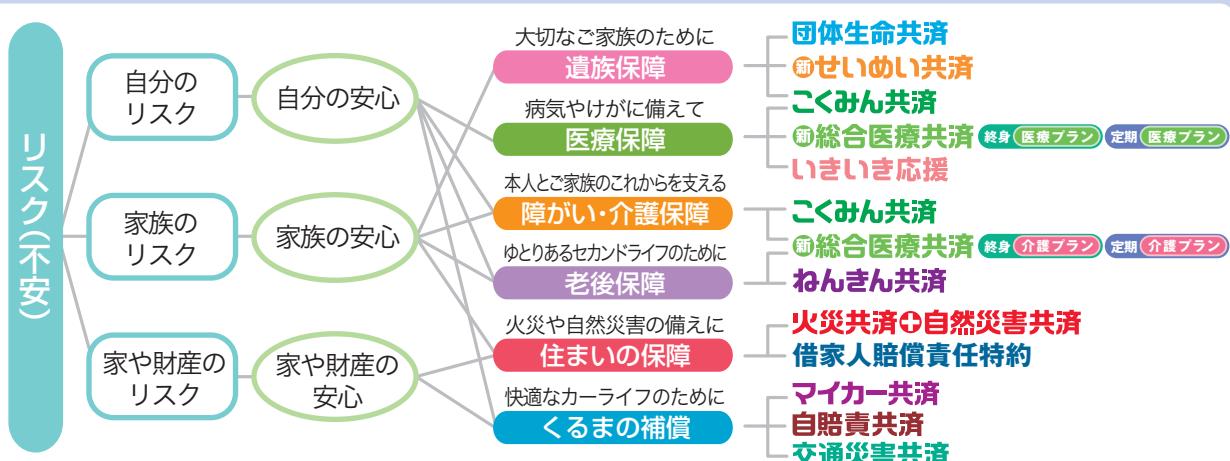
(1) さまざまなリスク(不安)から、自分のリスクをみつめる

私たちの身の回りには数多くのリスクが存在します。まず、どのようなリスクがあるのか確認し、それを予防・軽減・回避する対策を講じておくことが、必要な保障を考えるうえで大切です。これが「生活保障設計」の第一歩です。

さまざまなリスクから毎日の生活を守り、一人一人に合

った保障設計をしていただくために、全労済は①遺族保障、②医療保障、③障がい・介護保障、④老後保障、⑤住まいの保障、⑥くるまの補償の6つの分野に分け、それについて必要な保障額の目安や考え方を提案しています。

■リスク(不安)とその対策1(全労済の共済での保障)



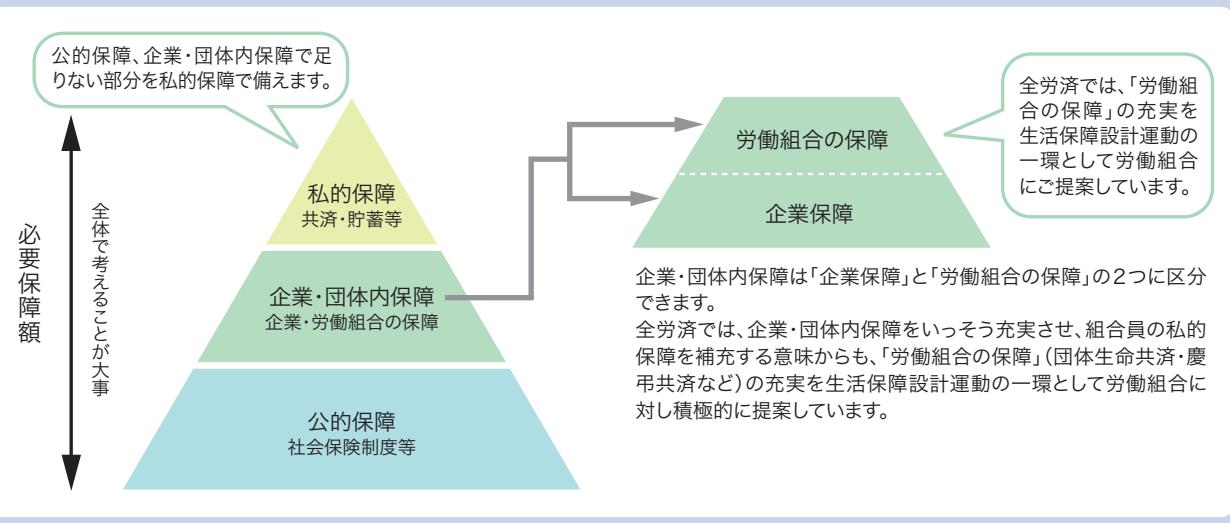
(2) 公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障」だけで賄おうとすると、少しまりがあります。「公的保障」、「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要保障を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度のしくみや保障内容を知り、それでも足り

ない部分を「必要保障額」として、「私的保障(共済や貯蓄など)」で備えることです。

全労済が提案する「生活保障設計運動」は、こうした考え方にもとづき、ムリなく準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さんとともに考えることをめざしています。

■リスクとその対策2

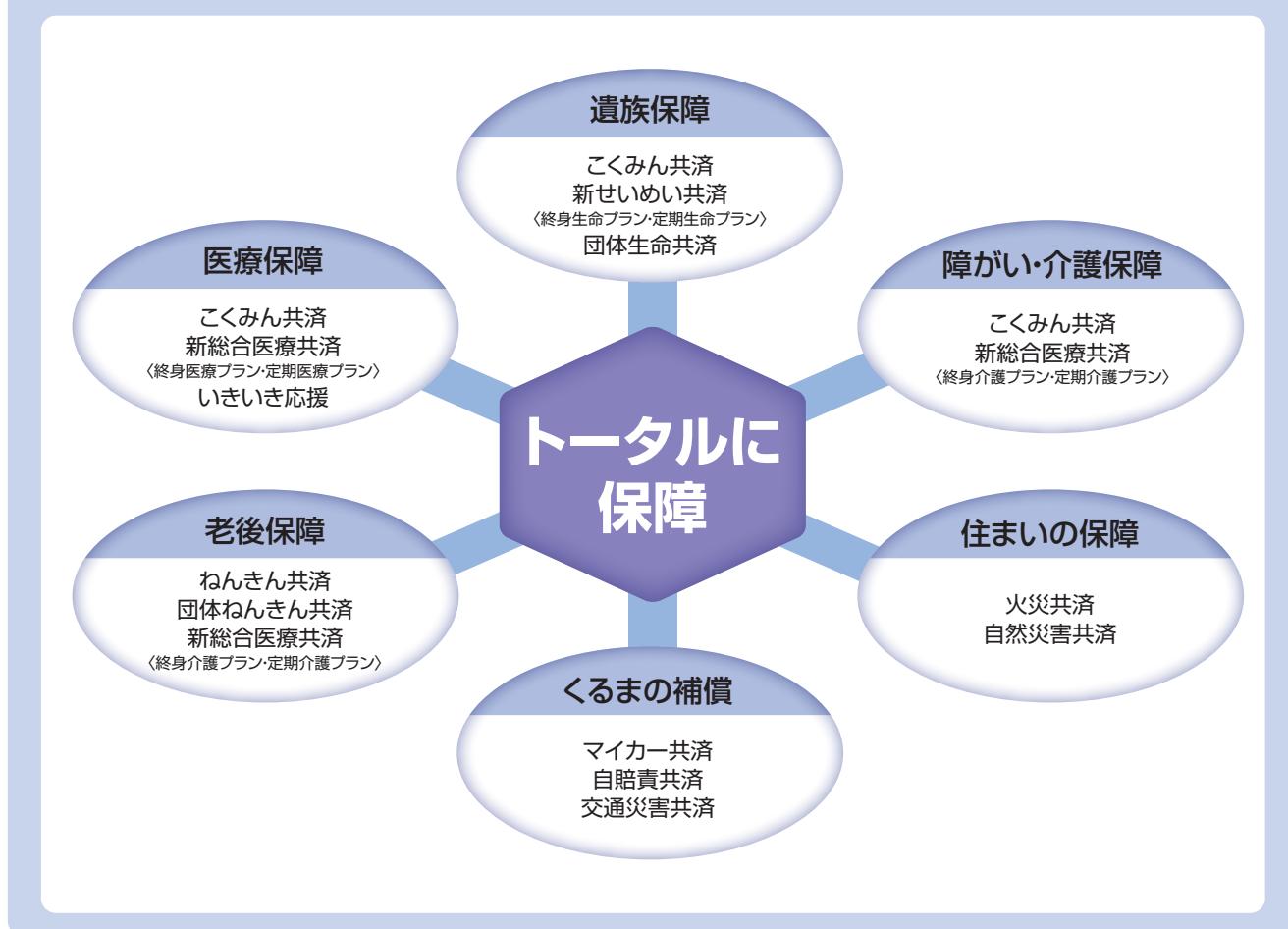


3 保障分野と対応する各種共済

全労済では、生協の共済事業の特質を活かして、生命・損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。具体的には、遺族保障、障がい・介護保障、医療保

障、老後保障から、火災等による住宅・家財の保障、さらに自動車事故による賠償責任の補償まで、組合員の皆さまの生活保障設計を生涯にわたり総合的にお手伝いするため、各種共済をご用意しています。

■全労済の6つの保障領域



4 共済商品の概要と特長

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長
ごくみん共済 <p>個人定期生命共済事業規約 こども定期生命共済事業規約 熟年定期生命共済事業規約 傷害共済事業規約 個人賠償責任共済事業規約 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方が個人で加入する共済 共済期間 1年 キッズ満期金付プランは、4年～18年 終身または10年～25年のタイプもある <p>〈契約の種類と保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 保障目的と世代に応じて選べる基本タイプと基本タイプに追加して手軽に保障の充実ができるプラスタイプ、お子さま向け満期金付プラン、終身医療5000および長生きあんしんプランから構成される <p>■基本タイプ(共済期間:1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生きる安心タイプ 掛金は月々2,500円 死亡、後遺障がい、入院に加え、重度障がい支援(重度障がいへの支援)、疾病障がい(病気による障がいで特定の状態となった場合の保障)など生きていくための保障が充実 ○生きる安心W(ダブル)タイプ 掛金は月々5,000円 生きる安心タイプの2倍の保障 ○総合タイプ 掛金は月々1,800円 死亡、後遺障がい、入院、通院、介護支援を幅広く保障 ○総合2倍タイプ 掛金は月々3,600円 共済金額が総合タイプの約2倍の保障 ○大型タイプ 掛金は月々5,400円 最高3,000万円(交通事故のとき)の死亡保障。入院、通院、介護支援の保障も充実 ○医療安心タイプ 掛金は月々2,300円 日帰り入院(1日以上1日目)から保障。手術に加え、先進医療による療養に対する保障など医療保障が充実 ○医療タイプ 掛金は月々1,600円 日帰り入院から保障。入院共済金や女性疾病手術共済金等、医療保障が充実 ○キッズタイプ 掛金は月々900円 ○キッズワイドタイプ 掛金は月々1,600円 入院や通院、特定損傷(骨折・腱の断裂・関節の脱臼)、さらに損害賠償責任等、子どもの日常生活に身近な保障が充実 ○傷害安心W(ダブル)タイプ 掛金は月々2,000円 ○傷害安心タイプ 掛金は月々1,200円 けがと賠償の保障。健康状態にかかわらず、満0歳から加入可能 ○シニア傷害安心タイプ 掛金は月々2,000円 ○シニア傷害安心H(ハーフ)タイプ 掛金は月々1,200円 けがと賠償の保障。健康状態にかかわらず、満60歳から加入可能 ○シニア総合タイプ 掛金は月々2,000円 死亡・後遺障がい・入院を保障する満60歳からの総合保障 ○シニア医療タイプ 掛金は月々2,000円 病気とけがの入院・手術などを保障する満60歳からの医療保障 <p>■プラスタイプ(共済期間:1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合プラス 掛金は月々900円 保障額は、総合タイプの共済金の約半額 ○医療プラス 掛金は月々800円 保障額は、医療タイプの共済金の半額 ○がん保障プラス 掛金は月々1,400円 がんで入院・手術をした場合やがんと診断された場合の診断共済金など、がんに特化した保障を提供 <p>■キッズ満期金付プラン(共済期間:4年～18年)</p> <p>キッズタイプ、キッズワイドタイプにセットできる満期金付生命保障プラン。お子さまの入学時に合わせて満期金の受け取りが可能</p> <p>■終身医療5000、終身医療3000(共済期間:終身)</p> <p>満15歳から満64歳の方が加入できる 掛金は年齢・性別によって異なる。掛金の払込期間は終身払い 入院や手術を一生涯保障 終身医療5000は、単独加入が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家族全員が、世代や保障目的に応じて簡単に選べる保障の品揃えです ●死亡から、後遺障がい、入院や通院、さらに先進医療に対する保障や重度障がい状態となった場合の保障が充実 ●がんに備える保障も組み合わせることができます ●損害賠償責任や携行品損害を保障するタイプがあります ●お子さまの入学時期に合わせた満期金付プランも選べます ●手頃な掛け金です ●年齢や性別にかかわらず掛け金一律(終身医療各タイプと長生きあんしんプラン、キッズ満期金付プランを除く)です ●必要に応じて保障の組み合わせが可能です

取り組み改善の

概況と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
と生活保障の考え方
とサービス

V

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携組織と概要
全労済の

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長
ごくみん共済 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約 	<p>■長生きあんしんプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○終身医療総合5000(共済期間:終身) <ul style="list-style-type: none"> 満55歳から満75歳の方が加入できる 掛け金は年齢・性別によって異なる。掛け金の払込期間は終身払い 入院・手術・通院・先進医療など、一生涯の医療保障 ○終身介護サポート(共済期間:終身) <ul style="list-style-type: none"> 満55歳から満75歳の方が加入できる 掛け金は年齢・性別によって異なる。掛け金の払込期間は終身払い 介護に絞ったシンプルな保障内容で一生涯を保障 ○定期医療総合5000(共済期間:10年～25年) <ul style="list-style-type: none"> 満55歳から満70歳の方が加入でき、満80歳まで保障 掛け金は年齢・性別によって異なる(加入時年齢から満80歳までの期間が共済期間となり、共済期間中掛け金は変わらない) 入院・手術・通院・先進医療などの医療保障 ○定期生命300(共済期間:10年～25年) <ul style="list-style-type: none"> 満55歳から満70歳の方が加入でき、満80歳まで保障 掛け金は年齢・性別によって異なる(加入時年齢から満80歳までの期間が共済期間となり、共済期間中掛け金は変わらない) 死亡・後遺障がいを保障 	
火災共済 風水害等給付金付火災共済 事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災、落雷、爆発、他人の住居からの水漏れ等さまざまな事故による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高6,000万円を保障 ●風害、水害、雪害等による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高300万円を保障 ●外出先の建物内で一時的に持ち出した家財の火災等による損害を保障 ●上記の保障のほか、罹災時の臨時費用や、失火時、漏水時の第三者への見舞費用等の保障がある ●希望により、借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水などが発生し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、最高4,000万円をお支払いする「借家人賠償責任特約」を付帯できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国一律の掛け金です ●加入時の手続きが簡単です ●自然災害共済を同口数付帯することができます
社会貢献付 火災共済 エコ住宅専用 風水害等給付金付火災共済 事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年 ●オール電化住宅などのエコ住宅専用の保障プラン ●地球環境にやさしいエコ住宅に住みながら、住まいの保障でも環境に貢献することのできる共済 <p>※年払い専用、一般的の火災共済より1口あたりの年払い掛け金が木造2円、鉄筋1円引き</p> <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記火災共済と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年の決算状況により、全労済から環境のために活動する団体へ寄付します
自然災害共済 自然災害共済事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●風水害等の事故による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高4,200万円を保障 ●地震等で住宅・家財に損害が生じたとき、損害の程度に応じて最高1,800万円を保障 ●盗難による住宅・家財の損害、また、火災・風水害・地震・盗難などの住宅損害の際に生じた契約者または家族の死亡や身体障がいも保障 ●火災共済に付帯して加入できる共済 ●2つのタイプ「大型タイプ」「標準タイプ」がある ●大型タイプは、風水害・地震などによる付属建物・工作物の損害も保障 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国一律の掛け金です ●火災共済と同口数を付帯して加入できます ●全労済のほか、全国交運共済生協、電通共済生協、JP共済生協、教職員共済生協が共同で実施しています

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長
新総合医療共済 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約  	<p>●組合員の方が個人で加入する共済 ●医療と介護のそれぞれに終身型と定期型(5年・10年)</p> <p>〈契約の種類と保障内容〉</p> <p>【医療】 ■終身医療プラン</p> <p>【保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●4つのタイプ「ベーシックタイプ」、「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ※」、「女性疾病プラスタイプ※」 ●生涯の保障 ●日帰り入院から保障 ●更新による掛金のアップはない <p>※三大疾病医療特約、女性疾病医療特約は満80歳まで保障</p> <p>■定期医療プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3つのタイプ「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」 ●満80歳まで保障 ●「総合タイプ」の場合、5日以上の連続した入院で1日目から最高180日、通算1,000日まで保障 <p>■終身医療プラン・定期医療プラン共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラスタイプは、がんによる入院の場合、支払日数が無制限 ●入院日額を3,000円から10,000円まで1,000円単位で選択できる(ただしベーシックタイプは5,000円と3,000円のみ) <p>【介護】 ■終身介護プラン</p> <p>【保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護に的をしぼった生涯の保障 ●更新による掛金のアップはない <p>■定期介護プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療保障が付いた満80歳までの保障 ●3つのタイプ「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」 ●プラスタイプは、がんによる入院の場合、支払日数が無制限 ●介護共済金の受取期間は最大「10年」 	<ul style="list-style-type: none"> ●新総合医療共済は、医療と介護の保障からなり、それぞれ終身型と定期型のプランで構成されているため、一人一人の目的に合わせて選べます
新せいめい共済 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約 	<p>●組合員の方が個人で加入する共済 ●終身型と定期型(5年・10年)</p> <p>〈契約の種類と保障内容〉</p> <p>■終身生命プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生涯の保障 ●病気死亡時の保障は、最高2,000万円(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合がある) ●医療保障用としてセット専用プラン「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」をプラスできる <p>■定期生命プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満80歳まで保障 ●病気死亡時の保障は、最高3,000万円(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ●万一のときに、残されたご家族を守る遺族保障です ●リビングニーズ特則がご利用できます
いきいき応援 個人長期生命共済事業規約 	<p>●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 5年</p> <p>〈保障内容と種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満40歳から満70歳までの方が加入でき、最高満80歳まで保障 ●入院日額は3,000円と5,000円から選ぶことができる ●死亡共済金は50万円・100万円・200万円・300万円の4つのプランから選ぶことができる ●希望に合わせて満期共済金をつけられる ●持病・既往症がある方も、簡単な告知で申し込むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●引受基準を緩和して、健康状態に関する告知項目を簡素化しています ●入院、手術、死亡保障にしぼったシンプルな保障内容です

取り組み改善の

概況と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員

生活保障の考え方
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

組織と概要

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長																																																							
ねんきん共済 個人年金共済事業規約	<p>●組合員の方が個人で加入する共済 ●最高年額90万円の年金を保障</p> <p>〈保障内容と種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金の種類は、確定年金と終身年金の2種類 ●終身年金には、保証期間がある ●給付型は定額型と通増型の2種類 ●月・半年・年の分割払いおよび一時払いのほか分割払いの前納のしきみがある ●分割払いには、掛金払込期間中の遺族保障と重度障がいの保障がついた家族年金・重度障害年金付帯型がある ●分割払い契約 イメージ図 は、掛金払込期間中に所定の身体障がい状態となつたとき、掛金払込免除のしきみがある <p>[分割払い、家族年金・重度障害年金付帯型確定年金(15年)、定額型の例] 遺族・重度障がい保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●老後の年金保障に遺族保障がついた合理的な保障制度です ●分割払い契約の場合加入後の生活変化にあわせて契約内容を変更できます 																																																							
マイカー共済 自動車総合補償共済事業規約	<p>●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年</p> <p>〈補償内容〉</p> <p>■主な補償内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご自身・ご家族・同乗者のために「人身傷害補償」 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車事故で被共済者が被った損害を、ご自身の過失にかかわらず契約補償額の範囲内で、示談を待たずに全効率の基準によりまとめて補償 ②自動車事故傷害見舞金が人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる ●ご自身のお車のために車両損害補償「一般補償」 <ul style="list-style-type: none"> 盗難やあて逃げなど、さまざまなアクシデントからご自身のお車をしっかり補償 ●補償をさらに充実させる豊富な特約 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故危険補償特約／自転車賠償責任補償特約／弁護士費用等補償特約／マイバイク特約 ●さまざまなニーズにお応えする各種特約・割引 <ul style="list-style-type: none"> 運転者年齢条件特約／子供特約／運転者家族限定特約／ABS装着車割引／ハイブリッド車割引／福祉車両割引／盗難防止装置装備車割引／複数契約割引／セカンドカー割引／新車割引／搭乗者傷害特約(家族限定補償型)／人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 <p>■各種補償・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安心できる事故対応サービス <ul style="list-style-type: none"> ①示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限る) ②事故受付は休日・夜間を問わず24時間・365日 ③重大事故には迅速に現場に急行する現場急行サービス ④人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応をサポート ⑤「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故や事故後のご相談をサポート ⑥アクシデントの際は、マイカー共済ロードサービス(人身傷害補償または車両損害補償の契約がある四輪自動車の場合) ⑦車検・修理・点検は、安心のサービスと割引価格でご提供、約1,550ヵ所の全国ネットワークで安心をお届けする指定整備工場をご案内 <p>●補償プラン(概要)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本の補償</th> <th colspan="2">《ご自身の補償》</th> <th colspan="2">《相手方への賠償》</th> </tr> <tr> <th>人身傷害補償</th> <th>対人賠償</th> <th>対物賠償</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無制限</td> <td></td> <td></td> <td>無制限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2億円</td> <td></td> <td></td> <td>3,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td></td> <td></td> <td>1,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td></td> <td>(被害者1名につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td></td> <td></td> <td>(1事故につき)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(被共済者1名につき)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車両損害補償</th> <th colspan="3">《お車の補償》</th> </tr> <tr> <th>補償タイプ</th> <th colspan="2">+αの特約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般補償</td> <td colspan="2">●地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約</td> </tr> <tr> <td>エコノミーワイド</td> <td colspan="2">●付随諸費用補償</td> </tr> <tr> <td>エコノミー</td> <td colspan="2">●新車買替特約 ●補償額限定一般補償</td> </tr> </tbody> </table>	基本の補償	《ご自身の補償》		《相手方への賠償》		人身傷害補償	対人賠償	対物賠償		無制限			無制限		2億円			3,000万円		1億円			1,000万円		5,000万円		(被害者1名につき)			3,000万円			(1事故につき)		(被共済者1名につき)					車両損害補償	《お車の補償》			補償タイプ	+αの特約		一般補償	●地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		エコノミーワイド	●付随諸費用補償		エコノミー	●新車買替特約 ●補償額限定一般補償		<ul style="list-style-type: none"> ●無事故歴により最大22等級・64%割引までの無事故割引等級制度です
基本の補償	《ご自身の補償》		《相手方への賠償》																																																						
	人身傷害補償	対人賠償	対物賠償																																																						
無制限			無制限																																																						
2億円			3,000万円																																																						
1億円			1,000万円																																																						
5,000万円		(被害者1名につき)																																																							
3,000万円			(1事故につき)																																																						
(被共済者1名につき)																																																									
車両損害補償	《お車の補償》																																																								
	補償タイプ	+αの特約																																																							
一般補償	●地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約																																																								
エコノミーワイド	●付随諸費用補償																																																								
エコノミー	●新車買替特約 ●補償額限定一般補償																																																								

商品名および 根拠となる事業規約名	共 濟 商 品 の 概 要	特 長										
白賠責共済 自動車損害賠償責任共済事業規約 	<ul style="list-style-type: none"> 「自動車損害賠償保障法」にもとづき、すべての自動車に加入が義務付けられている制度 組合員の方が個人で加入する共済 共済期間　車検がある自動車は車検有効期間を満たす期間 車検がない自動車は最高5年等 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 人身事故で損害賠償責任を負った場合、被害者1人につき傷害による損害は最高120万円、後遺障がい・死亡による損害は最高3,000万円(神経系統などに著しい障がいを残して常時介護を要する後遺障がいについては、最高4,000万円)の補償 <p>〈共済掛金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 車種、共済期間、地域(本土、沖縄等)により異なる 全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2013年5月末現在612工場)でも、自賠責共済の加入手続きができる 	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険会社、JA共済、全労済等が、同一制度を実施しています 										
交通災害共済 交通災害共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方が個人で加入する共済 共済期間　1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故による死亡・障がいおよび入院・通院の保障 交通事故による死亡で最高600万円保障、1日あたり最高12,000円の入院保障のほか、通院保障および障がい保障がある <p>〈契約の種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡、障がい、入院、通院の各保障額の組み合わせで、6種類の型がある 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関にかかる事故に備える共済です 年齢、健康状態にかかわらず、加入できます 										
団体生命共済 団体定期生命共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方が所属する団体でまとめて加入する共済 共済期間　1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高5,000万円の死亡保障、災害による死亡・障がい保障の特約、災害による入院保障の特約、病気による入院・特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、心臓に人工弁を置換したもの、人工透析療法または腎移植を受けたもの、人工肛門の造設、人工ぼうこうの造設)・骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための手術保障の特約 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基 本 契 約</th> <th>● 死亡、重度障がい(最高5,000万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷 害 特 約</td> <td>● 不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、身体障がい</td> </tr> <tr> <td>災 害 死 亡 特 約</td> <td>● 不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、重度障がい</td> </tr> <tr> <td>災 害 入 院 特 約</td> <td>● 不慮の事故による1日以上の入院(日帰り入院から保障)</td> </tr> <tr> <td>病 気 入 院 特 約</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 病気による1日以上の入院(日帰り入院から保障) 特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、心臓に人工弁を置換したもの、人工透析療法または腎移植を受けたもの、人工肛門の造設、人工ぼうこうの造設) 生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術 </td> </tr> </tbody> </table>	基 本 契 約	● 死亡、重度障がい(最高5,000万円)	傷 害 特 約	● 不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、身体障がい	災 害 死 亡 特 約	● 不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、重度障がい	災 害 入 院 特 約	● 不慮の事故による1日以上の入院(日帰り入院から保障)	病 気 入 院 特 約	<ul style="list-style-type: none"> 病気による1日以上の入院(日帰り入院から保障) 特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、心臓に人工弁を置換したもの、人工透析療法または腎移植を受けたもの、人工肛門の造設、人工ぼうこうの造設) 生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術 	<ul style="list-style-type: none"> 所属する団体の構成員の掛金は年齢や性別にかかわらず同一です (注)年齢と性別ごとに掛金が異なる年齢群団別掛金のしくみもあります 加入手続きが簡単です 所属する団体の構成員全員の方が加入できる制度があります 所属する団体の構成員と一緒に配偶者、子どもも加入できます
基 本 契 約	● 死亡、重度障がい(最高5,000万円)											
傷 害 特 約	● 不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、身体障がい											
災 害 死 亡 特 約	● 不慮の事故、全労済所定の感染症による死亡、重度障がい											
災 害 入 院 特 約	● 不慮の事故による1日以上の入院(日帰り入院から保障)											
病 気 入 院 特 約	<ul style="list-style-type: none"> 病気による1日以上の入院(日帰り入院から保障) 特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、心臓に人工弁を置換したもの、人工透析療法または腎移植を受けたもの、人工肛門の造設、人工ぼうこうの造設) 生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術 											
団体生命移行共済 個人定期生命共済 熟年定期生命共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> 「団体生命移行共済」は、在職中に団体生命共済に加入していたご本人と配偶者のための退職後の保障制度で、「団体生命共済」に2年以上継続してかつ基本契約に20口以上加入の満55歳～満64歳の組合員とその配偶者の方が加入する共済 共済期間　1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡・重度障がいは最高1,000万円まで保障。その他、後遺障がい、入院も保障 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金は、満70歳まで変わりません 契約は1年ごとの自動更新です 最高満80歳まで保障(満70歳で保障内容・掛金が変わります) 										
慶弔共済 総合(慶弔)共済事業規約	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の方が所属する団体でまとめて加入する共済 共済期間　1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡・重度障がい、住宅の災害、傷病による休業、結婚、子どもの就学、退職に対する見舞金・祝金等の給付 <p>〈契約の種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の各種見舞金・祝金等を15の型から組み合わせ、団体のニーズに合わせて設計ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 団体の慶弔制度に最適な共済です 										

5 勧誘方針・共済の推進・共済金支払いのしくみ

(1) 勧誘方針

全労済では、共済事業の推進にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針

勧 誘 方 針

- 1.消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めています。
- 2.組合員の皆さんに共済内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆さんの意向と実情にそった適切な共済が選択できるよう努めています。
- 3.共済の推進にあたっては、深夜や早朝など組合員の皆さんの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。
- 4.組合員の皆さんと直接対面しない共済推進(郵送加入

を定めています。

等)を行う場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さんにご理解いただけるよう努めています。

- 5.共済事由が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めています。
- 6.プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さんの情報については、適正かつ厳正な管理に努めています。
- 7.組合員の皆さんのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めています。

(2) 新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されておりまます。出資金をお支払いいただければお住まいの職場のある地域の全労済の会員共済生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行っていただきます。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいている場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合があります。

(3) 共済の推進

① 共済の推進活動と申込手続き

生活協同組合である全労済を構成するのは全労済の会員共済生協の組合員です。この組合員が職場や地域においてそれぞれに自主的な運営組織に参加しながら、全労済の活動を支えています。

① 職場での推進

組合員の組織として、労働組合や事業所単位に「協力団体」(購買生協でいう共同購入組織である「班」に相当)という形で登録し、労働組合や事業所を通じて、その労働組合員や従業員に全労済・共済の紹介などや各種活動を行っています。

② 地域での推進

全労済に共感していただいた方を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介や各種活動を行っています。

③ その他

新聞等への広告掲載やチラシ(ZENROSAI NEWS)の配付を行っています。

④ 申込手続き

全労済の事務所で直接お申し込みいただけます。また、新聞などの広告を見て資料請求し、郵送による申込手続きもできます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。それにより、全労済の会員共済生協の組合員になることができ、全労済の各種共済の利用ができるようになります。組合員となっていただいたらうえで、加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金をお支払いいただきます。契約が成立した場合は「共済契約証書」を発行します。

②共済代理店

全国13の労働金庫では、共済代理店として労金住宅ローン専用火災共済等の募集業務を行っています。

また、全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2013年5月末現在 612工場)では、自賠責共済の募集業務を行っています。

なお、上記の共済代理店においては、お客様の希

望に応じて全労済の会員共済生協の組合加入の取り次ぎを行っています。

③契約概要と注意喚起情報について

ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「リーフレット(ご契約のてびき)」に、契約概要および注意喚起情報として記載しています。また、加入後に「ご契約のしおり」を送付し内容の確認をお願いしております。

(4) 共済金支払いまでのながれ

共済金の請求は、共済契約者(または共済金受取人)からの共済事故発生の連絡(受付)に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払い手続きをすすめます。

①「火災共済」および「自然災害共済」の住宅系共済の場合は、事故発生原因などを確認したうえで、被災した契約の対象となる住宅・家財ごとに被害調査を行い、損害額を算定し支払共済金を算出します。

②「こくみん共済」などの生命系共済の場合は、発生原因などを確認したうえで病気・傷害別に診断書などの共済金請求に必要な書類をご提出いただき支払共済金を算出します。

③「マイカー共済」の場合は、発生原因などを確認するとともに対人・対物ごとに損害調査を行い、損害賠償額を算定して示談交渉を行います。

なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。

(5) 将来の支払いに備えて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適

切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。

■苦情の受付窓口

- 全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
- 苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けしております。
専用フリーダイヤル 0120-603-180
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

裁定・仲裁の申し立て手続き

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話 03-5368-5757

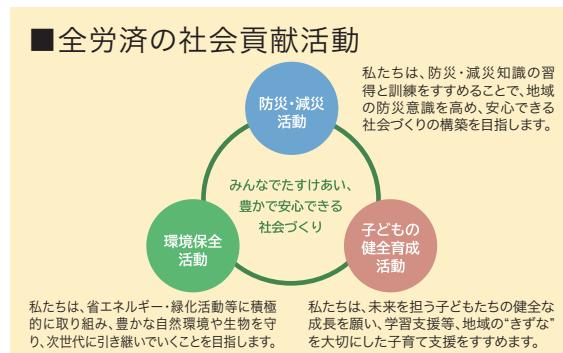
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

VI 社会貢献活動

1 社会貢献活動

全労済は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念にもとづき、積極的に地域社会に貢献する活動を展開しています。豊かで安心できる社会が形成され継続するために、「防災・減災」「環境保全」「子どもの健全育成」の活動を重点分野と位置づけ、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。



(1) 防災・減災のための取り組み

ぼうさいカフェ

「ぼうさいカフェ」は、内閣府が国民の防災意識を高めてもらうため、出前講座として推進しているものです。地震や台風などの自然災害に対して、誰でも、ちょっとしたことで自分の身を守り、被害を小さくすることができます。楽しく分りやすくモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲーム等、さまざまなイベントを組み合わせて子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムで開催しています。



●開催報告

「災害を理解し、災害を学ぶ」というテーマを設定し、防災グッズの展示や公演・実験を交えながら、防災・減災への対応としてのイベントを開催しました。

(2012年6月1日～2013年5月31日)

イベント名	開催日	開催場所
ぼうさいカフェ2012 in 熊本	2012年 8月18日 2012年 8月19日	グランメッセ熊本
ぼうさいカフェ in 新宿西口I(東京)	2012年 8月27日 2012年 8月28日	新宿駅西口広場イベントコーナー
防災フェア2012 in 横浜(神奈川)	2012年 9月1日 ～2012年 9月3日	横浜ランドマークプラザ フェスティバルスクエア
ぼうさいカフェ in 仙台(宮城)	2012年 9月22日 2012年 9月23日	仙台市勾当公園
ぼうさいカフェ in サンポートホール高松2012(香川)	2012年10月20日 2012年10月21日	サンポートホール高松
ぼうさいカフェ in 栃木	2012年10月28日	栃木県防災館・栃木県消防学校グランド
ぼうさいカフェ in 徳島	2012年10月28日	藍場浜公園
ぼうさいカフェ in 岩手	2012年11月19日 ～2012年11月30日	全労済岩手県本部会館 インフォメーションセンター内スペース
ぼうさいカフェ in さが 2012国際協同組合年さが交流フェスタ	2012年12月 2日	佐賀市文化会館
ぼうさいカフェ inぎのわん(沖縄)	2012年12月 9日	沖縄コンベンションセンター
ぼうさいカフェ in 愛媛	2012年12月 9日	大洲市総合福祉センター
ぼうさいカフェ in おおむた(福岡)	2013年 1月27日	イオンモール大牟田
ぼうさいカフェ in ながさき	2013年 2月17日	長崎原爆資料館ホール
ぼうさいカフェ in 新宿西口II(東京)	2013年 3月 9日 2013年 3月10日	新宿駅西口広場イベントコーナー
ぼうさいカフェ in 住之江公園(大阪)	2013年 3月10日	住之江公園 児童広場
子どもたちに伝えたい防災のこと2013(岡山)	2013年 3月10日	アリオ倉敷
ぼうさいカフェ in 中野(長野)	2013年 3月16日	中野市民会館ホール
ぼうさいカフェ in 佐久(長野)	2013年 3月17日	佐久市勤労者福祉センターホール
ぼうさいカフェ in 高知	2013年 3月17日	高知市中央公園

ぼうさいカフェin木曾(長野)	2013年 3月23日	木曾勤労者福祉センターホール
ぼうさいカフェin石川	2013年 3月23日	香林坊アトリオ ステージ・広場
ぼうさいカフェin大北(長野)	2013年 3月24日	大町市文化会館大ホール
ぼうさいカフェinあやがわ2013(香川)	2013年 3月24日	綾川町総合運動公園
ぼうさいカフェinやまぐち(生協まつり)	2013年 3月30日 2013年 3月31日	維新百年記念公園
ぼうさいカフェinおおいた	2013年 3月31日	パークプレイス大分
ぼうさいカフェinみやざき	2013年 4月14日	宮崎市フェニックス自然動物園
ぼうさいカフェin八戸(青森)	2013年 4月20日	八戸市福祉公民館
ぼうさいカフェin島根	2013年 4月27日	くにびきメッセ 多目的ホール
ぼうさいカフェinとっとり	2013年 4月27日	倉吉未来中心 大ホール
ぼうさいカフェin福島	2013年 4月27日	福島市あづま総合運動公園
ぼうさいカフェin京築・田川地協メーダー(福岡)	2013年 4月27日	行橋総合公園
ぼうさいカフェin福島(全労済文化フェスティバル開催会場)	2013年 5月11日	福島県文化センター大ホール入口 ロビー広場
ぼうさいカフェinかごしま	2013年 5月11日	鹿児島県歴史資料センター黎明館(講堂)
ぼうさいカフェin札幌(北海道)	2013年 5月12日	全労済北海道本部会館
ぼうさいカフェinママフェスタ2013(香川)	2013年 5月12日	サンメッセ香川 大展示場
ぼうさいカフェin米沢(山形)	2013年 5月18日	アクティ米沢
ぼうさいカフェin大仙(秋田)	2013年 5月26日	イオンモール大曲

(2) 社会貢献付エコ住宅専用火災共済

社会貢献付エコ住宅専用火災共済は、社会に役立つ共済商品として、毎年の決算状況に応じて全労済から環境活動団体へ寄付する共済です。通常の火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になり、社会にも組合員にも優しい共済商品です。

(3) 環境活動への取り組み

① ISO14001の取得

「環境の世紀」といわれる21世紀を迎えるにあたり、全労済は21世紀ビジョン第2期計画の中で、環境保全活動の推進を経営基本方針の一つとして明確に位置付け、全労済として環境活動の展開を宣言しました。2000年4月より環境マネジメントシステム(EMS)の構築に着手し、事務局一丸

2012年度は、環境活動を展開する以下の団体に、1,100万円を寄付しました。

公益社団法人 國土綠化推進機構

「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業



となって環境活動を推進した結果、全労済本部は2000年12月に「ISO14001」の認証を取得することができました。全労済は、全労済本部の「ISO14001」認証取得を機に、2001年度より事業本部等へ環境活動を拡大して推進しています。

全労済環境方針

全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)は、美しい地球環境を守るために、協同組合らしさを發揮して、環境活動をすすめます。

[方針]

全労済は、労働者を中心とする生活者のための共済生活協同組合、“保障の生協”として、共済商品の開発・改善、および組合員・協力団体への推進活動を行う共済事業と、これを補完する生活創造事業を行い、全労済本部は、その全国本部として全国的な指導・連絡・調整を担っています。

全労済の事業活動における環境影響の大きな項目については、全労済環境マネジメントシステムの中で目的・目標を設定し、環境負荷の軽減と汚染の予防をすすめ、システムの継続的改善により、さらなる環境向上を目指します。

全体として、『すぐできる環境活動』を考えて、毎日の話し合いを通じアイデアを出し合い環境活動を行います。

1.省資源・省エネルギー・エコライフなど環境に配慮した共済商品の開発・改善・推進に努めるとともに、共済商品の管理水準を高めてサービスの向上を目指し、推進活動に関わる媒体や、資材の削減に努めます。

2.環境汚染を未然に防止するとともに、環境保全のマネジメントシステムとパフォーマンスの継続的な改善を図ります。

3.環境関連の法令、条例、その他全労済が受け入れを決めた事項を順守します。

4.次の事項を重点テーマとして、環境目的・目標を設定し、必要があれば目的・目標を見直すなど効果的な取り組みを行います。

- ①省エネルギーの推進による地球温暖化防止への貢献
- ②「3R」活動(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を行い、省資源への貢献
リデュース(廃棄物の発生抑制) リユース(製品・部品の再使用) リサイクル(資源の再利用)
- ③自動車の排ガス管理による大気汚染・健康被害の防止への貢献

5.環境保全型社会を構築するための社会的活動に広範に取り組み、全労済の事業本部・県本部および会員単協における環境活動を積極的にバックアップします。

6.オフィスにおける省エネルギー、紙の使用量の削減、排出物のリサイクルをすすめます。また、事務用品・備品等の使用量削減と、グリーン購入をすすめます。環境教育や広報活動を実施して、この全労済環境方針を内外に公開するとともに、環境活動の取り組み状況について定期的に公表します。

2013年9月
全国労働者共済生活協同組合連合会 代表理事 理事長

②全労済本部の環境活動

認証取得後、ISO14001規格にもとづいたEMS(環境マネジメントシステム)を運用する中で、全労済本部の事業活動全般について環境影響評価を行い、下記の3分野に関して取り組みをすすめています。

(i)事業活動分野

全労済本部の、いわゆる“本業”にかかる環境負荷低減のための活動で、全労済本部内の各部署がそれぞれの業務課題に関連した、下記の環境課題を担っています。

・「社会貢献付エコ住宅専用火災共済」の加入促進

毎年の決算状況に応じて、全労済から環境活動団体へ寄付する仕組みの火災共済として、全労済指定の「エコ設備」を設置の住宅にお住まいの方々に利用されています。

・資金運用を通じた環境保全への寄与

環境先進企業、地方自治体の取り組みなどを分析・検討し、その情報をもとに公社債を取得するなど、資金運用を通じて環境保全の寄与に努めています。

・環境に配慮した審査活動

マイカー共済の損害調査対応時に、自動車の修理部品としてリサイクルパーツの利用促進を行っています。また、審査資料などのペーパーレス化を促進しています。

(4) 2013年全労済地域貢献助成事業

1992年より環境問題などに取り組む団体を対象に助成事業を行っています。2013年は「未来の子どもたちに豊かな自然を残すために、今と未来を生きる子どもたちのために」をテーマに、地域の人々がたすけあって環境を守る活動、子どもの健やかな育ちを支える活動を助成対象とした「2013年全労済地域貢献助成事業」を実施しました。

「2013年全労済地域貢献助成事業」では“多数の地域住民が活動に関わることで、人と人とのつながりが生まれ、コミュニティの形成、発展、再生につながるような活動”、“地域に密着し継続して取り組む活動”を支援することを主眼としています。地域の絆(きずな)づくりにいかに貢献できるかといった観点から、環境保全効果や子どもの健やかな育ちへの貢献はもちろんのこと、地域にたすけあいの輪を広げ地域コミュニティの形成、発展、再生につながることを期待しています。

・印刷紙の使用量削減、再生紙の利用促進

コンピュータ出力リストなど紙帳票類の出力枚数の見直しや、帳票類の在庫管理を的確に行い、適正な印刷発注量を決定することで印刷紙の削減をはかっています。

また、分野ごとの印刷紙の用紙基準を順守し、再生紙の利用促進を行うほか、可能な限り植物性インクなどの環境配慮素材を使用した印刷物制作を行っています。

・会議資料用紙の削減

会議資料や一般事務用紙に使用するコピー用紙削減に取り組んでいます。

(ii)オフィス活動分野

全労済本部事務局全体が取り組む共通の環境保全課題として、電気使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、事務用品使用量の削減、グリーン購入の推進などの課題に取り組んでいます。

(iii)ビル管理分野

全労済会館のビル設備運用に関する環境法令、都条例の順守を中心に、空調運転時の室温管理や廃棄物管理などの手順を定め、設備運用面での環境負荷の低減を目的とした活動に取り組んでいます。全労済会館の室温基準については、夏季は26~28℃に、冬季および中間期は23~26℃に設定し、年間を通じて冷暖房負荷の抑制に努めています。

■対象活動

〈環境分野〉

- ①地域の自然環境を守る活動
- ②循環型地域社会をつくるための活動
- ③地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動

〈子ども分野〉

地域の中で、学校外の多様な育ちを応援する次のような活動

- ①子どもたちの豊かな遊びの場をつくる活動
- ②子どもたちが交流し学びあえる場をつくる活動

※子ども自身が主体的に参画して取り組む活動を重視します。



■応募状況および選考結果

助成の種類	応募総数	助成団体数	助成金額
環境分野	141	36	9,833,606円
子ども分野	226	34	9,863,080円
合計	367	70	19,696,686円

■「2013年全労済地域貢献助成事業」助成団体

〈環境分野〉

都道府県	団体名
北海道	苫東・和みの森運営協議会
北海道	環境NGOカピウ
青森県	こまきの自然学校
福島県	フクシマ環境未来基地
茨城県	取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会
埼玉県	ふるさと上谷沼 地域創造塾
埼玉県	子どもの根っこを育てる会
千葉県	日の出ふれあい農園
東京都	ねりま・ごみフォーラム
東京都	一般社団法人ハートリープロジェクト
東京都	NPO法人 センスオブアース・市民による自然共生パンゲア
東京都	NPO法人 地域活性システム研究所
長野県	田毎の月棚田保存同好会
静岡県	NPO法人 グリーンエネルギーしづおか
新潟県	森林インストラクターと市民有志
富山県	小菅沼・ヤギの杜
福井県	NPO法人 森林楽校・森んこ
岐阜県	長良川流域子ども協議会
滋賀県	田根地区・地域づくり協議会
奈良県	いこま棚田クラブ
奈良県	NPO法人 環境市民ネットワーク天理
奈良県	ボランティアサークル 心の森
京都府	BVアサギマダラの会
大阪府	阿波座南公園ビオトープクラブ
大阪府	リサイクル工房・竹炭塾
兵庫県	宝塚エコネット
兵庫県	いなみさん家
島根県	NPO法人 隠岐しぜんむら
広島県	日本野鳥の会広島県支部
山口県	竹林ボランティア俵山
香川県	Peace of New Earth 実行委員会
福岡県	NPO法人 北九州市を明るく元気にする会
熊本県	NPO法人 コロボックル・プロジェクト
大分県	NPO法人 いきいき安心おおいた
宮崎県	日南市青年団協議会
鹿児島県	NPO法人 心音

〈子ども分野〉

都道府県	団体名
北海道	北海道フリースクール等ネットワーク
北海道	NPO法人 山ほたる
宮城県	チーム 晓
福島県	大熊町自閉症児親の会 スマイル
埼玉県	こども☆夢☆未来フェスティバル推進委員会
埼玉県	NPO法人 ファミリーリンク越谷
東京都	みんなでkids陶芸
東京都	NPO法人 こだいら自由遊びの会
東京都	豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
東京都	大田おもちゃライブラリー「じゃりかふえ」
東京都	福島の子どもたちを府中に招く市民の会
東京都	上原ファンイン
東京都	らっこの会
東京都	NPO法人 スマイリングホスピタルジャパン
長野県	NPO法人 小諸町並み研究会
新潟県	新潟保養プロジェクト
新潟県	滝寺まちづくり協議会 子供自然体験と環境部
石川県	日常生活支援サポートハウス
三重県	NPO法人 マザーズライフソーター
滋賀県	NPO法人 おうみ地域人権・文化・スポーツ振興会
京都府	絆キャンプin京都
京都府	鏡田自然体験クラブ
大阪府	NPO法人 子どもデザイン教室
大阪府	eトコ・プロジェクト
大阪府	NPO法人 子育てネットくるみの会
兵庫県	こどもひかりプロジェクト
兵庫県	高砂クリエイティブリサーチ
鳥取県	智頭町百人委員会 コントリビューションの会
岡山県	ママほっとサロン
徳島県	紙芝居ボランティア「おしゃべりくまさん」
長崎県	子育て支援団体 ママパパ
熊本県	龍田共育ネットワーク
大分県	大分県立国東高等学校JRC
沖縄県	公立大学法人 名桜大学 学習支援ボランティアサークル/びゅあ・サポート

取り組み改善の
概況

概況と經營の
經營の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
向けサービス

生活保障の考え方
と共済制度

社会貢献活動
VI

協同組合との
連携・提携

全労済の
組織と概要

(5) 社会福祉団体への寄付について

全労済では、1981年より障がい者を対象とした支援活動、高齢者を対象とした支援活動、災害対策を対象とした支援活動を行っている社会福祉法人など

の団体へ、継続して支援を行ってきました。2012年度も外部有識者等による審査委員会にて以下の23団体を選定し助成金を交付しました。

団体名	事業名
学校法人 日本社会事業大学	共生社会の実現に向けての啓発事業～障害者新法施行後の取組～
NPO法人 スタンド	障がい者が継続的にスポーツができるクラブの運営
社会福祉法人 日本盲人職能開発センター	視覚障がいを伴う眼疾患の現状と就労のセミナーの開催事業
社会福祉法人 日本点字図書館	視覚障がい者の情報収集支援事業
公益財団法人 テクノエイド協会	車いす利用における「姿勢保持」に関する情報提供事業
財団法人 全日本ろうあ連盟	アクセシビリティ(映像アクセス、情報アクセス)に関する啓発促進事業
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	当事者主体の運営を目指した「全国盲ろう者大会」開催事業
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	障がい者の差別禁止に関する法律の制定に向けた意識啓発事業
社会福祉法人 日本盲人会連合	視覚障がい者の外出時の安全を総合的に保障するシステムを確立するための研究事業
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	日本の視覚障がい者の現状に関する情報提供事業
財団法人 日本障害者スポーツ協会	バラリンピック(ソチ・リオデジャネイロ)選手育成強化事業
社会福祉法人 日本介助犬協会	障がい者、障がい児及びリハビリテーション専門職への介助犬普及啓発事業・社会参加のための介助犬使用者継続指導事業
社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター	聴覚障がい者向け映像作品の利用促進および手話挿入作品制作基盤整備事業
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	「視覚障がい者の国家公務員、地方公務員、普通科教員の採用状況とその配属先についての全国調査」「視覚障がい者国家公務員・地方公務員・教員の事例集」
公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本	スペシャルオリンピックス日本ボランティア育成事業
社会福祉法人 浴風会	認知症介護家族からのメッセージ～心の軌跡を踏まえて地域で安心して暮らす～
公益社団法人 日本動物病院福祉協会	人と動物のふれあい活動(アニマルセラピー)の普及・啓発事業
社団法人 シルバーサービス振興会	高齢者虐待防止のための「介護現場リーダーのメンタルヘルス実践ハンドブック」の作成配布事業
社団法人 日本福祉用具供給協会	進行性疾患における、福祉用具の利用目的と使い方の解説集作成事業
社団法人 虹の会	老人福祉施設入所者等レクリエーション活動支援事業
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	大規模災害発生直後から要援護者支援のために被災地へ派遣する介護支援専門員の養成事業
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会	福祉用具の適切な利用支援と事故予防のための多職種連携を推進する研修ツール等の制作・普及に関する事業
NPO法人 地域ケア政策ネットワーク	住民、行政、企業連携による地域で認知症の人を支える先進モデル事例の調査研究事業

(6) 全労済文化フェスティバル

「次代を担う子どもたちとそのご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育んでいただきたい」という願いを託し、“ご家族皆さまで楽しんでいただける”をキヤッチフレーズに、今年で22回目の開催となりました。

今年は、【東日本大震災子ども舞台支援のためのチャリティー公演「3.11を忘れない」】のほか、【夢を信じ

て生きることをテーマにした作品「天使の休日」】、【シートン動物記】をもとに生きることの尊さを描いた「新オオカミ王ロボ」】、【不朽の名作「星の王子さま」の舞台化】の4作品・計24公演を上演し、計約6,500名のご家族にご来場いただきました。



東日本大震災子ども舞台支援のためのチャリティー公演
「3.11を忘れない～命の尊さを謳う～」



SHOW-COMPANYオリジナルミュージカル「天使の休日」



ミュージカル「新オオカミ王ロボ」

(7) 東京工業大学大学院における全労済寄付講義の開講

全労済では、東京工業大学大学院社会理工学研究科との間で研究・教育ネットワークを構築し、さまざまな活動を通じて協同組合理念の実現を目的に、2007年4月より同大学院において『生涯設計のため

のリスク管理と労働福祉』をテーマに、寄付講義(前期15回、後期15回を予定)を開講しており、7年目の開講となります。

(8) インターンシップ

毎年インターンシップ学生を受け入れています。インターンシップ実習期間を2週間とし、学生の皆さまの夏休み期間を利用して実施しています。内容は多岐にわたり、貴重な経験を積むことができます。

(9) 将来を担う共済および協同組合等の研究者の育成

共済および協同組合等の研究における将来を担う人材の育成を目的として、2009年から、大学院の博士課程（博士後期課程）を対象とした給付奨学生（奨学金年額60万円）を募集しています。

(10) シンポジウム・セミナーの開催、調査研究活動の展開等

一般財団法人全労済協会の活動として、勤労者福祉や社会保障をテーマにしたシンポジウム・講演会やセミナーをはじめ、さまざまな調査研究活動を行っています。

●シンポジウムの開催（2012年10月）

※所属・役職等は開催当時

東京シンポジウム

○第一部 基調講演

- ①「社会保障・税一体改革の見落としてはならない論点」

金子勝氏（慶應義塾大学経済学部 教授）

- ②「豊かな無縁社会へ」

湯浅誠氏（元内閣府参与、反貧困ネットワーク事務局長、

NPO法人自立支援サポートセンターもやい理事）

第二部 パネルディスカッション

宮本太郎氏（北海道大学大学院法学研究科 教授）

秋山弘子氏（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

阿部彩氏（国立社会保障・人口問題研究所社会障害応用分析研究部 部長）

●講演会の開催（2013年5月）

宮城県講演会

○第一部 基調講演

- 「復興への基軸」

寺島実郎氏（一般財団法人日本総合研究所 理事長）

第二部 鼎談

奥山恵美子氏（仙台市長）

石川幹子氏（岩沼市震災復興会議 議長）

寺島実郎氏（一般財団法人日本総合研究所 理事長）

●調査研究活動の展開

①研究会の開催

- 「生活保障研究会」（主査：宮本太郎氏（北海道大学教授））（2011年9月～2013年5月）
- 「いきいきまちづくり研究会」（主査：岡崎昌之氏（法政大学教授））（2012年6月～継続中）
- 「組合員教育研究会」（代表者：大高研道氏（聖学院大学教授））（2012年12月～継続中）
- 「労働者共済運動研究会」（主査：住野敏彦氏（私鉄総連））（2011年10月～継続中）

②調査研究の実施

- 「協同組合研究」（主査：中川雄一郎氏（明治大学教授））（2011年3月～継続中）
- 「保険・共済に関する意識調査について」（岡田太氏（日本大学教授））（2012年10月～2013年5月）

●公募委託調査研究報告書の刊行

『次世代育成支援行動計画における地域子育て支援事業の評価に関する研究』小野セレスタ摩耶氏（滋慶医療科学大学院大学専任講師）（2012年6月）

『社会的企業の社会的包摶機能の戦略的社会基盤整備の制度化に関する日英比較研究』塚本一郎氏（明治大学経営学部教授）（2012年8月）

『地域通貨を活用したコミュニティドックによる地域社会の活性化』（研究代表者）西部忠氏（北海道大学大学院経済学研究科教授）（2012年10月）

『福祉NPOと地域自治組織の連携システムに関する調査研究』（研究代表者）栗本裕見氏（大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員）（2012年12月）

『インターネット上の社会関係資本に基づく地域社会政策』軍司聖詞氏（早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程）（2013年1月）

『非自発的孤立・無縁ゼロ社会創成のためのセーフティネット設計』（研究代表者）青木恵子氏（大阪大学社会経済研究所特任研究員）（2013年5月）

●退職準備教育研修会（研修企画・コーディネーター養成講座）の開催

2012年春期研修会 東京開催（2012年6月）

秋期研修会 大阪開催（2012年11月）

●寄附講座

早稲田大学商学部において、2012年4月より『グローバルな時代の生活保障論』、2013年4月より『少子高齢社会における生活保障論』をテーマに寄附講座を開講しました。（前期15回・1講義90分）2011年4月より同校で開講し、2・3年目の開講です。

○2012年4月～全15回（授業登録者数334名）

『グローバルな時代の生活保障論』

○2013年4月～全15回（授業登録者数257名）

『少子高齢社会における生活保障論』

●広報誌の発行

全労済協会の各事業活動を紹介する広報誌『全労済協会だより』の毎月1回発行

（財）全労済協会の活動として

1 協同組合間の協同の活動

(1) 労働金庫・生協との事業提携

①労働金庫との事業提携

労働者福祉を目的とする労働金庫（ろうきん）と全労済は、〈ゆとり・つながり・たすけあい〉をキーワードとする「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」を2009年3月に公表し、実現に向けた協同宣言を発表しました。ろうきんと全労済は、働く人たちの自主的な福祉事業団体として、これまで50年以上の間、働く人たちの生活を豊かにするための金融・共済サービスに取り組んでいます。

また、ろうきんは全労済の共済代理店として、「労金住宅ローン専用火災共済（付帯自然災害共済含む）」に統一して2010年4月より全国で「火災共済」の制度内容説明およびご契約手続きを開始しました。

(2) 日本共済協会への参加

「共済事業を行う協同組合」の社会的な役割を強めるための協同の必要性が指摘され始めたのは、1960年代のことです。

その後、共済事業は順調に発展を続けてきましたが、団体相互の連携は、根拠法が異なっていたこともあり、充分ではありませんでした。そこで、JA共済連・全労済・共水連・共済保険研究会の四者の間で具体的な検討が始まり、まず、1988年に「共済団体連絡協議会」が発足し、1992年に社団法人「日本共済協会」が結成され、2013年4月に「一般社団法人 日本共済協会」となりました。

日本共済協会は、「協同組合が行う共済事業の健全な発展をはかり、地域社会における農林漁業者、

■日本共済協会会員・賛助会員

会 員	<ul style="list-style-type: none"> ●全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済) ●全国共済農業協同組合連合会(JA共済連) ●全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連) ●日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連) ●日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連) ●全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連) ●全国生活協同組合連合会(全国生協連) 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国共済生活協同組合連合会(生協全共連) ●全日本火災共済協同組合連合会(日火連) ●全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連) ●全国中小企業共済協同組合連合会(中小企業共済) ●全国自動車共済協同組合連合会(全自共) ●一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) ●共栄火災海上保険株式会社(共栄火災)
賛助会員	(第Ⅰ種賛助会員) <ul style="list-style-type: none"> ●公益社団法人全国農業共済協会(NOSAI全国) (第Ⅱ種賛助会員) ●防衛省職員生活協同組合(防衛省生協) ●中小企業福祉共済協同組合連合会(中済連) ●神奈川県民共済生活協同組合(神奈川県民共済) 	

今後は、これまで以上に生活者・市民活動との連携を強める中で、新しい金融や共済のニーズを見出し、生活者が必要とする商品・制度・サービスを、協同組織のパートナーシップを通じて提供することをめざします。これらの取り組みにより、ろうきんと全労済は金融と共に済というそれぞれの本業を通じて、地域社会の新しい基盤づくりと、たすけあい、思いやりのある社会の創造に奉仕します。

②コープ共済連との事業提携

コープ共済連および傘下の地域生協とは「CO・OP生命共済《新あいあい》」「CO・OP火災共済」などの制度提携を行うなど、各種取り組みをすすめています。

中小企業者、勤労者などの生活の安定および福祉の向上に貢献することを目的として、次のような活動を行っています。

- ①会員団体への情報提供、「共済協会セミナー」等の講演会の開催
- ②共済事業の社会的理解を深めるための広報・相談活動
- ③共済の健全な発展に資するための研究、会員向けの実務・研究誌「共済と保険」等出版物の刊行
- ④共済団体の役職員等の教育・研修の実施
- ⑤海外の共済団体等との連携・協調をはかる活動
- ⑥学者・研究者を中心とした「共済理論研究会」による研究活動

(3) 日本協同組合連絡協議会(JJC)への加盟

全労済はグローバルな視野に立った連帶活動をめざし、1992年より「日本協同組合連絡協議会(JJC)」に、加盟しています。

JJCは、農協、生協、漁協、森林組合等の中央における連絡機関として、日本の各種協同組合相互の連絡提携、共通問題の解決および日本の協同組合運動と海外の協同組合運動との連携をはかることを目的に、1956年に設立されました。現在、国際協同組合同盟(ICA)の会員組織であるJA全中、JA全農、

JA共済連、日本生協連など、全労済を含め14団体が加盟しています。

■ JJCの構成団体一覧

- 全国労働者共済生活協同組合連合会
- 全国農業協同組合中央会
- 全国農業協同組合連合会
- 全国共済農業協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 一般社団法人家の光協会
- 株式会社日本農業新聞
- 日本医療福祉生活協同組合連合会
- 日本生活協同組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
- 全国森林組合連合会
- 日本労働者協同組合連合会
- 全国大学生活協同組合連合会
- 一般社団法人全国労働金庫協会

(4) 国際協同組合年と今後に向けた取り組み

全労済は、日本の協同組合全体の取り組みとしてすすめられてきた「2012国際協同組合年全国実行委員会」に参画し、国内の協同組合とともに協同組合の認知度向上に向けた取り組みをすすめました。

全労済独自の取り組みとしては、ホームページに国際協同組合年の特設ページを開設し、国際協同組合年の意義や全労済の取り組みをアピールするとともに、協同組合としての全労済の認知度向上に向けた全労済版統一リーフレット・DVDの作成を行いました。さらに、事業本部・県本部においても都道府県実

行委員会との連携による記念イベント、学習会・シンポジウムの開催等、各地域の特色を活かした取り組みを行いました。

2012年の終了とともに「2012国際協同組合年全国実行委員会」は解散しましたが、ここで掲げた目的達成に向け、2013年5月に後継組織として設立された「国際協同組合年記念協同組合全国協議会(略称:IYC記念全国協議会)」に参画し、協同組合の地位向上に努めています。

〈国際協同組合年スローガン〉

「協同組合がよりよい社会を築きます」

“Co-operative enterprises build a better world”

（全労済版国際協同組合年
統一リーフレット）



〈全労済の活動等を紹介したDVD〉
「全労済のことをもっと知っていただくために」



DVDの構成(通常版)

- はじめに
- 協同組合としての全労済
- 全労済の共済事業
- 全労済の自然災害への取り組み
- 全労済の東日本大震災への取り組み
- 全労済のさらなる活動
- 未来へ向かう全労済の理念



**2012
国際協同組合年**

※国際協同組合年のロゴの7人の像は性別を特定せず、協同組合モデルの中心である人々(People)と協同組合の7つの原則を象徴しています。また、立方体は、協同組合の事業がめざすさまざまなゴール・志・成果を意味しています。

2 国際活動

全労済は、日本国内だけでなく、世界の協同組合や相互扶助を提唱する組織との協同・連帯も大切にしています。歴史、文化、社会経済の発展状況が国によって異なるように、協同組合運動もまた多種多様な形で発展してきました。協同組合運動に参加する10億人の協同組合人をはじめ、世界の人々との交流を通じて互いの経験を共有し、学びあうことは、人と人とのつながりを大切にする協同組合組織にとって非常に意義があることだと全労済は考えています。そして、世界の協同組合運

動の発展が世界平和にも寄与し、社会的な公正を高め、人々の暮らしや福祉を向上させることになるという信念のもと、国際貢献活動を行っています。具体的には、国際協同組合同盟(ICA)、国際協同組合保険連合(ICMIF)に加盟し、それぞれの活動への参画や会員団体との交流を通じて、協同組合運動の国際的普及と推進のための開発活動や、海外の協同組合や相互扶助の保険団体などの社会的経済組織をはじめとするさまざまな団体との情報交換や国際交流を深めています。

(1) ICMIFへの加盟

全労済は、1962年に日本の共済団体として初めて、「国際協同組合同盟(ICA)」の専門委員会の一つである「保険委員会」に加盟し、世界の保険協同組合と連携を深めるための活動を開始しました。こ

の保険委員会は、その後名称を「国際協同組合保険連合(ICMIF)」と改め、今日に至っています。現在、69ヵ国から212団体が加盟しています。

(2) ICMIFの活動への参画

全労済は、1976年より、ICMIFの常設委員会の一つである「開発活動委員会」へ参画しています。また、アジア太平洋地域における共済開発援助活動として、共済開発セミナーの開催、研修生の受け入れ、調査活動などを通して協同組合保険の普及

に貢献してきました。また、全労済はICMIFの理事会の一員となり、ICMIFの活動全般に貢献するとともにICMIFおよびICMIF会員との連携を強化しています。

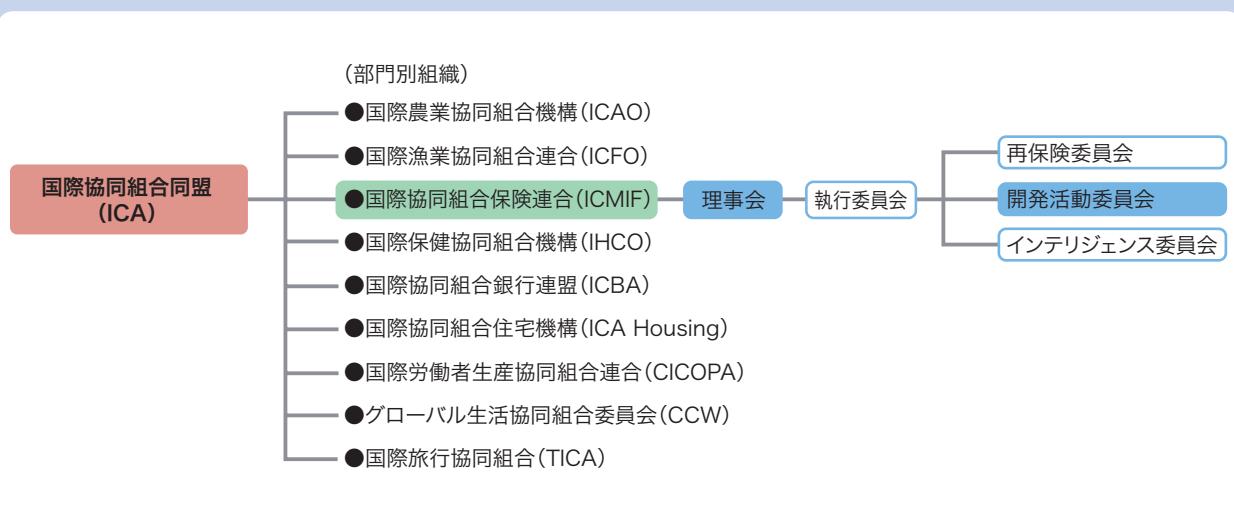
(3) ICAへの加盟

ICAは、1895年ロンドンで設立された世界最大の非政府組織(NGO)です。社会的、経済的、政治的体制のいかんを問わず、相互扶助と民主主義の精神にもとづき、協同組合原則を遵守するあらゆる種類の協同組合によって構成されています。現在、96ヵ国

から271団体もの協同組織が加盟しており、傘下組合員数は10億人にのぼります。

全労済は、1992年にICAへ加盟し、世界の協同組合が直面する課題について、相互協力するなどの活動を行っています。

■ICA・ICMIF 組織機構図



ICMIF事務所の外観



ICMIFアジア・オセアニア協会(AOA)フォーラム(2012年9月)

1 全労済のあゆみ

(1) 前史

戦後、労働組合や政党の活動が、自由に行えるようになり、協同組合においても、1945年には、「日本協同組合同盟」が結成され、賀川豊彦氏が会長になりました。1946年、金融制度の民主化の中で、「保険業法」改正に際し、協同組合にも保険事業を認めようという案が、いったんは文章化されます。しかし、隣接業界等の反対により、ついに「協同組合保険」は実現しませんでした。その後、協同組合関係者は、各種協同組合法の立法にあたり、「共済」という形で事業の根拠を創り出していきました。

1947年農協法成立、1948年生協法成立、1949年中小企業等協同組合法成立。いずれにも「共済事業」が挿入されました。

(2) 創設期

こうして、1950年前後から、労働組合や生協関係者の間にも、労働者福祉運動の一つとしての共済事業に関する関心が高まり、労働組合福祉対策中央協議会（中央労福協）や、日本生協連が共済事業を提倡します。

労働組合を中心とした共済活動は、こうした時代を背景に、1954年12月に大阪で始まり、翌1955年には新潟で、また1956年には富山・長野・北海道・群馬・福島にも誕生しました。いずれも、発足にあたって、まず火災共済事業を手がけました。

特に新潟では、発足のわずか5ヵ月後に大火災に遭遇ましたが、組合員の総力をあげて取り組んだ結果、掛金収入を上回る給付金の支払いという困難を乗り越えることができ、共済事業の歴史に残る一歩を標すことになりました。

(3) 基礎確立期（労済連時代）

1957年、事業を開始していた18都道府県労済は、その中央組織として、「全国労働者共済生活協同組合連合会」（労済連）を結成し、火災再共済事業を開始し、翌1958年に、労済連は正式に「消費生活協同組合法」にもとづく法人として、厚生大臣の許可を得ました。

また、火災再共済に次いで同年、労済連元受制度として「生命共済」を開発、続いて1962年には「総合共済」（慶弔共済）を開始し、労働組合との協力関係

そして、北海道共済連（農協）、野田醤油生協などをかわきりに、協同組合による共済事業は、大きく進展します。



労金協会の総会で挨拶する賀川豊彦氏(1958年6月)

この大火災を契機に、各地で共済事業が始まるとともに、さらなる非常事態や大災害に備えるために、事業の全国組織化が急がれることになりました。



新潟大火(1955年10月)

を広げながら、労済の基礎固めをすすめました。

全国には、火災共済事業を実施する各県労済生協が続々と設立され、1964年、埼玉労済の設立をもって、全都道府県（本土復帰前の沖縄を除く）に展開することになりました。一方では、世界各国の保険協同組合の実情を学び、労済運動の発展に役立てるため、1962年「国際協同組合保険委員会：ICIF」（現国際協同組合保険連合：ICMIF）に加盟しました。

1964年に発生した新潟地震の際、新潟福対協と労済連は、総額で火災共済金の額に相当する見舞金の給付を行いました。団結と助け合いの精神を發揮したこの対応は、その後の労済運動の飛躍に大きく貢献するものとなりました。

さらに、労済連は、勤労者の要求に確実に応えていくために事業の一層の充実をめざし、「団体生命共済」、「交通災害共済」、大型の生命共済である「希望共済」と、次々に事業を拡大してきました。1971年には、「加入者が加入者を」を合言葉に、自主的な加入を呼びかける一方、全国統合運動を開始しました。

1969年には関東地方の1都8県が中央労済連に結集し、さらに、1971年には近畿地方の2府2県が集まって近畿労済連を創立しました。こうして、地方ごとの組織統合をすすめながら、最終的には、全国の組合員の力を結集して、事業活動の安定と飛躍的な発展をはかり、労働者の生活と権利を確実に守っていくために、全国事業統合へ向かって歩みをすすめてきました。

やがて、全国統合準備委員会が発足して3年後の1976年、労済連設立以来の念願であった全国事業統合が実現の運びとなりました。



新潟地震(1964年6月)

労済連第26回臨時総会 全労済創立総会



全労済創立総会(1976年10月)

(4) 運動発展期(全労済時代)

全国事業統合は、労済運動20年の実績をふまえ、運動方針の一本化、共済制度の一本化、損益会計の一本化、そして機関・事務局運営の一本化を実現しました。略称も「労済連」から、「全労済」に改めました。

共済制度は、例えば、これまで県によってまちまちだった火災共済の掛金が、全国一律年額90円に引き下げとなり、風水害給付金が加わって一段と改善されるなど、全国統合によるメリットを最大限に活かして、大きく改善されました。

1980年には、全国事業統合の一定の定着を基礎として、80年代の指針となる第一次長期計画を策定しました。この中では、具体的な活動の基本方針として、組織基盤の拡大と、労働者の生活保障要求の全般にわたる事業化などを掲げました。

以後、全労済は各地で発生する自然災害や大火災にその対応力を強めながら、着実に発展を続けました。

1983年には、労済運動を、地域における勤労市民層に広げる方針を実現するため、「こくみん共済」を実施し、短期間のうちに成果をあげました。また、高齢化社会に備えた総合的な生活保障の仕組みをめざして、1984年「ねんきん共済」を、1986年「医療・新希望共済」を実施しました。また、1987年には、「マイカー共済」の元受化を開始しました。1988年「せいめい共済・総合医療共済」、1990年には、生涯保障として「終身共済」を開始しました。これらの制度内容は、時代とともに変化する組合員の要求に応えて、着実に改善されてきました。

1990年代に入り、全労済は、第一次長期計画の基本方針を土台に、第二次長期計画を策定し、「社会的な役割の強化」と「総合生活保障事業の展開」をその大きな課題として取り組んできました。1996年には、「車両共済」、1997年に「自賠責共済」を開始しました。また、1995年1月に発生した「阪神・淡路大震災」に対しては、全国的な救助・支援活動を展開するとともに、185億円余にのぼる見舞金・共済金の支払いを行ってきました。このことを契機とし、「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足させ、2,500万人署名活動に取り組んだことが大きな力となり、1998年5月「被災者生活再建支援法」を成立させることができました。また、同年の総会で「高齢者の自立支援」を目的とした、介護サービス事業に取り組むことも決定しました。さらに、1999年8月に開催した第74回通常総会においては、21世紀初頭(1999年度～2009年度)を展望する「全労済21世紀ビジョン」を策定し、その実現に向けて取り組みを開始しました。2000年に「自然災害共済」を、2002年には「団体生命移行共済」を開始しました。特に「こくみん共済」は、2003年に発売20周年を迎え、地域における勤労市民層に多くの支持をいただく中で、2003年度末には、契約件数で600万件を達成することができました。

今日、全労済は、1987年に発足した「全労済再共済連合会(現:日本再共済生活協同組合連合会)」、そして1989年に創立された「全労済協会(現:財)全国勤労者

福祉・共済振興協会)」の3法人により「全労済グループ」を構成し、すべての勤労市民とその家族が助け合って、豊かな暮らしを創造していくための「総合的な保障」をめざして、活動を続けるとともに、組合員の保障の最適化の実現に向けた保障設計運動を展開しています。

また、2002年8月に開催した第83回通常総会において決定された「21世紀経営改革方針」にもとづき、民主的な討議を踏まえながら、経営改革を着実にすすめ、2005年9月より事業本部の再編、全国的組織機構改革、役員制度改革などを実施しました。

創立50周年を迎える2007年に開催した第99回通常総会で、「あらわしい全労済の理念」を制定しました。この理念を将来にわたり、全労済の最上位概念として、また、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として明文化をはかりました。

また、第166通常国会において約60年ぶりに改正された生協法(2008年4月1日施行)への対応として、組合員(契約者)保護の更なる充実や組合員ニーズに応える取り組みをすすめるとともに、安定的な事業運営、経営の健全性向上に取り組みました。

全労済では、これまで取り組んできた「全労済21世紀ビジョン」と「21世紀経営改革方針」の成果と課題を踏まえ、2009年度から5ヵ年の経営方針として中期経営政策を策定しました。現在、中期経営政策で示した「2013年度末までに実現する全労済の姿」を達成するため、組合員から信頼・支持される事業基盤への革新をすすめています。

2010年4月施行の保険法への対応として、事業規約を保険法に則した内容に改めるとともに、規定の横断的な整理、条文の平明化をすすめました。また、共

済金の支払業務の見直しをすすめるとともに、組合員への保険法の周知に向けた対応をはかりました。

2011年3月11日に発生した東日本大震災に対しては、被災者の皆さまの一日も早い生活再建のため、迅速な共済金の支払いを最大の使命とし、全労済グループの全役職員の総力を挙げて被災者対応に取り組みました。また、被災地の復興を願い、支援金等を自治体へ寄贈するとともに、全労済グループの役職員をはじめ、組合員・協力団体のみならず、広く一般の方々から募金活動にご協力いただき、共済生活協同組合としてのたすけあいの輪を広げる活動を展開しました。

■2009年度～2013年度 中期経営政策

2013年度末までに実現する全労済の姿

1. 協同組合組織としての優位性確保
2. 活力ある事業体の創造
3. 健全経営の追求
4. 民主的運営の実践
5. 社会的責任の発揮

最良の品質を組合員へ

全労済は、中期経営政策の実現をとおして、環境変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織への変革を行い、組合員へ最良の品質を提供し続けます。

※「最良の品質」とは、これまですくめてきた「業務品質の向上」の取り組みに加え、「商品」「サービス」「組織運営」など、すべての活動の質を高めながら、組合員からの支持と信頼に応えていくための良質な経営・事業活動を追求し続けることを意味します。また、「最良の品質」を提供することによって、社会的な責任と役割を果たしていきます。

2 協同組合としての全労済

(1) 全労済は協同組合のひとつ

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法(生協法)にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動をすすめていく、営利を目的としない組織です。協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員になることができ、事業の利用や運営も、この組合員によって行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企

業等協同組合、生活協同組合など、それぞれ根拠法や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています。

消費生活協同組合法(生協法)抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

第2章 事業

(最大奉仕の原則)

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

■各分野の協同組合一覧

分 野	法 律 (所 管 省 庁)	協 同 組 合
農 業	農業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	農業協同組合等
漁 業	水産業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	漁業協同組合等
林 業	森林組合法にもとづく事業(農林水産省)	森林組合
消 費	消費生活協同組合法にもとづく事業(厚生労働省)	購買生協、共済生協、大学生協等
商 工	中小企業等協同組合法にもとづく事業(金融庁、経済産業省、国土交通省等)	火災共済協同組合、事業協同組合等

(2) 全労済は共済事業を行う協同組合

全労済は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしていくために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険(生命の危険や住宅災害、交通事故など)に対し、組合員相互に助け合うという活動を、保険のしくみを

使って確立した保障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は、経済的保障だけではなく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保障へと拡大しています。

(3) 労働者福祉事業団体としての全労済

協同組合としての全労済のもう一つの特徴は、労働者福祉運動との結びつきにあります。日本における「労働者福祉運動」は、労働者が相互扶助や協同・連帯の理念と手法にもとづき、自主的に福祉活動の主体となり、自らの資金と組織によって、その生活上の問題の解決にあたる活動のことをいいます。それは、社会保障などの公的福祉や会社組織による企業内福祉とは異なり、労働者自身をその主体とする福

祉活動の分野を指しています。

労働者福祉の活動は、労働者福祉中央協議会(中央労福協)を中心に、事業団体として労働金庫、購買生協、住宅生協、共済生協などがあります。

全労済の活動は、これまで多くの労働組合員の自主的な活動によって組織化され、成り立ってきました。そして今では、労働組合のみならず地域の勤労者・生活者全体に、活動の裾野が広がっています。

■労働者福祉事業団体

労働金庫	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の労働者による労働者のための唯一の金融機関で、労働者の団体を会員とする協同組織。 各種預金、会員や営利を目的としない法人に対する貸付、代理業務、為替取引の業務を行っている。
購買生協	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の日常の生活に不可欠な生鮮食品をはじめ、さまざまな日用品、家電製品など幅広く組合員に供給している。 購買生協は、生協法にもとづく生協の中でも組合員数、事業高とも最大の規模を持っている。
住宅生協	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者のために好ましい居住環境を提供することを目的としている生協。 住宅生協は、労働団体や労働金庫などとの協力によって、住宅や宅地の安定的供給をめざしている。
共済生協	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者の生活上に生起する事故の際の協同的な助け合いの事業を行う組織。 保険のしくみを使って、保障事業を行っている。

3 組合員の運営参加

(1) 組合員と運営組織

生活協同組合を構成するのは、組合員です。全労済も生活協同組合であり、全労済の活動は、組合員が職場や地域においてそれぞれの運営組織に参加することで支えられています。

職場では、労働組合や事業所を通じて、その組合員や従業員に加入推進をはかり、労働組合や事業所を「協力団体」という形で登録しています。さらに、協力団体が一定のエリアごとに集まって「地区運営組織」を構成し、全労済への意見反映が行われています。

また、勤労者や生活者の方々を対象としている「地域」においては、全労済に共感していただいた「地域推進員」の方々が中心となって全労済・共済の紹介など、各種活動を行っています。

一定のエリアごとに地域推進員が集まり、そのエリア内の組合員のグループ化をすすめていき「地区運営組織」を設置し、組合員の方々の全労済への意見反映が行われています。

①組合員

出資金をお支払いいただければ、どなたでも全労済の会員共済生協の組合員の資格が得られ、共済

事業の利用ができます。

②協力団体

協力団体数は、全国で37,746団体になります。その内訳は、労働組合が29,058団体で全協力団体の76.9%を占めています。労働組合以外の職域を中心とした協力団体(共済会、互助会等)は6,529団体、また、地域の方を中心とした協力団体(生協、自治会等)は2,159団体です。

③地域推進員

地域推進員とは、全労済や共済の紹介、組合員参加の諸活動の世話役などとして協力いただく方のことをいいます。

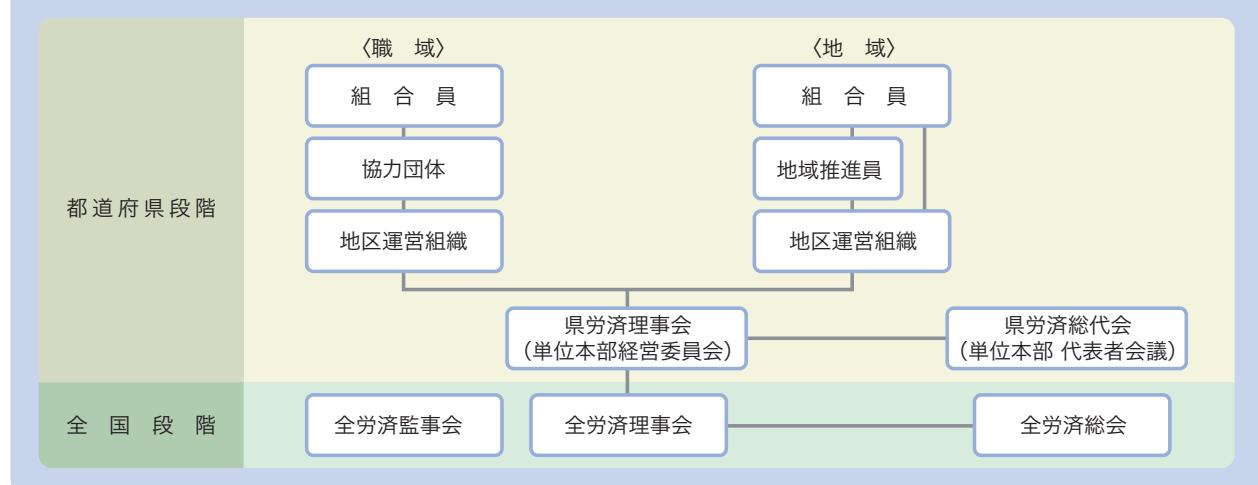
④地区運営組織

地区(各県内の一定の市町村をまとめた地域)にある各協力団体や、推進員を中心に組織された労済運動推進のための協力機構のことを地区運営組織と呼んでいます。

職域の団体を中心に設置する場合や地域加入者を中心に設置する場合、あるいは両者合同で設置するなど、設置状況は都道府県によって異なっています。

■全労済の運営組織図

2013年9月1日現在



(2) 運営の監査

全労済では6名の監事[常勤監事2名、非常勤監事4名(うち1名は員外監事)]を選任のうえ、監査法人および内部監査との連携をはかりながら、全労済の運動理念と基本方針ならびに法令、定款および総会決定にもとづいた事業運営と業務執行が行われているかの監査を実施しています。

また、コンプライアンス室では、本部の各部門、事業本部・単位本部および子会社等を対象とし、内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から、全労済の健全かつ適切な運営を確保することを目的とした定期的な内部監査を実施しています。

4 全労済の組織

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という二つの性格を持つ組織です。

(1) 連合会としての全労済

下表の58会員によって構成される連合会です。

①都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

②都道府県の区域を越えて設立された職域による

労働者を主体とする共済生協=8会員

③生協連合会=3会員

■連合会としての全労済

都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労生協	埼玉労済	千葉労済
東京労済	神奈川労済	新潟県総合生協	長野労済	山梨労済生協	静岡労済
富山労済	石川共済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎労生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

全国交運共済生協 JP共済生協 電通共済生協 教職員共済 森林労連共済 全たばこ生協 自治労共済 全水道共済

生協連合会=3会員

日本再共済連 日本生協連 コープ共済連



全労済会館



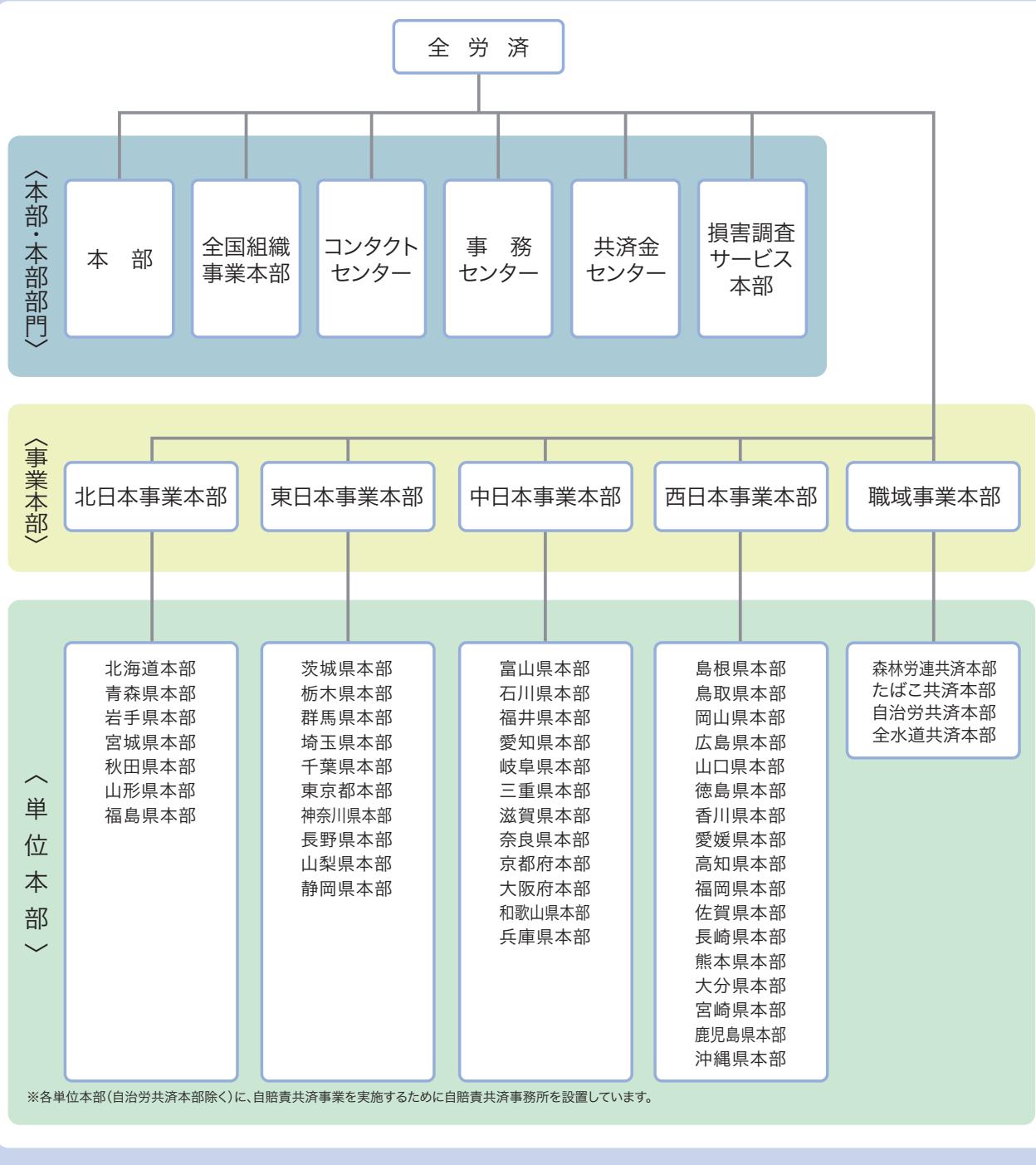
全労済ホール／スペース・ゼロ

(2) 単一事業体としての全労済

前頁「都道府県の区域ごとに設立された」地域共済生協47会員のうち46会員、「都道府県の区域を越えて設立された」職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、損益会計、共済事業、機関・事務局運

営などを一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。

■ 単一事業体としての全労済



[本部]

経営企画部	経営計画・経営基本政策の策定、政治・行政への総合対応、広報活動、国際活動、関連団体との連携、法務、業務革新の企画および推進・普及
経営リスク統括室	経営諸リスクの管理・コントロール
経理部	会計・予算制度の立案・管理、経営収支管理
資金証券部	資産運用諸計画の策定、運用執行、資産管理
人事部	人事政策、人事諸制度の企画・推進
総務部	機関運営・事務局運営の概括管理、施設・設備管理、秘書業務、社会的・公共的活動の調査研究・立案・推進
事業推進部	事業推進方針の策定、加入経路の開発・整備、各種組合員サービスに関する調査・企画、広告宣伝活動
自動車共済事業改革推進室	自動車共済事業の現状把握・分析と検証
共済開発部	共済制度の研究・開発および運用
事務・システム統括部	事務・システム開発方針・計画策定、システムの開発および保守・運用
次世代システム化構想検討プロジェクト	次世代システム化に向けた構想・計画を立案・実施
コンプライアンス室	内部監査の実施、改善指導、コンプライアンスの推進
共済金支払監理室	適切な共済金支払いに向けた監督・管理
監事事務局	監査の実施に関する実務

[全国組織事業本部]

全国組織事業本部	全国域の産別中央組織および広域団体への事業推進
----------	-------------------------

[業務センター部門]

コンタクトセンター	コンタクトセンター運営に関する企画・指導、CS向上活動・業務改善活動の推進、お客様相談業務、ホームページ運用・管理
事務センター	各種共済の事務処理、事務指導および運営・管理
共済金センター	共済金支払い認定、共済金の支払い手続き、事故受付
損害調査サービス本部	損害調査業務、共済金の支払い、事故受付、損害調査担当職員の管理

共済計理人 共済掛金等の算出方法など共済の数理に関する事項への関与

5 全労済の役職員

(1) 役 員



代表理事 理事長
中世古 廣司



代表理事 専務理事
原 日出夫

[理事]

役 職 名	氏 名	所属会員	役 職 名	氏 名	所属会員
代表理事 理事長	なかせ ひろし 中世古廣司	全大阪労働者共済生活協同組合	理 事	た さい 田才 敏 なか い 宏明 博	新潟県総合生活協同組合
副理事長	りきし 力石 利博 いしやま 石山 康夫 おかやま 岡山 伸 おだ 小田 一幸 とくなが 徳永 秀昭	青森県労働者共済生活協同組合 東京労働者共済生活協同組合 愛知県労働者共済生活協同組合 広島県労働者共済生活協同組合 全日本自治体労働者共済生活協同組合		いしきる 石黒 かじま 笠島 さか い 酒井 かわごえ 川越 しまむら 島村 なか の 中野 たていし 立石 いわさき 岩崎 しまおか 島岡 かとう 加藤 の な 野中 かとうく み こ 加藤久美子 もり た 森田 え ざわ 江澤 ゆい ね 唯根	全大阪労働者共済生活協同組合 富山県労働者共済生活協同組合 愛知県労働者共済生活協同組合 兵庫労働者共済生活協同組合 徳島県共済生活協同組合 福岡県労働者共済生活協同組合 山口県共済生活協同組合 鹿児島県労働者共済生活協同組合 全国森林関連産業労働者共済生活協同組合 日本生活協同組合連合会 電気通信産業労働者共済生活協同組合
代表理事 専務理事	はら ひ で お 原 日出夫	員 外		えいとし ひろし くに お ゆき お 行雄 といろう 敏良 ゆきとし 幸利 たけし 威 ひふみ 博文 はるし 春良 つむ 勤 ともやす 友康 たかひろ 孝泰 そうち かとうく み こ 加藤久美子 あけ み 明美 まさひこ 雅彦 たえ こ 妙子	員外(中央推進会議) 員外(日本労働組合総連合会) 員外(学識経験者) 員外(学識経験者) 員外(学識経験者)
理 事	み うら 三浦 正道 み さわ 三澤 裕 ひろ た 廣田 政巳 よこ た 横田 行秀 たか す 高須 則幸 さ たけ 佐竹 功	北海道労働者共済生活協同組合 山形県労働者共済生活協同組合 神奈川県労働者共済生活協同組合 埼玉県労働者共済生活協同組合 東京労働者共済生活協同組合 静岡県労働者共済生活協同組合			

[監事]

役 職 名	氏 名	所属会員
常勤監事	たかいし 高石 哲夫 い で 井手 雅弘	長崎県労働者生活協同組合 神奈川県労働者共済生活協同組合
監 事	こばやし 小林 靖 ほし 星 み うら 三浦 宏和 さいとう 齋藤 由宣	員外(学識経験者) 宮城労働者共済生活協同組合 全大阪労働者共済生活協同組合 全日本自治体労働者共済生活協同組合

[執行役員]

役 職 名	氏 名	所属会員	役 職 名	氏 名	所属会員
本部常務執行役員	あ べ た かつみ 阿部田克美 いなむら ひろし 稻村 浩史 いくさわ ちひろ 生澤 千裕	—	中日本事業本部 常務執行役員 西日本事業本部 専務執行役員 西日本事業本部 常務執行役員	はまだ たけし 濱田 肇司 つちや そういち 土屋 莊一 ひょうどう ひろし 俵藤 弘志	—
北日本事業本部 専務執行役員 東日本事業本部 専務執行役員 東日本事業本部 常務執行役員 中日本事業本部 専務執行役員	たかはし 高橋 忠雄 もり 森 か どう 加藤 あ の 阿野	— — — —	職域事業本部 専務執行役員 職域事業本部 常務執行役員 本部執行役員	ともり かずお 友利 一男 こん まさみ 金 雅範 やまなか 山中 一能 たかやま 高山 圭史	— — — —

業務改善の取り組み

事業と経営の概況

健全性の経営

法令の遵守
情報開示と組合員サービス

生活保障の考え方
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

組織と概要

(2) 職 員

①常勤役職員数

3,458名(2013年5月末)

※他団体出向者含む

②採用状況

2011年 4月	84名
2012年 4月	105名
2013年 4月	103名

③平均給与

441,103円(2013年4月1日現在)

(注) 平均給与は職員の税込月例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

④職員への教育・研修の状況

協同組合運動と共済事業の発展を通じて、今後も全労済は社会的責任を果たしていく必要があります。

職員への教育・研修は、その担い手である職員一人ひとりが、全労済の理念・信条を具現化するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応できる自立型職員の育成を目的にしています。全労済では、このような視点から教育・人材育成制度にもとづいた研修活動を行っています。

①目標管理・職場でのOJT

人材育成の深耕をはかるOJT教育を、継続的に実施しうる職場風土の構築に向け、目標による管理等のあらゆる機会を通じて、その意識付けを行っています。

②共通教育

共通教育は、職員として修得が必須である理念や歴史、生協の本旨などについて、全職員を対象にeラーニングなどで実施しています。

③集合研修

集合研修は、人材育成段階ごとの育成のねらいを踏まえ、「階層別研修」、「役職別研修」、「職種別研修」、「希望選択型研修」、「選抜型研修」の形態になっています。

階層別研修は、入会から3年間の基礎教育として、全労済職員に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

役職別研修は、係長以上の役職を対象に、マネジメント能力・意識の向上にむけ、各役職に求められる知識・スキルなどの修得・向上を目的に実施しています。

職種別研修は、各職種の各段階で求められる知識・スキルの修得・向上と専門性を高めることを目的に実施しています。

希望選択型研修は、各人がステージや業務内容、知識や能力に応じて選択受講できる研修で、さらなる知識・スキルの修得・向上とキャリアアップを目的に実施しています。

選抜型研修は、基礎職を対象に若手リーダーの育成、基幹職を対象に経営幹部職員の育成を目的としています。

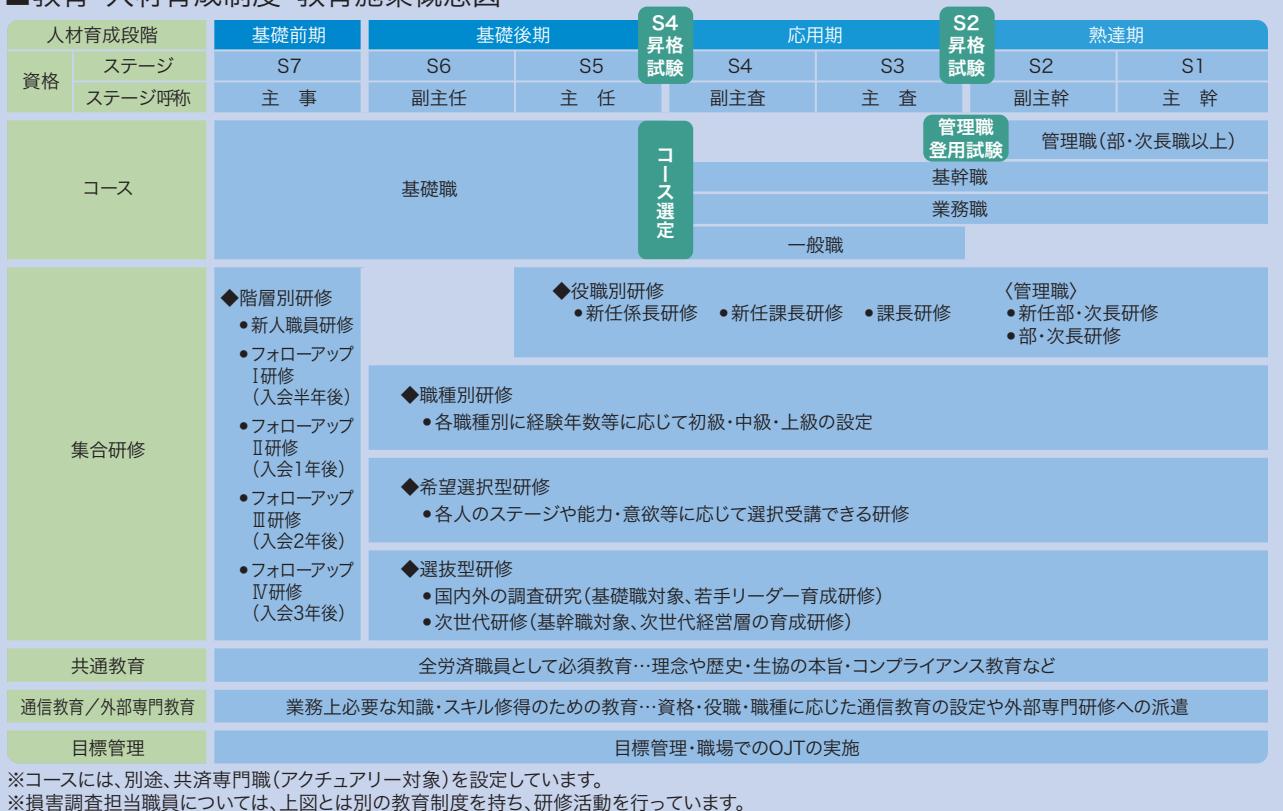
④通信教育

通信教育は、業務上必要な知識・スキルの修得を目的に、目標管理評価制度とリンクさせ、本人の啓発意識、全労済職員モデル基準にもとづく主体的な修得手段(業務教育)として実施しています。

⑤外部専門研修

外部専門研修は、全労済内部で修得が難しい知識・スキルの修得を目的に、外部団体主催の専門教育研修へ派遣しています。

■教育・人材育成制度・教育施策概念図



6 全労済グループ

(1) 基本三法人

全労済グループは、次の基本三法人で構成されています。

①全労済(1957.9.29創立)

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

各種共済事業を行っています。

各都道府県ごとに設立された共済事業を行う生活協同組合(各都道府県生協)など58会員により構成されます。

また、そのうちの51会員は、運動方針、損益会計、共済事業、機関・事務局運営を一本化した事業の統合により、单一事業体としての運営を行っています。

②日本再共済連(1987.11.27設立)

(日本再共済生活協同組合連合会)

国内唯一の再共済専門団体として、再共済により元受会員の経営の安定と事業の発展に寄与するとともに、再共済事業をつうじて共済団体間の連携強化に取り組んでいます。

ともに、再共済事業をつうじて共済団体間の連携強化に取り組んでいます。

※2006年4月1日より、全国労働者共済生活協同組合再共済連合会から日本再共済生活協同組合連合会へ名称変更しました。

③全労済協会(2013.6.3一般財団法人移行*)

(一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会)

勤労者の生活・福祉に関わる調査・研究を行うシンクタンク事業と相互扶助事業(全国中小企業勤労者福祉サービスセンター等)と提携した自治体提携慶弔共済保険、勤労者団体の財産保全のための認可特定保険業)を行っています。

役員・評議員は、全労済、日本再共済連、労働団体、福祉事業団体、学識経験者等により構成されています。

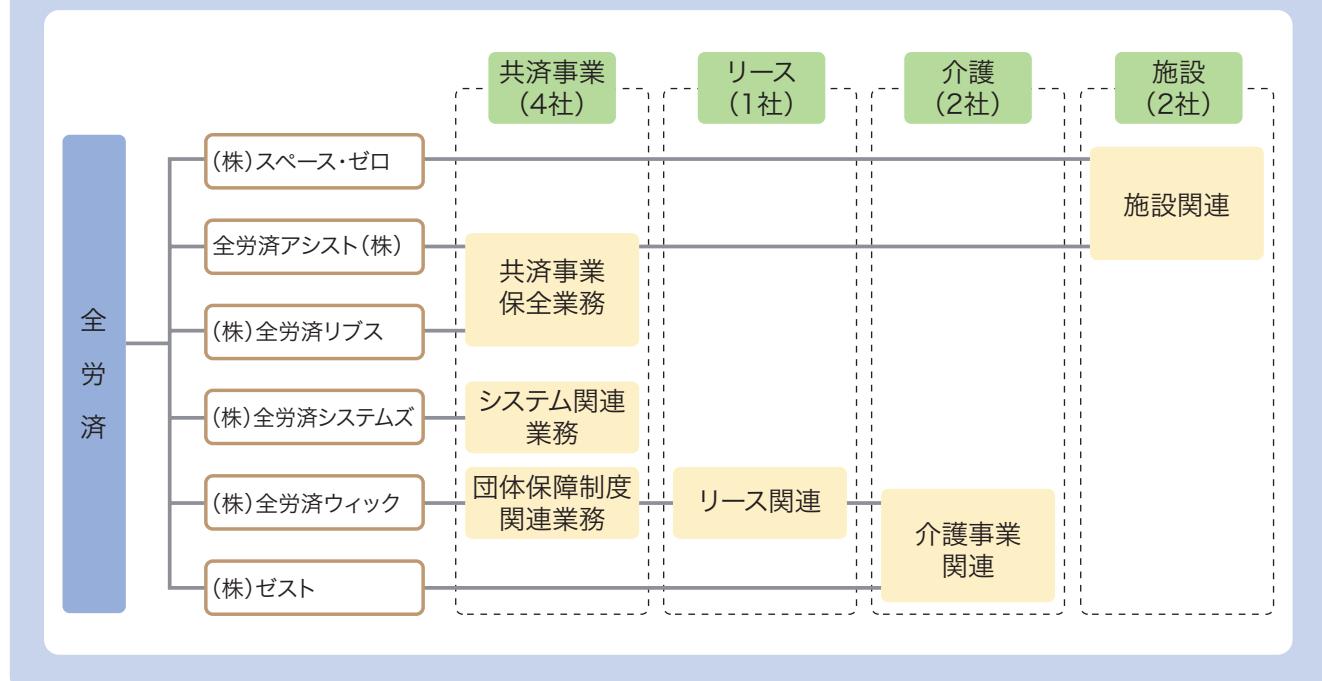
*旧全労済協会(1989年設立)と財全国勤労者福祉振興協会(1982年設立)が2004年6月1日に統合し、2013年6月3日に一般財団法人に移行しました。

(2) 子会社

全労済は共済事業を行っていますが、全労済の子会社において営まれている主な内容は、共済事業関連(共済事業の保全業務・システム関連業務・団体

保障制度関連業務)、介護事業関連、リース関連、施設関連などで共済事業を遂行していくうえで必要な業務や社会貢献事業等を行っています。

■子会社の概要図



取り組み改善の
業務

概況と經營の
事況

健全性の
經營

法令の遵守

情報開示と組合員
サービス

生活保障の考え方
と共済制度

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

組織と概要
全労済

データ編

CONTENTS

I.事業の状況を示す指標

1) 主要な業務状況を示す指標

1. 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標	63
2. 事業状況総括表	63
3. 支払共済金状況表	66
4. 契約者割戻しの状況	67

2) 共済契約に関する指標

1. 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金	68
2. 契約種類別保障機能別保有契約高	68
3. 受入共済掛金明細表	69
4. 支払共済金明細表	69
5. 保有契約高増加率	70
6. 新契約平均共済金額(長期生命共済)	70
7. 保有契約平均共済金額(長期生命共済)	70
8. 解約失効率(長期共済)	70
9. 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)	70
10. 死亡率(長期生命共済)	70
11. 支払余力比率の明細	71
12. 再共済実施状況	71
13. 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	71
14. 県別・会員別保有契約高	72

3) 経理に関する指標

1. 責任準備金の積立方式および積立率	72
2. 契約者割戻準備金明細表	72
3. 引当金の明細	73
4. 出資金及び積立金明細表	73
5. 事業経費明細表	73
6. 支払備金明細表	74
7. 未経過共済掛金明細表	74
8. 異常危険準備金明細表	74
9. 共済掛金積立金明細表	74
10. 業務用固定資産の明細	75

4) 資産運用に関する指標

1. 主要資産の平均残高	75
2. 主要資産の構成及び増減	76
3. 主要資産の運用利回り	77
4. 資産運用収益の明細	77
5. 資産運用費用の明細	77
6. 利息及び配当金等収益明細	78
7. 有価証券の種類別残高	78
8. 有価証券の残存期間別残高	79
9. 業種別保有株式明細表	80
10. 貸付金明細	80
11. 使途別の貸付金残高	81
12. 担保の種類別貸付金残高	81
13. 海外投資残高	81
14. 外国証券の海外投資地域別構成	81
15. 海外投資運用利回り	82
16. リスク管理債権の状況	82
17. 債務者区分による債権の状況	82
18. 有価証券等の時価情報	83
19. 金銭の信託の時価情報	84
20. デリバティブ取引の時価情報	84

II. 決算関係書類

1. 貸借対照表	85
2. 損益計算書	86
3. 決算関係書類の注記	86
4. 貸借対照表の推移	93
5. 損益計算書の推移	94
6. 剰余金処分計算書	95

III. 子会社等の状況に関する事項

1. 子会社等の状況	96
2. 子会社等の直近事業年度における事業の概況	97

※表中の数値は特に注記のない限り、単位未満四捨五入にしています。

I. 事業の状況を示す指標

1) 主要な業務状況を示す指標

1 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標

	単位	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
経常収益	百万円	700,852	678,920	663,560	718,588	675,305
経常剰余金	百万円	32,114	42,224	38,681	36,915	32,295
当期剰余金	百万円	5,183	7,891	△ 16,889	△ 14,015	9,406
出資金	百万円	130,770	131,852	132,160	142,471	142,596
出資口数	千口	13,077	13,185	13,216	14,247	14,260
純資産額	百万円	231,133	240,857	226,016	222,129	247,139
総資産	百万円	2,868,709	2,986,028	3,046,959	3,116,448	3,233,931
責任準備金残高	百万円	2,408,637	2,508,575	2,557,667	2,646,890	2,745,467
貸付金残高	百万円	6,680	6,767	7,352	7,057	8,249
有価証券残高	百万円	2,048,604	2,254,448	2,258,208	2,321,094	2,413,303
剰余金の配当金額(注1)	百万円	2,433	2,429	0	0	2,348
常勤役職員数 (注2)	人	3,546	3,405	3,379	3,472	3,458
保有契約高	億円	6,695,554	6,729,401	6,766,832	6,914,070	6,918,198
保有契約件数 (注3)	千件	35,228	34,452	33,959	34,427	33,707
保有契約口数 (注3)	千口	3,937,915	3,864,562	3,831,315	4,029,574	3,982,971
共済金支払件数	千件	1,754	1,823	1,958	2,213	2,151
基礎利益	億円	1,196	1,279	904	1,177	1,206
支払余力比率 (注4)	%	916.4	1,036.4	1,109.7	1,196.4	1,389.3
受入共済掛金	百万円	595,416	589,284	576,559	590,729	586,393
支払共済金	百万円	323,673	326,343	358,618	387,914	334,833

(注1) 剰余金の配当金額は利用高割戻金です。

(注2) 常勤役職員は他団体出向者を含んでいます。

(注3) 2012年度に相互扶助事業の実績について補正したことから過年度についても補正して表示しています。

(注4) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

2 事業状況総括表

(単位:千件、千口、億円、%)

科 目	事業別	風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済		自賠責共済	団体定期 生命共済
					内、車両特約			
件 数	期始	4,718	1,889	3,509	1,868	706	178	5,993
	2013年5月末	4,621	1,944	3,375	1,879	737	181	5,791
	純増加	-97	55	-134	11	31	3	-202
	(前年純増加)	(-80)	(98)	(-154)	(22)	(40)	(6)	(-195)
	増加率	-2.0	2.9	-3.8	0.6	4.4	1.6	-3.4
	(前年増加率)	(-1.7)	(5.5)	(-4.2)	(1.2)	(6.0)	(3.7)	(-3.1)
口 数	期末目標数	4,710	1,993	3,420	1,884	736	192	5,889
	目標達成率	98.1	97.5	98.7	99.7	100.1	94.4	98.3
	期始	888,081	415,477	81,229	460,027	14,068	53,427	482,793
	2013年5月末	879,945	437,001	78,125	464,853	14,971	54,286	464,510
	純増加	-8,135	21,524	-3,104	4,826	904	859	-18,282
	(前年純増加)	(-3,329)	(38,330)	(-3,453)	(7,713)	(924)	(1,890)	(-21,371)
契 約 高	増加率	-0.9	5.2	-3.8	1.0	6.4	1.6	-3.8
	(前年増加率)	(-0.4)	(10.2)	(-4.1)	(1.7)	(7.0)	(3.7)	(-4.2)
	期末目標数	891,104	449,972	78,673	464,921	14,582	57,487	469,184
	目標達成率	98.7	97.1	99.3	100.0	102.7	94.4	99.0
	期始	888,081	389,115	100,355	4,454,515	14,068	53,427	341,391
	2013年5月末	879,945	402,507	96,386	4,492,418	14,971	54,286	327,171
契 約 高	純増加	-8,135	13,391	-3,969	37,903	904	859	-14,220
	(前年純増加)	(-3,329)	(24,440)	(-4,320)	(67,256)	(924)	(1,890)	(-14,886)
	増加率	-0.9	3.4	-4.0	0.9	6.4	1.6	-4.2
	(前年増加率)	(-0.4)	(6.7)	(-4.1)	(1.5)	(7.0)	(3.7)	(-4.2)
	期末目標数	891,104	410,486	97,237	4,498,134	14,582	57,487	330,791
	目標達成率	98.7	98.1	99.1	99.9	102.7	94.4	98.9

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別 科 目		個人定期 生命共済	こども定期 生命共済	熟年定期 生命共済	傷害共済	個人賠償 責任共済	個人長期生命共済	
							内、満期部分	
件 数	期 始	4,870	663	258	426	2	1,317	
	2013年5月末	4,747	638	256	446	60	1,244	
	純 増 加	-123	-25	-2	19	58	-73	
	(前年純増加)	(-104)	(-19)	(-11)	(-14)	(2)	(-63)	
	增 加 率	-2.5	-3.7	-0.8	4.5	2,341.9	-5.6	
	(前年増加率)	(-2.1)	(-2.8)	(-4.0)	(-3.1)	-	(-4.6)	
口 数	期 始	927,963	155,525	12,860	66,358	247	124,520	2,605
	2013年5月末	902,435	150,757	12,975	64,625	6,036	115,676	2,521
	純 増 加	-25,528	-4,768	115	-1,733	5,789	-8,844	-84
	(前年純増加)	(-22,438)	(-2,892)	(-549)	(-2,256)	(247)	(-8,898)	(-27)
	增 加 率	-2.8	-3.1	0.9	-2.6	2,341.9	-7.1	-3.2
	(前年増加率)	(-2.4)	(-1.8)	(-4.1)	(-3.3)	-	(-6.7)	(-1.0)
契 約 高	期 始	371,897	75,559	4,487	22,827	247	50,744	2,605
	2013年5月末	355,428	72,990	4,224	23,944	6,036	47,116	2,521
	純 増 加	-16,469	-2,569	-264	1,118	5,789	-3,628	-84
	(前年純増加)	(-15,912)	(-1,801)	(-336)	(-691)	(247)	(-3,539)	(-27)
	增 加 率	-4.4	-3.4	-5.9	4.9	2,341.9	-7.2	-3.2
	(前年増加率)	(-4.1)	(-2.3)	(-7.0)	(-2.9)	-	(-6.5)	(-1.0)
	期 始	362,600	74,877	4,412	23,618	3,129	48,593	2,631
	2013年5月末	362,600	74,877	4,412	23,618	3,129	48,593	2,631
	純 増 加	98.0	97.5	95.7	101.4	192.9	97.0	95.8
	(前年純増加)	(-1.2)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)		
	増 加 率	1.4	1.4	-4.0	-0.7	0.1		
	(前年増加率)	(-1.2)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)		
	期 始	188	118	515	932			27,443
	2013年5月末	191	114	511	933			26,870
	純 増 加	3	-5	-4	1			-573
	(前年純増加)	(-2)	(-51)	(44)	(11)			(-512)
	増 加 率	1.4	-4.0	-0.7	0.1			-2.1
	(前年増加率)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			(-1.8)
	期 始	189	109	527	995			27,369
	2013年5月末	189	109	527	995			98.2
	純 増 加	101.0	103.8	97.1	93.7			
	(前年純増加)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	増 加 率	1.4	-4.0	-0.7	0.1			
	(前年増加率)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	期 始	52,229	570	3,469	68,631			3,793,405
	2013年5月末	52,909	539	3,387	69,552			3,757,611
	純 増 加	680	-31	-82	921			-35,795
	(前年純増加)	(-312)	(-156)	(60)	(2,053)			(-15,362)
	増 加 率	1.3	-5.4	-2.4	1.3			-0.9
	(前年増加率)	(-0.6)	(-21.5)	(1.7)	(3.1)			(-0.4)
	期 始	52,562	515	3,526	74,870			3,814,910
	2013年5月末	52,562	515	3,526	74,870			98.5
	純 増 加	100.7	104.7	96.1	92.9			
	(前年純増加)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	増 加 率	1.4	-4.0	-0.7	0.1			
	(前年増加率)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	期 始	8,710	3,204	11,579	11,469			6,787,606
	2013年5月末	8,744	3,118	11,415	11,270			6,796,998
	純 増 加	34	-86	-164	-198			9,392
	(前年純増加)	(-132)	(-958)	(724)	(-209)			(48,443)
	増 加 率	0.4	-2.7	-1.4	-1.7			0.1
	(前年増加率)	(-1.5)	(-23.0)	(6.7)	(-1.8)			(0.7)
	期 始	8,719	2,964	11,838	11,715			6,837,705
	2013年5月末	8,719	2,964	11,838	11,715			99.4
	純 増 加	100.3	105.2	96.4	96.2			
	(前年純増加)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	増 加 率	0.4	-2.7	-1.4	-1.7			
	(前年増加率)	(-1.5)	(-23.0)	(6.7)	(-1.8)			

事業別 科 目		個人年金共済	団体年金共済	新団体年金共済	終身共済			元受合計
件 数	期 始	188	118	515	932			27,443
	2013年5月末	191	114	511	933			26,870
	純 増 加	3	-5	-4	1			-573
	(前年純増加)	(-2)	(-51)	(44)	(11)			(-512)
	増 加 率	1.4	-4.0	-0.7	0.1			-2.1
	(前年増加率)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			(-1.8)
口 数	期 始	52,229	570	3,469	68,631			3,793,405
	2013年5月末	52,909	539	3,387	69,552			3,757,611
	純 増 加	680	-31	-82	921			-35,795
	(前年純増加)	(-312)	(-156)	(60)	(2,053)			(-15,362)
	増 加 率	1.3	-5.4	-2.4	1.3			-0.9
	(前年増加率)	(-0.6)	(-21.5)	(1.7)	(3.1)			(-0.4)
	期 始	52,562	515	3,526	74,870			3,814,910
	2013年5月末	52,562	515	3,526	74,870			98.5
	純 増 加	100.7	104.7	96.1	92.9			
	(前年純増加)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	増 加 率	1.4	-5.4	-2.4	1.3			
	(前年増加率)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	期 始	8,710	3,204	11,579	11,469			6,787,606
	2013年5月末	8,744	3,118	11,415	11,270			6,796,998
	純 増 加	34	-86	-164	-198			9,392
	(前年純増加)	(-132)	(-958)	(724)	(-209)			(48,443)
	増 加 率	0.4	-2.7	-1.4	-1.7			0.1
	(前年増加率)	(-1.5)	(-23.0)	(6.7)	(-1.8)			(0.7)
	期 始	8,719	2,964	11,838	11,715			6,837,705
	2013年5月末	8,719	2,964	11,838	11,715			99.4
	純 増 加	100.3	105.2	96.4	96.2			
	(前年純増加)	(-1.2)	(-30.2)	(9.3)	(1.2)			
	増 加 率	0.4	-2.7	-1.4	-1.7			
	(前年増加率)	(-1.5)	(-23.0)	(6.7)	(-1.8)			

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別 科 目		火災再共済	慶弔再共済	生命再共済		元受・再共済合計	受託事業	総合計
件数	期始	439	3,721	687		32,290	2,137	34,427
	2013年5月末	424	3,614	657		31,565	2,142	33,707
	純増加	-15	-107	-29		-725	5	-720
	(前年純増加)	(241)	(-56)	(687)		(360)	(121)	(482)
	増加率	-3.5	-2.9	-4.3		-2.2	0.3	-2.1
	(前年増加率)	(121.8)	(-1.5)	-		(1.1)	(4.6)	(1.4)
口数	期末目標数	428	3,684	665		32,146	2,257	34,403
	目標達成率	99.1	98.1	98.9		98.2	94.9	98.0
	期始	32,482	15,604	185,946		4,027,437	2,137	4,029,574
	2013年5月末	31,368	15,296	176,553		3,980,828	2,142	3,982,971
	純増加	-1,113	-307	-9,393		-46,609	5	-46,603
	(前年純増加)	(27,591)	(-24)	(185,946)		(198,152)	(148)	(198,300)
契約高	増加率	-3.4	-2.0	-5.1		-1.2	0.3	-1.2
	(前年増加率)	(564.2)	(-0.2)	-		(5.2)	(1.5)	(5.2)
	期末目標数	31,130	15,302	179,412		4,040,755	2,257	4,043,012
	目標達成率	100.8	100.0	98.4		98.5	94.9	98.5
	期始	32,482	22,686	71,295		6,914,070		6,914,070
	2013年5月末	31,368	22,176	67,656		6,918,198		6,918,198
	純増加	-1,113	-511	-3,639		4,128		4,128
	(前年純増加)	(27,591)	(-92)	(71,295)		(147,238)		(147,238)
	増加率	-3.4	-2.3	-5.1		0.1		0.1
	(前年増加率)	(564.2)	(-0.4)	-		(2.2)		(2.2)
	期末目標数	31,130	22,212	68,864		6,959,912		6,959,912
	目標達成率	100.8	99.8	98.2		99.4		99.4

(注1) 団体年金共済・新団体年金共済の口数は、隨時平準方式で換算しています。

(注2) 個人賠償責任共済の件数については、合計の件数カウントには含めていません。

(注3) 2012年度開始において、全労済協会の受託事業(団体建物・団体自動車・自治体慶弔)の実績を補正しています。

<参考資料>火災共済・団体年金共済加入実績

(単位:千件、千口、億円、%)

事業別 科 目		風水火災共済	火災再共済	火災共済合計	団体年金共済合計		
		火災共済	火災再共済	火災共済合計	団体年金共済	新団体年金共済	火災共済合計
件数	期始	4,718	439	5,157	118	515	633
	2013年5月末	4,621	424	5,045	114	511	625
	純増加	-97	-15	-112	-5	-4	-8
	(前年純増加)	(-80)	(241)	(162)	(-51)	(44)	(-7)
	増加率	-2.0	-3.5	-2.2	-4.0	-0.7	-1.3
	(前年増加率)	(-1.7)	(121.8)	(3.2)	(-30.2)	(9.3)	(-1.1)
口数	期末目標数	4,710	428	5,138	109	527	636
	目標達成率	98.1	99.1	98.2	103.8	97.1	98.2
	期始	888,081	32,482	920,562	570	3,469	4,039
	2013年5月末	879,945	31,368	911,313	539	3,387	3,926
	純増加	-8,135	-1,113	-9,249	-31	-82	-113
	(前年純増加)	(-3,329)	(27,591)	(24,262)	(-156)	(60)	(-97)
契約高	増加率	-0.9	-3.4	-1.0	-5.4	-2.4	-2.8
	(前年増加率)	(-0.4)	(564.2)	(2.7)	(-21.5)	(1.7)	(-2.3)
	期末目標数	891,104	31,130	922,234	515	3,526	4,041
	目標達成率	98.7	100.8	98.8	104.7	96.1	97.2
	期始	888,081	32,482	920,562	3,204	11,579	14,783
	2013年5月末	879,945	31,368	911,313	3,118	11,415	14,533
	純増加	-8,135	-1,113	-9,249	-86	-164	-249
	(前年純増加)	(-3,329)	(27,591)	(24,262)	(-958)	(724)	(-234)
	増加率	-0.9	-3.4	-1.0	-2.7	-1.4	-1.7
	(前年増加率)	(-0.4)	(564.2)	(2.7)	(-23.0)	(6.7)	(-1.6)
	期末目標数	891,104	31,130	922,234	2,964	11,838	14,802
	目標達成率	98.7	100.8	98.8	105.2	96.4	98.2

<参考資料>こくみん共済・団体生命移行共済加入実績

(単位:千件、千口、億円、%)

科 目	事業別	こくみん共済					団体生命 移行共済
		短期共済	個人長期生命共済	終身共済			
件 数	期 始 2013年5月末	6,661	6,116	19	526		101
	純 増 加 (前年純増加)	6,529	5,978	29	522		109
	-132	-138	9	-3			8
	(-136)	(-157)	(15)	(5)			(8)
	增 加 率 (前年増加率)	-2.0	-2.3	49.3	-0.6		7.4
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	6,640	6,068	29	543		(9.1)
	98.3	98.5	98.7	96.2			111
							97.5
口 数	期 始 2013年5月末	1,191,127	1,153,404	558	37,165		9,549
	純 増 加 (前年純増加)	1,165,181	1,126,755	766	37,660		10,072
	-25,946	-26,649	208	495			523
	(-26,746)	(-28,543)	(339)	(1,458)			(655)
	增 加 率 (前年増加率)	-2.2	-2.3	37.4	1.3		5.5
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	1,182,431	1,142,544	(154.8)	(4.1)		(7.4)
	98.5	98.6	93.6	39,068			10,460
				96.4			96.3
契約 高	期 始 2013年5月末	469,705	469,188	475	41		5,829
	純 増 加 (前年純増加)	457,231	456,507	683	41		6,115
	-12,473	-12,681	208	0			286
	(-18,540)	(-18,879)	(338)	(1)			(386)
	增 加 率 (前年増加率)	-2.7	-2.7	43.7	0.7		4.9
	期 末 目 標 数 目 標 達 成 率	(-3.8)	(-3.9)	(245.9)	(3.5)		(7.1)
	463,003	462,269	687	47			6,367
	98.8	98.8	99.4	87.5			96.0

3 支払共済金状況表

(単位:件、千円、%)

科 目	事業別	風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共游		(内)損調付帯費用	自賠責共済	団体定期 生命共済
					(内)損調付帯費用				
件 数	前 年 度 実 繰 繰 当 年 度 実 繰 繰 増 増 減 減 減 率	48,646	71,448	31,200	207,005	-	2,076	172,831	
	45,322	20,942	30,634	209,289	-	-	2,250	173,077	
	-3,324	-50,506	-566	2,285	-	-	174	246	
	-6.8	-70.7	-1.8	1.1	-	-	8.4	0.1	
金 額	前 年 度 実 繰 繰 当 年 度 実 繰 繰 増 増 減 減 減 率	17,185,206	47,782,751	4,997,362	54,947,308	2,595,664	1,071,902	40,684,134	
	16,332,118	7,629,283	4,837,480	55,693,067	2,380,013	1,344,026	272,125	36,334,577	
	-853,088	-40,153,468	-159,881	745,759	-215,651	-8.3	25.4	-4,349,557	
	-5.0	-84.0	-3.2	1.4	-	-	-	-10.7	

科 目	事業別	こくみん共済・団体生命移行共済					
		個人定期	こども定期	熟年定期	傷 害	個人賠償	(内)損調付帯費用
件 数	前 年 度 実 繰 繰 当 年 度 実 繰 繰 増 増 減 減 減 率	448,011	313,190	97,482	15,805	21,533	1
	438,002	307,282	95,479	13,495	21,627	119	-
	-10,009	-5,908	-2,003	-2,310	94	118	-
	-2.2	-1.9	-2.1	-14.6	0.4	11,800.0	-
金 額	前 年 度 実 繰 繰 当 年 度 実 繰 繰 増 増 減 減 減 率	68,431,921	54,931,444	4,639,010	2,761,326	6,100,073	68
	63,119,945	50,785,584	4,351,215	2,473,723	5,497,219	12,203	-
	-5,311,977	-4,145,861	-287,794	-287,603	-602,854	12,135	1,337
	-7.8	-7.5	-6.2	-10.4	-9.9	17,851.7	-

科 目	事業別	個人長期生命共済		個人年金共済	団体年金共済		新団体年金共済
		通常部分	満期部分		団体年金共済	新団体年金共済	
件 数	前 年 度 実 繰 繰 当 年 度 実 繰 繰 増 増 減 減 減 率	185,146	126,811	58,335	334,157	235,587	34,540
	186,586	122,104	64,482	340,706	247,175	9,253	201,047
	1,440	-4,707	6,147	6,549	11,588	-25,287	237,922
	0.8	-3.7	10.5	2.0	4.9	-73.2	36,875
金 額	前 年 度 実 繰 繰 当 年 度 実 繰 繰 増 増 減 減 減 率	53,076,646	20,407,023	32,669,623	45,040,135	31,252,313	4,275,754
	55,389,917	18,878,455	36,511,462	36,806,743	32,698,377	1,561,634	26,976,559
	2,313,271	-1,528,568	3,841,839	-8,233,392	1,446,064	-2,714,120	31,136,743
	4.4	-7.5	11.8	-18.3	4.6	-63.5	4,160,184
							15.4

(単位:件、千円、%)

科 目	事業別	終身共済		元受合計	火災再共済	慶弔再共済	生命再共済	総合計
		(内)生存・長寿						
件 数	前年度実績 当年度実績 増 増 減 率	91,619 97,802 6,183 6.7	9,865 9,957 92 0.9	1,827,726 1,791,785 -35,940 -2.0	4,090 5,611 1,521 37.2	255,954 193,184 -62,770 -24.5	125,170 160,632 35,462 28.3	2,212,940 2,151,212 -61,727 -2.8
金 額	前年度実績 当年度実績 増 増 減 率	11,704,598 11,884,172 179,574 1.5	2,761,381 2,754,359 -7,023 -0.3	376,174,276 322,069,705 -54,104,571 -14.4	561,380 740,956 179,576 32.0	2,672,374 1,833,835 -838,539 -31.4	8,505,585 10,188,605 1,683,020 19.8	387,913,615 334,833,101 -53,080,514 -13.7

4 契約者割戻しの状況

(1) 割戻準備金繰入額明細表

(単位:百万円)

共済種類	2011年度	2012年度
団体定期生命共済	8,772	8,112
個人定期生命共済	12,412	12,431
こども定期生命共済	1,202	1,177
熟年定期生命共済	358	289
傷害共済	510	504
個人長期生命共済	2,471	3,226
全制度合計	25,726	25,740

(2) こくみん共済割戻・振替出資単価一覧

(単位:円)

共済種類	個人定期生命共済										
	タイプ	総合	総合2倍	大型	総合 プラス	生きる 安心	生きる 安心H	生きる 安心W	医療	医療 プラス	医療 安心
割戻単価(月)	210	420	630	90	280	140	560	220	110	320	160
振替出資単価(月)	21	42	63	9	28	14	56	22	11	32	16

(単位:円)

共済種類	個人定期生命共済										こども定期生命共済	
	タイプ	総合 60歳移行	総合2倍 60歳移行	大型 60歳移行	生きる安心 60歳移行	生きる安心W 60歳移行	医療 60歳移行	医療安心 60歳移行	総合 65歳移行	総合2倍 65歳移行	医療 65歳移行	
割戻単価(月)	170	340	510	240	480	170	250	160	320	160	140	250
振替出資単価(月)	17	34	51	24	48	17	25	16	32	16	14	25

(単位:円)

共済種類	傷害共済											
	タイプ	シニア 総合	シニア 医療	シニア 傷害	シニア 傷害安心	シニア 傷害ベース	シニア 傷害安心H	シニア 傷害ベースH	傷害 安心W	傷害 W	傷害 安心	傷害 プラス
割戻単価(月)	220	220	100	90	90	50	50	80	80	40	40	40
振替出資単価(月)	22	22	10	9	9	5	5	8	8	4	4	4

2) 共済契約に関する指標

1 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金

(単位:新契約高(件数)は千件、保有契約高は億円、元受共済掛金は百万円)

共済種類	2011年度			2012年度		
	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金
風水火災共済	187	888,081	58,623	154	879,945	58,103
自然災害共済	232	389,115	34,905	139	402,507	37,018
交通災害共済	121	100,355	9,488	121	96,386	9,110
自動車総合補償共済	135	4,454,515	68,504	125	4,492,418	70,542
自賠責共済	89	53,427	1,950	88	54,286	1,998
団体定期生命共済	294	341,391	74,174	286	327,171	71,269
個人定期生命共済	513	371,897	120,500	494	355,428	118,121
こども定期生命共済	52	75,559	8,006	43	72,990	7,821
熟年定期生命共済	41	4,487	6,284	44	4,224	6,149
傷害共済	31	22,827	10,734	66	23,944	10,643
個人賠償責任共済	2	247	0	61	6,036	82
個人長期生命共済	52	50,744	74,584	44	47,116	74,920
個人年金共済	4	8,710	14,724	5	8,744	15,775
団体年金共済	—	3,204	6,464	—	3,118	6,161
新団体年金共済	27	11,579	41,442	25	11,415	40,877
終身生命共済	58	11,469	39,550	46	11,270	39,792

(注) 元受共済掛金は、元受契約の受入共済掛金です。

2 契約種類別保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分	共済種類	2011年度	2012年度
死亡保障	普通死亡	短期共済 長期共済 合計	38,600,734 3,314,025 41,914,760
	災害死亡	短期共游 長期共済 合計	32,930,413 2,614,946 35,545,359
	その他の条件付死亡	短期共済 長期共済 合計	25,254,634 0 25,254,634
死亡保障合計		102,714,753	98,025,600
生存保障	満期・生存給付	短期共済 長期共済 合計	0 2,076,124 2,076,124
	年金	短期共済 長期共済 合計	0 (62,675) (62,675)
	その他	短期共済 長期共済 合計	0 550,710 550,710
生存保障合計		2,626,833	2,596,084
入院保障	災害入院	短期共済 長期共済 合計	46,366 5,983 52,349
	疾病入院	短期共済 長期共済 合計	26,016 5,988 32,004
	その他の条件付入院	短期共済 長期共済 合計	3,550 916 4,466
入院保障合計		88,819	85,136
障害保障		短期共済 短期共済 長期共済	126,544 (94,934,992) (5,876,086)
手術保障		短期共済 長期共済	105,880 (12,871)

(注1) 本表における短期共済とは、交通災害、団体定期生命、個人定期生命、こども定期生命、熟年定期生命、傷害共済、個人賠償責任共済、生命再共済の総称です。長期共済とは、個人長期生命、個人年金、団体年金、新団体年金、終身生命の総称です。

(注2) ()内数値は、契約高として計上していませんが保険対象であることを表しています。

(注3) 生存保障の満期・生存給付欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

(注4) 生存保障の年金欄の金額は、年金額です。

(注5) 生存保障のその他欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済の年金支払開始後の責任準備金です。

(注6) 入院保障欄の金額は、入院給付日額です。

3 受入共済掛金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2011年度			2012年度		
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	58,623	9.9	-0.5	58,103	9.9	-0.9
自然災害共済	34,905	5.9	8.8	37,018	6.3	6.1
交通災害共済	9,488	1.6	-3.5	9,110	1.6	-4.0
自動車総合補償共済	68,504	11.6	1.1	70,542	12.0	3.0
自賠責共済	1,950	0.3	14.0	1,998	0.3	2.5
団体定期生命共済	74,174	12.6	-3.7	71,269	12.2	-3.9
個人定期生命共済	120,500	20.4	-1.9	118,121	20.1	-2.0
こども定期生命共済	8,006	1.4	-1.3	7,821	1.3	-2.3
熟年定期生命共済	6,284	1.1	-3.8	6,149	1.0	-2.1
傷害共済	10,734	1.8	-2.1	10,643	1.8	-0.9
個人賠償責任共済	0	0.0	-	82	0.0	16,387.1
個人長期生命共済	74,584	12.6	-2.1	74,920	12.8	0.5
個人年金共済	14,724	2.5	2.8	15,775	2.7	7.1
団体年金共済	6,464	1.1	-75.5	6,161	1.1	-4.7
新団体年金共済	41,442	7.0	87.6	40,877	7.0	-1.4
終身生命共済	39,550	6.7	1.9	39,792	6.8	0.6
火災再共済	1,190	0.2	292.7	1,158	0.2	-2.7
慶弔再共済	2,702	0.5	-0.1	2,675	0.5	-1.0
生命再共済	16,904	2.9	-	14,182	2.4	-16.1
全制度合計	590,729	100.0	2.5	586,393	100.0	-0.7

4 支払共済金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2011年度			2012年度		
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	17,185	4.4	13.9	16,332	4.9	-5.0
自然災害共済	47,783	12.3	30.8	7,629	2.3	-84.0
交通災害共済	4,997	1.3	0.8	4,837	1.4	-3.2
自動車総合補償共済	54,947	14.2	6.4	55,693	16.6	1.4
自賠責共済	1,072	0.3	-0.3	1,344	0.4	25.4
団体定期生命共済	40,684	10.5	-0.9	36,335	10.9	-10.7
個人定期生命共済	54,931	14.2	-0.8	50,786	15.2	-7.5
こども定期生命共済	4,639	1.2	3.3	4,351	1.3	-6.2
熟年定期生命共済	2,761	0.7	-3.1	2,474	0.7	-10.4
傷害共済	6,100	1.6	8.3	5,497	1.6	-9.9
個人賠償責任共済	0	0.0	-	12	0.0	17,851.7
個人長期生命共済	53,077	13.7	-0.8	55,390	16.5	4.4
個人年金共済	45,040	11.6	1.6	36,807	11.0	-18.3
団体年金共済	4,276	1.1	-82.4	1,562	0.5	-63.5
新団体年金共済	26,977	7.0	399.6	31,137	9.3	15.4
終身生命共済	11,705	3.0	11.4	11,884	3.5	1.5
火災再共済	561	0.1	960.1	741	0.2	32.0
慶弔再共済	2,672	0.7	48.2	1,834	0.5	-31.4
生命再共済	8,506	2.2	-	10,189	3.0	19.8
全制度合計	387,914	100.0	8.2	334,833	100.0	-13.7

5 保有契約高増加率

(単位:億円、%)

共済種類	2011年度	増加率	2012年度	
				増加率
風水火災共済	888,081	-0.4	879,945	-0.9
自然災害共済	389,115	6.7	402,507	3.4
交通災害共済	100,355	-4.1	96,386	-4.0
自動車総合補償共済	4,454,515	1.5	4,492,418	0.9
自賠責共済	53,427	3.7	54,286	1.6
団体定期生命共済	341,391	-4.2	327,171	-4.2
個人定期生命共済	371,897	-4.1	355,428	-4.4
こども定期生命共済	75,559	-2.3	72,990	-3.4
熟年定期生命共済	4,487	-7.0	4,224	-5.9
傷害共済	22,827	-2.9	23,944	4.9
個人賠償責任共済	247	-	6,036	2,341.9
個人長期生命共済	50,744	-6.5	47,116	-7.2
個人年金共済	8,710	-1.5	8,744	0.4
団体年金共済	3,204	-23.0	3,118	-2.7
新団体年金共済	11,579	6.7	11,415	-1.4
終身生命共済	11,469	-1.8	11,270	-1.7
火災再共済	32,482	564.2	31,368	-3.4
慶弔再共済	22,686	-0.4	22,176	-2.3
生命再共済	71,295	-	67,656	-5.1
全制度合計	6,914,070	2.2	6,918,198	0.1

6 新契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位:千円)

共済種類	2011年度	2012年度
個人長期生命共済	2,060	1,980
終身生命共済	2,700	2,620

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

9 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)

(単位:円)

共済種類	2011年度	2012年度
個人長期生命共済	4,790	4,370
個人年金共済	15,700	14,530
新団体年金共済	5,620	5,910
終身生命共済	3,710	3,820

7 保有契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位:千円)

共済種類	2011年度	2012年度
個人長期生命共済	3,530	3,440
終身生命共済	3,190	3,190

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

10 死亡率(長期生命共済)

(単位:%)

共済種類	2011年度	2012年度
個人長期生命共済	2.59	2.69
終身生命共済	5.99	6.18

(注1) 死亡率は、死亡保障を主とする契約に係る件数率です。

(注2) 1%(パーセント)は1000分の1を表しています。

8 解約失効率(長期共済)

(単位:%)

共済種類	2011年度	2012年度
個人長期生命共済	4.2	3.9
個人年金共済	0.6	0.6
団体年金共済	3.6	3.4
終身生命共済	4.9	4.6

(注1) 解約失効率=期中解約・失効件数/月度平均加入件数。

(注2) 年金共済は、年金支払開始前契約についての解約失効率。

(注3) 団体年金共済には、新団体年金共済を含んでいます。

11 支払余力比率の明細

(単位:百万円、%)

	2011年度決算 ①	2012年度決算 ②	増減 ②-①
支払余力総額	738,721	850,268	111,546
1 純資産の部の合計額	233,941	240,793	6,852
2 価格変動準備金	21,900	26,240	4,340
3 異常危険準備金	262,280	280,094	17,814
4 一般貸倒引当金の額	14	17	4
5 その他有価証券評価差額の90%(負の場合は100%)	△ 16,570	4,402	20,972
6 土地含み損益の85%(負の場合は100%)	△ 23,202	△ 22,940	263
7 上記に準ずるもの額	260,359	321,661	61,302
①解約返戻金等超過額	233,128	293,355	60,227
②将来利益	12,863	12,239	△ 624
③税効果相当額	14,368	16,067	1,699
④その他出資金、準備金に準ずる性質を有するもの	—	—	—
リスクの合計額	123,487	122,406	△ 1,081
R1 一般共済リスク相当額	54,073	51,887	△ 2,186
R2 巨大災害リスク相当額	52,611	54,238	1,627
R3 予定利率リスク相当額	7,074	4,992	△ 2,082
R4 資産運用リスク相当額	34,027	34,578	551
R5 経営管理リスク相当額	2,956	2,914	△ 42
支払余力比率	1,196.4	1,389.3	192.8ポイント

(注1) 上記は、消費生活協同組合法施行規則第166条の2、第166条の3及び消費生活協同組合法施行規程第4条の2から第4条の5までの規定に基づいて算出しています。

(注2) 全労済は、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

12 再共済実施状況

①再共済又は再保険を引受けた主要な会社数

項目	2011年度	2012年度
再共済又は再保険を引受けた主要な会社数	3社	3社

②上位5社に対する支払再共済掛金の割合

項目	2011年度	2012年度
上位5社に対する支払再共済掛金の割合	100%	100%

③格付機関の格付に基づく区分ごとの支払再共済掛金の割合

項目	2011年度	2012年度
A以上	18.4%	14.0%
BBB以上	0.0%	0.0%
その他(格付なし)	81.6%	86.0%

(注) 格付区分の方法

1. S&P社の格付を使用しています。

2. S&P社の格付がない場合は「その他(格付なし)」に区分しています。

④未収再共済金の額

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度
未収再共済金(出再分)	2,437	1,689

(注) 自賠責にかかる未収再共済金を除いています。

13 契約年度別責任準備金残高及び予定利率

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~1985年度	36,274	2.25~6.00
1986年度~1990年度	241,233	2.25~6.00
1991年度~1995年度	666,032	2.25~6.00
1996年度~2000年度	166,623	2.25~3.75
2001年度~2005年度	159,148	1.00~2.25
2006年度	37,228	1.00~1.50
2007年度	29,966	1.00~1.50
2008年度	43,158	1.00~1.50
2009年度	36,298	1.00~1.50
2010年度	26,978	1.00~1.50
2011年度	23,707	1.00~1.50
2012年度	20,116	1.00~1.50

(注1) 責任準備金残高には、予定利率を有する共済掛金積立金(団体年金共済、新団体年金共済を除く)を記載しています。

(注2) 予定利率については、各契約年度ごとの共済掛金積立金に係る主な予定利率を記載しています。

14 県別・会員別保有契約高

(単位:百万円)

	2011年度	2012年度
北海道	21,199,846	21,006,129
青森	9,845,264	9,810,071
岩手	7,491,167	7,496,174
宮城	10,466,724	10,491,459
秋田	7,580,629	7,551,150
山形	9,576,555	9,616,541
福島	13,917,030	13,958,072
日本	80,077,215	79,929,596
茨城	18,830,095	19,399,151
栃木	15,733,675	15,873,763
群馬	11,374,444	11,537,580
埼玉	26,211,598	26,502,864
千葉	17,791,795	17,842,566
東京	48,865,403	48,076,999
神奈川	32,404,814	31,832,616
長野	16,613,509	16,709,273
山梨	5,649,580	5,696,004
静岡	22,828,977	22,934,014
日本	216,303,892	216,404,831
富山	12,347,854	12,346,300
石川	6,646,865	6,626,543
福井	5,054,798	5,060,680
愛知	25,084,339	25,089,660
岐阜	8,150,442	8,104,129
三重	8,282,265	8,330,164
滋賀	4,822,569	4,816,230
奈良	3,527,434	3,511,339
京都	9,169,534	9,139,218
大阪	29,368,980	28,940,103
和歌山	5,637,537	5,613,161
兵庫	13,534,354	13,590,194
日本	131,626,973	131,167,722

(単位:百万円)

	2011年度	2012年度
島根	4,411,344	4,448,945
鳥取	3,528,433	3,552,004
岡山	9,535,542	9,575,008
広島	11,526,313	11,680,928
山口	11,598,764	11,641,792
徳島	4,642,059	4,740,393
香川	5,245,232	5,278,807
愛媛	7,364,059	7,447,605
高知	5,138,845	5,182,405
福岡	14,510,451	15,012,701
佐賀	3,774,734	3,850,751
長崎	5,276,885	5,368,834
熊本	6,016,988	6,043,519
大分	6,363,600	6,409,985
宮崎	7,729,424	7,903,126
鹿児島	7,394,396	7,562,677
沖縄	10,052,124	10,485,097
日本	124,109,193	126,184,579
地方事業本部計	552,117,273	553,686,727
自治労	9,899,902	9,436,635
森林	8,109,562	7,977,560
たばこ	5,651,239	5,610,303
全水道	2,123,157	2,097,979
職域事業本部計	25,783,861	25,122,478
その他	10,901,158	11,096,897
統合会員計	588,802,292	589,906,102
新潟	16,861,707	16,848,497
会員単協計	16,861,707	16,848,497
JP	28,715,139	28,610,927
電通	38,427,174	38,219,396
全国交運	18,600,649	18,234,852
単産会員計	85,742,962	85,065,175
合計	691,406,961	691,819,773

3) 経理に関する指標

1 責任準備金の積立方式および積立率

(単位: %)

項目	2011年度	2012年度
積立方式	平準純共済掛金式	平準純共済掛金式
積立率	100	100

(注) 積立率は、生協法施行規則に定める純共済掛金式により計算した共済掛金積立金に対する積立率を記載しています。

2 契約者割戻準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2011年度	2012年度
団体定期生命共済	8,772	8,112
個人定期生命共済	12,412	12,431
こども共済	1,202	1,177
熟年定期共済	358	289
傷害共済	510	504
個人長期生命共済	11,570	11,675
個人年金共済	706	637
新団体年金共済	22	20
終身生命共済	1,180	1,141
全制度合計	36,732	35,986

3 引当金の明細

(単位:百万円)

項目		2011年度	2012年度	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	14	17	4
	個別貸倒引当金	221	212	-9
	合計	234	229	-5
その他引当金	役員退職給与引当金	1,477	1,642	165
	退職給付引当金	36,567	22,128	-14,439
	合計	38,044	23,771	-14,274
価格変動準備金		21,900	26,240	4,340
合計		60,179	50,240	-9,939

4 出資金及び積立金明細表

(単位:百万円)

種類	2011年度				2012年度			
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	132,160	10,311	—	142,471	142,471	125	—	142,596
法定準備金	34,029	300	—	34,329	34,329	300	—	34,629
任意積立金	68,835	49,441	63,697	54,579	54,579	1,600	868	55,311
事務能率積立金	18,126	—	1,105	17,021	17,021	1,100	205	17,917
労災補償積立金	1,175	—	—	1,175	1,175	—	—	1,175
新制度等開発積立金	486	—	—	486	486	—	—	486
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	47,741	—	47,741	—	—	—	—	—
経営諸リスク対応特別積立金	—	47,741	14,000	33,741	33,741	—	—	33,741
社会貢献・国際連帯活動基金	784	200	227	757	757	—	231	526
災害救護活動・災害復興支援基金	204	1,000	523	682	682	500	215	967
介護サービス事業基金	319	—	101	217	217	—	217	—
地震等災害見舞金基金	—	500	—	500	500	—	—	500
合計	235,023	60,052	63,697	231,378	231,378	2,025	868	232,536

5 事業経費明細表

(単位:百万円、%)

項目	2011年度	構成率		増減率	2012年度	構成率		増減率
		構成率	増減率			構成率	増減率	
人件費	45,435	39.7	2.2		45,415	39.4	-0.0	
物件費	55,167	48.2	5.0		56,219	48.8	1.9	
その他諸経費	991	0.9	-2.5		1,001	0.9	1.0	
支払委託手数料	12,973	11.3	-9.3		12,683	11.0	-2.2	
合計	114,565	100.0	2.0		115,318	100.0	0.7	

6 支払備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2011年度	2012年度
風水火災共済	2,732	2,767
自然災害共済	2,246	1,554
交通災害共済	1,327	1,441
自動車総合補償共済	35,283	38,136
団体定期生命共済	9,107	7,390
個人定期生命共済	10,985	10,910
こども定期生命共済	1,100	1,048
熟年定期生命共済	488	439
傷害共済	1,769	1,690
個人賠償責任共済	0	37
個人長期生命共済	4,683	4,850
個人年金共済	426	467
団体年金共済	127	129
新団体年金共済	1,035	423
終身生命共済	6,643	6,950
火災再共済	122	144
慶弔再共済	234	205
生命再共済	2,170	2,413
全制度合計	80,475	80,993

7 未経過共済掛金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2011年度	2012年度
風水火災共済	17,113	17,162
自然災害共済	12,129	14,570
交通災害共済	3,346	3,118
自動車総合補償共済	21,666	22,228
団体定期生命共済	886	894
個人定期生命共済	111	80
こども定期生命共済	18	14
熟年定期生命共済	4	5
傷害共済	4,034	4,023
個人賠償責任共済	0	40
個人長期生命共済	5,083	4,958
個人年金共済	18,051	18,920
団体年金共済	7	7
新団体年金共済	16	15
終身生命共済	4,946	4,882
火災再共済	474	300
慶弔再共済	—	798
全制度合計	87,886	92,015

8 異常危険準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2011年度	2012年度
風水火災共済	52,342	53,801
自然災害共済	55,672	65,910
交通災害共済	10,732	11,010
自動車総合補償共済	17,312	19,677
団体定期生命共済	21,629	21,629
個人定期生命共済	24,727	24,727
こども定期生命共済	1,004	1,004
熟年定期生命共済	381	381
傷害共済	3,087	3,504
個人賠償責任共済	0	3
個人長期生命共済	6,875	7,090
個人年金共済	29,042	30,029
団体年金共済	9,679	10,079
新団体年金共済	23,569	24,238
終身生命共済	4,140	4,747
火災再共済	89	141
慶弔再共済	2,000	2,125
全制度合計	262,280	280,094

9 共済掛金積立金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2011年度	2012年度
団体定期生命共済	995	973
個人定期生命共済	6,224	5,964
こども定期生命共済	248	242
熟年定期生命共済	101	83
個人長期生命共済	222,120	214,113
個人年金共済	836,126	904,798
団体年金共済	211,001	214,959
新団体年金共済	669,263	659,940
終身生命共済	350,300	371,957
生命再共済	344	328
全制度合計	2,296,723	2,373,358

10 業務用固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	63,411	2,261	812	2,145	62,715	39,240	101,955
土地	37,742	—	588	—	37,154	—	37,154
建物	19,752	135	200	724	18,963	18,930	37,893
建物付属設備	3,142	354	13	577	2,906	15,909	18,814
機械及び装置	80	—	—	18	62	143	205
構築物	289	14	2	39	263	749	1,012
車両運搬具	1	—	0	1	1	3	3
器具備品	526	120	5	121	520	1,896	2,416
電話設備	44	53	1	27	68	280	348
リース資産	1,835	1,585	3	638	2,779	1,331	4,110
固定資産仮勘定	—	174	170	—	3	—	—
無形固定資産	1,435	1	1	1,176	260	—	—
電話加入権	164	0	0	1	163	—	—
水道施設利用権	3	—	—	1	3	—	—
ソフトウェア	1,266	1	1	1,173	94	—	—
リース資産	1	—	—	1	0	—	—
その他固定資産	95	36	4	30	97	—	—
合計	64,941	2,472	987	3,351	63,075	39,240	101,955

4) 資産運用に関する指標

1 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度
現預金	186,163	194,483
コールローン	—	—
貰現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	36,000	32,462
金銭の信託	177,013	170,720
有価証券	2,264,256	2,342,973
公社債	2,212,460	2,293,005
株式	1,288	1,206
外国証券	50,288	48,103
公社債	42,309	40,877
株式等	7,979	7,225
その他の証券	220	659
長期貸付金	7,030	7,589
運用不動産	4,004	3,144
その他の運用資産	138,313	135,869
合計	2,812,779	2,887,240

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度
有価証券・金銭の信託	2,441,269	2,513,693
公社債	2,216,080	2,296,618
株式	1,288	1,206
外国証券	217,511	207,926
公社債	68,480	58,062
株式等	149,031	149,864
その他の証券	6,389	7,943

2 主要資産の構成及び増減

(1) 運用資産の構成

(単位:百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
現預金	168,942	6.0	176,967	6.0
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
金銭債権	45,000	1.6	38,000	1.3
金銭の信託	155,773	5.5	171,259	5.8
有価証券	2,321,094	81.8	2,413,303	81.9
公社債	2,272,917	80.1	2,363,324	80.2
株式	998	0.0	1,470	0.0
外国証券	46,993	1.7	47,277	1.6
公社債	40,873	1.4	40,601	1.4
株式等	6,120	0.2	6,676	0.2
その他の証券	185	0.0	1,232	0.0
長期貸付金	7,057	0.2	8,249	0.3
運用不動産	3,922	0.1	3,085	0.1
その他の運用資産	137,029	4.8	134,604	4.6
合計	2,838,818	100.0	2,945,468	100.0

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
有価証券・金銭の信託	2,476,867	87.2	2,584,562	87.7
公社債	2,276,622	80.2	2,367,036	80.4
株式	998	0.0	1,470	0.0
外国証券	192,075	6.8	206,544	7.0
公社債	59,017	2.1	56,263	1.9
株式等	133,058	4.7	150,281	5.1
その他の証券	7,172	0.3	9,513	0.3

(2) 運用資産の増減

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度
	増減額	増減額
現預金	9,553	8,025
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	6,000	-7,000
金銭の信託	-5,596	15,485
有価証券	62,886	92,209
公社債	66,778	90,407
株式	-103	472
外国証券	-3,975	284
公社債	-2,976	-272
株式等	-999	556
その他の証券	185	1,046
長期貸付金	-295	1,192
運用不動産	-124	-837
その他の運用資産	-2,342	-2,425
合計	70,081	106,650

3 主要資産の運用利回り

(単位:%)

区分	2011年度	2012年度
現預金	0.07	0.06
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	0.10	0.11
金銭の信託	-0.27	0.69
有価証券	1.94	1.89
公社債	1.94	1.88
株式	-0.67	4.73
外国証券	2.23	2.06
公社債	2.15	2.51
株式等	2.66	-0.48
その他の証券	3.82	1.39
長期貸付金	3.37	2.96
運用不動産	1.64	2.28
その他の運用資産	1.14	1.23
合計	1.62	1.64

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:%)

区分	2011年度	2012年度
有価証券・金銭の信託	1.78	1.80
公社債	1.94	1.88
株式	-0.67	4.73
外国証券	0.24	1.01
公社債	-0.83	1.80
株式等	0.73	0.70
その他の証券	-0.27	-0.93

4 資産運用収益の明細

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度
利息及び配当金等収益	42,533	43,977
金銭の信託運用益	—	1,600
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	4,663	772
有価証券償還益	74	47
金融派生商品収益	—	—
その他の運用収益	2,180	2,257
為替差益	—	—
その他	2,180	2,257
合計	49,450	48,654

5 資産運用費用の明細

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度
支払利息	2	1
金銭の信託運用費	450	399
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	106	182
有価証券評価損	2,697	—
有価証券償還損	17	24
金融派生商品費用	—	—
その他の運用費用	595	557
為替差損	—	—
その他	595	557
貸倒引当金繰入額	—	4
合計	3,866	1,166

(注) 2011年度および2012年度において貸付金の償却はありません。

6 利息及び配当金等収益明細

(単位:百万円)

区分	2011年度	2012年度
預金利息	134	123
有価証券利息配当金	42,127	43,579
公社債利息	40,976	42,385
株式配当金	29	30
外国証券等利息配当金	1,122	1,164
貸付金利息	236	229
その他の利息及び配当金	36	47
合計	42,533	43,977

7 有価証券の種類別残高

(単位:百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
公社債	2,272,917	97.9	2,363,324	97.9
国債	1,224,029	52.7	1,311,549	54.3
地方債	265,992	11.5	256,873	10.6
社債	782,897	33.7	794,902	32.9
株式	998	0.0	1,470	0.1
外国証券	46,993	2.0	47,277	2.0
公社債	40,873	1.8	40,601	1.7
株式等	6,120	0.3	6,676	0.3
その他の証券	185	0.0	1,232	0.1
合計	2,321,094	100.0	2,413,303	100.0

8 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めの ないもの	合計
2011年度末	公社債	275,100	174,509	255,060	104,479	120,900	1,342,869	— 2,272,917
	国債	224,150	59,141	72,016	1,058	49,900	817,765	— 1,224,029
	地方債	8,750	43,397	40,987	1,200	1,996	169,662	— 265,992
	社債	42,200	71,971	142,056	102,222	69,004	355,443	— 782,897
	株式	—	—	—	—	—	—	998 998
	外国証券	400	12,972	4,500	10,000	7,000	6,000	6,120 46,993
	公社債	400	12,972	4,500	10,000	7,000	6,000	— 40,873
	株式等	—	—	—	—	—	—	6,120 6,120
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	185 185
	合計	275,500	187,481	259,560	114,479	127,900	1,348,869	7,304 2,321,094
2012年度末	公社債	142,526	241,264	238,507	73,157	169,364	1,498,506	— 2,363,324
	国債	93,096	59,238	70,997	8,203	96,936	983,079	— 1,311,549
	地方債	14,986	43,928	15,697	—	6,997	175,266	— 256,873
	社債	34,444	138,098	151,813	64,954	65,432	340,161	— 794,902
	株式	—	—	—	—	—	—	1,470 1,470
	外国証券	2,001	13,600	12,000	7,000	2,000	4,000	6,676 47,277
	公社債	2,001	13,600	12,000	7,000	2,000	4,000	— 40,601
	株式等	—	—	—	—	—	—	6,676 6,676
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	1,232 1,232
	合計	144,527	254,864	250,507	80,157	171,364	1,502,506	9,378 2,413,303

有価証券+金銭の信託の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めの ないもの	合計
2011年度末	公社債	275,100	177,991	255,282	104,479	120,900	1,342,869	— 2,276,622
	国債	224,150	59,466	72,016	1,058	49,900	817,765	— 1,224,353
	地方債	8,750	43,397	40,987	1,200	1,996	169,662	— 265,992
	社債	42,200	75,128	142,279	102,222	69,004	355,443	— 786,276
	株式	—	—	—	—	—	—	998 998
	外国証券	400	19,867	8,922	10,177	11,039	8,612	133,058 192,075
	公社債	400	19,867	8,922	10,177	11,039	8,612	— 59,017
	株式等	—	—	—	—	—	—	133,058 133,058
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	7,172 7,172
	合計	275,500	197,858	264,204	114,656	131,939	1,351,482	141,229 2,476,867
2012年度末	公社債	146,020	241,264	238,725	73,157	169,364	1,498,506	— 2,367,036
	国債	93,407	59,238	70,997	8,203	96,936	983,079	— 1,311,860
	地方債	14,986	43,928	15,697	—	6,997	175,266	— 256,873
	社債	37,627	138,098	152,031	64,954	65,432	340,161	— 798,303
	株式	—	—	—	—	—	—	1,470 1,470
	外国証券	3,318	14,601	17,226	7,000	6,990	7,128	150,281 206,544
	公社債	3,318	14,601	17,226	7,000	6,990	7,128	— 56,263
	株式等	—	—	—	—	—	—	150,281 150,281
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	9,513 9,513
	合計	149,337	255,865	255,951	80,157	176,354	1,505,634	161,263 2,584,562

9 業種別保有株式明細表

(単位:百万円)

区分		2011年度末	2012年度末
水産・農林業		—	—
鉱業		—	18
建設業		17	51
製造業	食料品	—	34
	繊維製品	18	23
	パルプ・紙	—	—
	化学	176	239
	医薬品	8	21
	石油・石炭製品	—	—
	ゴム製品	—	—
	ガラス・土石製品	—	—
	鉄鋼	—	—
	非鉄金属	34	58
	金属製品	30	49
	機械	37	31
	電気機器	76	130
	輸送用機器	160	189
電気・ガス業	精密機器	35	58
	その他製品	—	—
運輸・情報通信業	陸運業	150	203
	海運業	—	—
	空運業	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—
	情報・通信業	159	175
商業	卸売業	101	114
	小売業	—	—
金融・保険業	銀行業	—	11
	証券、商品先物取引業	—	—
	保険業	—	—
	その他金融業	—	—
不動産業		—	46
サービス業		—	22
合計		998	1,470

(注1) 業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

(注2) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

10 貸付金明細

(単位:百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
契約者貸付	3,668	52.0	3,525	42.7
その他の貸付	3,390	48.0	4,724	57.3
合計	7,057	100.0	8,249	100.0

(注1) その他の貸付は、子会社である(株)全労済ウイックに対する貸付です。

(注2) 一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

〈業種別の貸付金残高〉

業種別の貸付金残高(2011年度末および2012年度末)の内訳は、「金融・保険業」です。

11 使途別の貸付金残高

(単位:百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
設備資金	3,390	100.0	4,724	100.0
運転資金	—	—	—	—
合計	3,390	100.0	4,724	100.0

12 担保の種類別貸付金残高

(単位:百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
不動産その他担保物	—	—	—	—
債務保証	—	—	—	—
損失補償	—	—	—	—
その他	3,390	100.0	4,724	100.0
合計	3,390	100.0	4,724	100.0

13 海外投資残高

(単位:百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
外貨建資産	23,811	12.4	23,783	11.5
公社債	17,034	8.9	14,595	7.1
株式	—	—	—	—
現預金・その他	6,777	3.5	9,188	4.4
円貨額が確定した外貨建資産	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
円貨建資産	168,269	87.6	182,763	88.5
公社債	41,983	21.9	41,668	20.2
その他	126,286	65.7	141,095	68.3
合計	192,080	100.0	206,546	100.0

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

14 外国証券の海外投資地域別構成

(単位:百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等	
	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率
2011年度末	北米	9,545	5.0	9,545	16.2	—
	ヨーロッパ	81,636	42.5	41,290	70.0	40,345
	オセアニア	4,671	2.4	4,671	7.9	—
	アジア	—	—	—	—	—
	中南米	92,713	48.3	—	—	92,713
	中東	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—
	国際機関	3,510	1.8	3,510	5.9	—
合計		192,075	100.0	59,017	100.0	133,058
2012年度末	北米	11,202	5.4	11,202	19.9	—
	ヨーロッパ	89,843	43.5	41,559	73.9	48,284
	オセアニア	436	0.2	436	0.8	—
	アジア	—	—	—	—	—
	中南米	101,996	49.4	—	—	101,996
	中東	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—
	国際機関	3,067	1.5	3,067	5.5	—
合計		206,544	100.0	56,263	100.0	150,281

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

15 海外投資運用利回り

(単位: %)

区分	2011年度	2012年度
海外投資運用利回り	0.24	1.01

(注) 有価証券+金銭の信託の運用利回りです。

16 リスク管理債権の状況

2011年度末および2012年度末において「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に該当するものはありません。

17 債務者区分による債権の状況

(単位: 百万円、%)

区分	2011年度末		2012年度末	
	金額	構成率	金額	構成率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—
要管理債権及び条件緩和貸付金	—	—	—	—
計	—	—	—	—
正常債権	7,057	100.0	8,249	100.0
合計	7,057	100.0	8,249	100.0

(注) ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

③「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(①および②に掲げる債権を除く。))であり、「条件緩和貸付金」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(①および②に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。

④「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

18 有価証券等の時価情報(有価証券等のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	帳簿価格	時価	差損益	差益	
				差益	差損
2011年度末	責任準備金対応債券	1,708,554	1,843,742	135,187	139,462
	満期保有目的の債券	276,682	290,956	14,274	14,574
	その他有価証券	553,147	536,577	-16,570	3,526
	公社債	324,839	327,682	2,843	2,856
	株式	1,185	998	-186	6
	外国証券	8,979	6,993	-1,987	-
	公社債	1,000	873	-127	-
	株式等	7,979	6,120	-1,859	-
	その他の証券	189	185	-4	-
	金銭の信託	172,955	155,719	-17,236	664
	金銭債権	45,000	45,000	-	-
	合計	2,538,383	2,671,275	132,892	157,561
	公社債	2,270,075	2,420,522	150,447	154,777
	株式	1,185	998	-186	6
2012年度末	外国証券	48,980	48,850	-130	2,114
	公社債	41,000	42,730	1,730	2,114
	株式等	7,979	6,120	-1,859	-
	その他の証券	189	185	-4	-
	金銭の信託	172,955	155,719	-17,236	664
	金銭債権	45,000	45,000	-	-
	責任準備金対応債券	1,583,873	1,727,228	143,355	143,934
	満期保有目的の債券	440,557	461,636	21,079	21,174
	その他有価証券	593,067	597,958	4,891	11,173
	公社債	376,746	378,494	1,748	2,883
	株式	1,177	1,470	293	299
	外国証券	7,542	7,677	135	135
	公社債	1,000	1,001	1	1
	株式等	6,542	6,676	134	134
	その他の証券	744	1,232	488	489
	金銭の信託	168,857	171,085	2,228	7,368
	金銭債権	38,000	38,000	-	-
	合計	2,617,497	2,786,822	169,325	176,281
	公社債	2,361,577	2,525,439	163,863	165,597
	株式	1,177	1,470	293	299
	外国証券	47,142	49,596	2,453	2,529
	公社債	40,600	42,919	2,319	2,395
	株式等	6,542	6,676	134	134
	その他の証券	744	1,232	488	489
	金銭の信託	168,857	171,085	2,228	7,368
	金銭債権	38,000	38,000	-	-

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものはありません。

(注2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としでおらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券の2011年度末における帳簿価格は55百万円、2012年度末における帳簿価格は174百万円です。

前項のうち、有価証券+金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区分	帳簿価格	時価	差損益	差益	
				差益	差損
2011年度末	責任準備金対応債券	1,708,554	1,843,742	135,187	139,462
	満期保有目的の債券	276,682	290,956	14,274	14,574
	その他有価証券	553,147	536,577	-16,570	3,526
	公社債	328,453	331,386	2,933	2,958
	株式	1,185	998	-186	6
	外国証券	170,974	152,075	-18,899	562
	公社債	21,271	19,017	-2,254	443
	株式等	149,704	133,058	-16,645	119
	その他の証券	7,535	7,117	-418	—
	金銭債権	45,000	45,000	—	—
合計		2,538,383	2,671,275	132,892	157,561
2012年度末	公社債	2,273,688	2,424,227	150,538	154,879
	株式	1,185	998	-186	6
	外国証券	210,975	193,932	-17,042	2,677
	公社債	61,271	60,874	-397	2,557
	株式等	149,704	133,058	-16,645	119
	その他の証券	7,535	7,117	-418	—
	金銭債権	45,000	45,000	—	—
	責任準備金対応債券	1,583,873	1,727,228	143,355	143,934
	満期保有目的の債券	440,557	461,636	21,079	21,174
	その他有価証券	593,067	597,958	4,891	11,173
2011年度末	公社債	380,353	382,205	1,852	2,988
	株式	1,177	1,470	293	299
	外国証券	165,082	166,944	1,862	7,001
	公社債	14,658	16,663	2,005	2,078
	株式等	150,424	150,281	-143	4,923
	その他の証券	8,454	9,339	884	885
	金銭債権	38,000	38,000	—	—
	合計	2,617,497	2,786,822	169,325	176,281
	公社債	2,365,184	2,529,151	163,967	165,701
	株式	1,177	1,470	293	299
2012年度末	外国証券	204,682	208,862	4,180	9,395
	公社債	54,258	58,582	4,324	4,472
	株式等	150,424	150,281	-143	4,923
	その他の証券	8,454	9,339	884	885
	金銭債権	38,000	38,000	—	—

(注1) 売買目的有価証券に区分されるものはありません。

(注2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券は2011年度末における帳簿価格は55百万円、2012年度末における帳簿価格は174百万円です。

19 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区分	2011年度末				2012年度末			
	帳簿価格	時価	差損益	差益	帳簿価格	時価	差損益	差益
金銭の信託	172,955	155,719	-17,236	664	17,901	168,857	171,085	2,228

(注) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、上記の表中には含めておりません。当該有価証券は2011年度末における帳簿価格は55百万円、2012年度末における帳簿価格は174百万円です。

20 デリバティブ取引の時価情報

2011年度末および2012年度末において残高はありません。

II. 決算関係書類

1 貸借対照表

(単位:千円)
(2013年5月31日現在)

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額		科目	金額	
(資産の部)			(負債の部)		
1. 現金及び預金			1. 共済契約準備金	80,992,698	2,862,445,311
(1)現金	5,708		(1)支払備金	2,745,466,985	
(2)預貯金	176,961,762		(2)責任準備金	35,985,627	
2. 金銭の信託			(3)割戻準備金		
3. 金銭債権		171,258,830	2. 再共済勘定		2,642,770
4. 有価証券		38,000,000	3. 業務委託勘定		632,531
(1)国債	1,311,548,941	2,413,303,483	4. 業務受託勘定		335,538
(2)地方債	256,873,007		5. その他共済負債		33,818,757
(3)社債	794,902,192		6. その他事業負債		4,300
(4)株式	1,470,147		7. 借入金		70,522
(5)外国証券	40,600,893		8. 前受収益		36,677
(6)投資信託受益証券	7,908,301		9. 未払費用		8,903,743
5. 貸付金		8,249,228	10. 未払利息		176
(1)契約者貸付金	3,525,137		11. その他負債		27,891,505
(2)その他の貸付金	4,724,091		(1)未払金	324,290	
6. 運用不動産		3,084,902	(2)未払法人税等	22,987,355	
(1)土地	2,131,086		(3)預り金	381,384	
(2)減価償却資産	953,816		(4)仮受金	52,442	
7. その他の運用資産		134,604,028	(5)リース債務	3,195,707	
8. 再共済勘定		2,211,480	(6)資産除去債務	661,179	
9. 業務委託勘定		1,696,946	(7)その他の負債	289,145	
10. 業務受託勘定		360,079	12. 引当金		23,770,602
11. その他共済資産		15,250,977	(1)退職給付引当金	22,128,367	
12. その他事業資産		981	(2)役員退職給与引当金	1,642,235	
13. 前払費用		698,899	13. 価格変動準備金		26,240,000
14. 未収収益		11,984,609	負債合計		2,986,792,437
15. その他資産		11,347,987	(純資産の部)		
(1)未収金	1,507,141		1. 会員資本		243,612,223
(2)差入保証金	930,346		(1)出資金	142,595,670	
(3)仮払金	354		(2)剰余金	101,016,553	
(4)その他の資産	8,910,145		①法定準備金	34,628,722	
16. 業務用固定資産		63,075,355	②任意積立金	55,311,134	
(1)土地	37,153,793		ア. 事務能率積立金	17,916,756	
(2)減価償却資産	22,782,166		イ. 労災補償積立金	1,175,000	
(3)リース資産(有形)	2,779,180		ウ. 新制度等開発積立金	486,085	
(4)固定資産仮勘定	3,220		エ. 経営諸リスク対応特別積立金	33,740,800	
(5)無形固定資産	259,547		オ. 社会貢献・国際連帯活動基金	525,964	
(6)リース資産(無形)	382		カ. 災害救護活動・災害復興支援基金	966,528	
(7)その他固定資産	97,064		キ. 地震等災害見舞金基金	500,000	
17. 関係団体等出資金		5,608,481	③当期末処分剰余金	11,076,696	
(1)関係団体出資金	4,982,536		うち当期剰余金	9,406,421	
(2)子会社等株式	625,945		2. 評価・換算差額等		3,526,804
18. 繰延税金資産		176,456,940	(1)その他有価証券評価差額金		
19. 貸倒引当金		△ 229,218	純資産合計		247,139,027
資産合計		3,233,931,465	負債及び純資産合計		3,233,931,465

2 損益計算書

(単位:千円)
(自2012年6月1日 至2013年5月31日)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常損益の部	675,304,934	4. 資産運用費用 (1)支払利息 (2)金銭の信託運用費 (3)有価証券売却損 (4)有価証券償還損 (5)その他の運用費用 (6)貸倒引当金繰入額	1,166,206 1,210 398,708 181,571 23,980 556,667 4,067
	598,865,969	5. 事業経費 (1)人件費 (2)物件費 (3)その他諸経費 (4)支払委託手数料	115,318,152 45,415,308 56,218,551 1,000,882 12,683,411
	586,392,572	6. その他経常費用 (1)寄附金 (2)その他の経常費用	308,175 294,940 13,234
	10,317,842	経常剰余金	32,294,947
	44,963	特別利益 (1)固定資産売却益 (2)厚生年金基金代行返上益 (3)その他特別利益	14,933,591 7,119 14,907,553 18,918
	2,110,591	特別損失 (1)固定資産処分損 (2)価格変動準備金繰入 (3)減損損失 (4)その他特別損失	6,254,012 62,582 4,340,000 1,489,262 362,167
	26,503,656	税引前当期剰余金	40,974,526
	412,075	法人税等	23,797,013
	43,977,303	法人税等調整額	△ 17,968,451
	1,600,141	割戻準備金繰入額	25,739,542
経常費用の部	771,966	当期剰余金	9,406,421
	47,345	当期首繰越剰余金	802,665
	2,257,488	事務能率積立金取崩額	204,640
	98,564	社会貢献・国際連帯活動基金取崩額	230,865
	659,635	災害救援活動・災害復興支援基金取崩額	215,046
	110,787	介護サービス事業基金取崩額	217,055
	643,009,987	当期末処分剰余金	11,076,696
	427,088,764		
	334,833,101		
	20,372,671		
	45,293,610		
	26,418,724		
	170,657		
	517,756		
	98,577,341		
	17,251		
	7,974		
	8,364		
	99,112,348		
	16,339		

3 決算関係書類の注記

I. 繼続組合の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保有する有価証券を保有目的別に区分のうえ、次のとおり行っています。

(1)「満期保有目的の債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価しています。

(2)「責任準備金対応債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価しています。

なお、「責任準備金対応債券」は「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものです。

(3)子会社等株式として区分した有価証券については、移動平均法による原価により評価しています。

(4)「その他有価証券」として区分した有価証券で、時価のあるもののうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価しています。

また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価または償却原価(定額法)により評価しています。

なお、「その他有価証券」の評価差額の計上方法は、全部純資産直入法を採用しています。

2. 金銭の信託の評価基準および評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券と同様の方法により行っています。

また、評価は信託の契約ごとに算出し、その合計額を貸借対照表に計上しています。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び1998年4月1日以後に取得した建物を除く)の減価償却は定率法により、1998年4月1日以後に取得した建物の減価償却は定額法により行っています。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期より、2012年6月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微です。

(2) 無形固定資産(ソフトウェア含む)の減価償却は、定額法により行っています。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っています。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会))を適用し、職員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務および年金資産の金額にもとづき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

(2) 役員退職給与引当金

内規にもとづく期末要支給額を計上しています。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績等を勘案して繰入額を計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

5. 責任準備金の積立方法

責任準備金は「消費生活協同組合法」第50条の7の規定にもとづく準備金であり、共済掛金積立金については「消費生活協同組合法施行規則」第179条の規定にもとづき、平準純共済掛金式により計算しています。

なお、1999年11月30日以前に発効した個人年金共済契約を対象に、追加責任準備金を積み立てることにしています。これにより、当期に積み立てた額は60,000百万円です。

6. 價格変動準備金

價格変動準備金は「消費生活協同組合法」第50条の9の規定にもとづく準備金であり、保有する資産の價格変動などにより発生しうる損失に備えるため所要額を計算し、計上することとしています。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産等の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)にもとづいています。

9. 消費税および地方消費税の会計処理方法

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜経理方式で処理しています。

また、固定資産に係わる控除対象外消費税等は、その他の資産として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却しています。

10. 決算関係書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

11. その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 責任準備金対応債券

責任準備金対応債券に関する事項は以下のとおりです。

- ①個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済・個人長期生命共済・終身生命共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額のデュレーションと、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額および責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理しています。
- ②責任準備金対応債券の目標デュレーションを含む資産運用方針や資産配分計画を定めています。
- ③責任準備金対応債券にかかる小区分の設定にあたっては、将来における一定期間内の共済取支にもとづくデュレーションを勘案した方法を継続して採用しています。この方法に用いた将来の共済取支の期間は30年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは11.7年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは7.6年、責任準備金対応債券のデュレーションは11.3年です。
- 責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表額は1,583,873百万円、時価は1,727,228百万円です。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

当座借越契約等にもとづき担保に供している資産…大口定期預金 42,400百万円

2. 減価償却累計額の金額

運用不動産から直接控除した減価償却累計額 1,482百万円

業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 39,239百万円

3. 国庫補助金等による有形固定資産の圧縮記帳控除額

建物付属設備から国庫補助金相当額25百万円が控除されています。

4. 保証債務等

常勤役職員の労働金庫提携住宅ローン借入等に対する保証債務 713百万円

5. 子法人等及び関連法人等に係わる債権又は債務

金銭債権 4,762百万円

金銭債務 4,810百万円

6. 役員に対する金銭債権又は金銭債務

理事および監事に対する金銭債権又は金銭債務はありません。

7. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する金額

(1)「消費生活協同組合法施行規則」第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する責任準備金の金額はありません。

(2)「消費生活協同組合法施行規則」第184条において準用する第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する支払備金の額は4,134百万円です。

IV. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当会退職給与規程にもとづく退職一時金制度を採用しています。また、退職給与金の一部については、確定給付企業年金制度(代行返上前は厚生年金基金制度)を採用しています。

なお、2013年3月1日に認可された「代行部分に係る過去分返上」の下に、当年度において「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項に基づき算定した厚生年金基金代行返上益14,907百万円を特別利益に計上しております。

2. 退職給付債務等の内容

(1) 退職給付債務およびその内訳

・退職給付債務	△ 68,916百万円
・年金資産	45,889百万円
・過去勤務債務の未処理額	△ 71百万円
・未認識数理計算上の差異	970百万円
・退職給付引当金	△ 22,128百万円

(2) 退職給付費用の内訳

・勤務費用	2,586百万円
・利息費用	1,606百万円

・期待運用収益	△ 1,458百万円
・過去勤務債務の費用処理額	△ 1,256百万円
・未認識数理計算上の差異の費用処理額	1,592百万円

(3) 退職給付債務等の計算基礎

・割引率	2.075%
・期待運用収益率	3.50%

・数理計算上の差異の処理方法は、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

V. 損益計算書に関する注記

1. 子法人等及び関連法人等との取引による収益総額 645百万円

うち事業取引高 620百万円

うち事業取引以外の取引高 25百万円

2. 子法人等及び関連法人等との取引による費用総額 17,116百万円

すべて事業取引高であり、事業取引以外の取引高はありません。

3. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

(1) 資産をグルーピングした方法

共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つのグルーピングとしています。また、運用不動産、全労済ホール、遊休不動産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしています。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産ごとの内訳

用 途	件数	減損損失(百万円)		
		土 地	建物等	計
運用不動産	1件	240	579	820
全労済ホール	1件	489	171	661
遊休不動産	1件	8	—	8
合計	3件	738	751	1,489

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能額は、運用不動産については、使用価値、全労済ホール、遊休不動産については、正味売却価額を適用しています。

なお、使用価値については、将来キャッシュフローを4.5%で割り引いて算定しています。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準にもとづく鑑定評価額をもとに算定しています。

VI. 税効果会計に関する注記

税効果会計に関する事項は以下のとおりです。

- 繰延税金資産の総額は181,234百万円であり、繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は3,322百万円です。また、繰延税金負債の合計は1,454百万円となり、繰延税金資産の純額は176,456百万円となりました。
- 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金159,111百万円、価格変動準備金7,406百万円、退職給付引当金6,210百万円です。また、繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券評価差額金1,362百万円です。
- 当期における法定実効税率は29.65%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、割戻準備金繰入額△18.63%です。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

器具備品	
取 得 価 額 相 当 額	570百万円
減価償却累計額相当額	389百万円
期 末 残 高 相 当 額	181百万円

(2)未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	47百万円	149百万円	196百万円

(3)当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	136百万円
減価償却費相当額	123百万円
支 払 利 息 相 当 額	5百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当会は、共済事業として各種共済の引き受けを行っており、共済掛金として収受した金銭を資産と負債の総合的管理(ALM)の考え方にもとづき、将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。総合的なリスク管理のもと公社債を中心とし、利息収入を安定的に確保したうえで、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産のうち有価証券と金銭の信託は、主に公社債、外国証券、株式、投資信託です。

これらに係るリスクには、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスクがあります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当会では、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけるため、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。資産運用リスクの管理にあたっては規定を定め、リスク量の計測、把握などリスク管理を行っています。また、リスク管理統括部署を設置し相互牽制機能を発揮する体制を整備し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告しています。

市場リスクについては、金利、為替、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の状況を把握するとともに、ポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資産配分を見直すなど適切に管理しています。

信用リスクについては、外部格付等を利用して、発行体ごとにリスクの状況を分析・管理しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2013年5月31日における貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	176,967	176,967	—
金銭の信託	171,084	171,084	—
金銭債権	38,000	38,000	—
有価証券	2,413,303	2,577,737	164,433
責任準備金対応債券	1,583,873	1,727,228	143,355
満期保有目的の債券	440,557	461,635	21,078
その他有価証券	388,872	388,872	—

(1) 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金

現金及び預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

② 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券は、④有価証券と同様の算定方法です。

なお、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象としておらず、2. の表中の金銭の信託に含めておりません。当該有価証券の当期末における貸借対照表計上額は173百万円です。

③ 金銭債権

金銭債権は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

④ 有価証券

時価のある有価証券のうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価としています。

(2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 責任準備金対応債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,542,877	1,686,046	143,169
	外国証券(円貨建債券)	11,099	11,864	764
	小計	1,553,977	1,697,911	143,933
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	29,895	29,316	△578
	外国証券(円貨建債券)	—	—	—
	小計	29,895	29,316	△578
合計		1,583,873	1,727,228	143,355

② 満期保有目的の債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	409,066	428,611	19,544
	外国証券(円貨建債券)	26,500	28,129	1,629
	小計	435,566	456,740	21,173
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	2,990	2,971	△19
	外国証券(円貨建債券)	2,000	1,924	△75
	小計	4,990	4,895	△95
合計		440,557	461,635	21,078

③ その他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	公社債	175,346	178,229	2,883
	株式	914	1,213	299
	外国証券(外貨建債券)	1,000	1,000	0
	投資信託受益証券	7,267	7,890	622
	小計	184,529	188,334	3,805
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	公社債	201,399	200,263	△1,135
	株式	262	256	△6
	外国証券(外貨建債券)	—	—	—
	投資信託受益証券	18	18	0
	小計	201,680	200,538	△1,142
合計		386,209	388,872	2,662

④ 当期における有価証券の売却については、次のとおりです。

ア. 有価証券売却益の内訳は、公社債735百万円、株式36百万円です。

イ. 有価証券売却損の内訳は、株式7百万円、投資信託受益証券174百万円です。

(3)金銭の信託に関する注記事項

①金銭の信託の保有目的区分は、その他有価証券です。取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額について、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	金銭の信託	73,910	81,178
	小計	73,910	81,178
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	金銭の信託	95,120	90,080
	小計	95,120	90,080
合計	169,030	171,258	2,228

(4)満期がある有価証券等の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金及び預金	105,708	—	—	—	—	—
金銭の信託	10,883	940	4,805	—	4,540	2,265
金銭債権	38,000	—	—	—	—	—
有価証券	144,500	254,646	250,700	79,700	171,600	1,488,228
責任準備金対応債券	37,090	154,946	153,900	67,400	117,800	1,048,500
満期保有目的の債券	1,000	16,500	17,000	1,000	2,000	395,938
その他有価証券	106,410	83,200	79,800	11,300	51,800	43,789
合計	299,091	255,586	255,505	79,700	176,140	1,490,494

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 会社

記載すべき重要なものはありません。

2. 組合

記載すべき重要なものはありません。

3. 役員及びその近親者

記載すべき重要なものはありません。

X. 重要な後発事象に関する注記

当会は、全日本自治体労働者共済生活協同組合との事業統合に伴い、2013年6月1日付けで火災共済事業、自然災害共済事業、自動車総合補償共済事業及び団体定期生命共済事業に共済契約の包括移転を受け入れました。これにより、当会へ移転する資産・負債の額は現在精査中で確定しておりません。

XI. その他の注記

記載すべき重要なものはありません。

4 貸借対照表の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
資 産 の 部	1. 現金及び預貯金	113,667	111,108	159,389	168,942	176,967	
	2. 金銭の信託	280,585	187,299	161,370	155,773	171,259	
	3. 金銭債権	45,300	27,832	39,000	45,000	38,000	
	4. 有価証券	2,048,604	2,254,448	2,258,208	2,321,094	2,413,303	
	5. 貸付金	6,680	6,767	7,352	7,057	8,249	
	6. 運用不動産	5,006	4,767	4,046	3,922	3,085	
	7. その他の運用資産	143,914	141,477	139,371	137,029	134,604	
	8. 再共済勘定	1,314	1,620	3,214	2,602	2,211	
	9. 業務委託勘定	1,969	2,447	1,780	1,634	1,697	
	10. 業務受託勘定	307	348	670	371	360	
	11. その他共済資産	12,573	15,980	14,979	15,521	15,251	
	12. その他事業資産	213	178	152	154	1	
	13. 前払費用	338	380	548	530	699	
	14. 未収収益	11,869	11,934	12,073	11,512	11,985	
	15. その他資産	5,066	6,207	6,984	10,498	11,348	
	16. 業務用固定資産	71,837	68,591	67,467	64,941	63,075	
	17. 関係団体等出資金	5,760	5,812	5,779	5,631	5,608	
	18. 繰延税金資産	114,240	139,118	164,863	164,469	176,457	
	19. 貸倒引当金	△531	△287	△287	△234	△229	
資産の部合計		2,868,709	2,986,028	3,046,959	3,116,448	3,233,931	
負 債 の 部	1. 共済契約準備金	2,529,909	2,623,059	2,675,379	2,764,097	2,862,445	
	2. 再共済勘定	1,817	2,003	2,590	2,496	2,643	
	3. 業務委託勘定	1,454	1,760	1,432	1,044	633	
	4. 業務受託勘定	198	275	279	314	336	
	5. その他共済負債	25,598	27,178	27,589	32,444	33,819	
	6. その他事業負債	79	97	95	73	4	
	7. 借入金	148	126	112	91	71	
	8. 前受収益	21	20	21	30	37	
	9. 未払費用	6,944	6,989	8,344	8,912	8,904	
	10. 未払利息	1	1	0	0	0	
	11. その他負債	20,364	30,195	48,672	24,873	27,892	
	12. 引当金	38,043	35,467	36,531	38,044	23,771	
	13. 価格変動準備金	13,000	18,000	19,900	21,900	26,240	
負債の部合計		2,637,576	2,745,170	2,820,943	2,894,319	2,986,792	
純 資 産 の 部	1. 会員資本	250,256	256,795	237,786	234,081	243,612	
	(1) 出資金	130,770	131,852	132,160	142,471	142,596	
	(2) 剰余金	119,485	124,943	105,625	91,610	101,017	
	① 法定準備金	31,389	32,429	34,029	34,329	34,629	
	② 任意積立金	78,343	82,909	68,835	54,579	55,311	
	③ 当期末処分剰余金 (うち当期剰余金)	9,753	9,606	2,762	2,703	11,077	
純資産の部合計		5,183	7,891	△16,889	△14,015	9,406	
2. 評価・換算差額等		△19,123	△15,938	△11,769	△11,952	3,527	
純資産の部合計		231,133	240,857	226,016	222,129	247,139	
負債及び純資産の部合計		2,868,709	2,986,028	3,046,959	3,116,448	3,233,931	

5 損益計算書の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
経常損益の部	経常収益	700,852	678,920	663,560	718,588	675,305	
	1. 共済掛金等収入	602,689	597,512	587,032	640,974	598,866	
	(1)受入共済掛金	595,416	589,284	576,559	590,729	586,393	
	(2)受入再共済金	6,308	7,259	9,428	47,771	10,318	
	(3)受入返戻金	39	40	37	38	45	
	(4)受入受託手数料	926	929	1,008	2,436	2,111	
	2. 共済契約準備金戻入額	48,019	32,550	27,375	26,262	26,504	
	(1)支払準備金戻入額	6,443	2,950	—	4,764	—	
	(2)割戻準備金戻入額	41,576	29,600	27,375	21,498	26,504	
	3. その他事業収入	966	993	983	846	412	
	(1)介護事業収入	848	866	850	728	360	
	(2)その他の事業収入	117	127	133	117	52	
	4. 資産運用収益	48,263	46,789	47,290	49,450	48,654	
	5. その他経常収益	916	1,076	881	1,056	869	
	(1)受取出資配当金	129	123	125	149	99	
経常費用の部	(2)受取賃貸料	649	656	634	588	660	
	(3)その他の経常収益	139	298	122	319	111	
	経常費用	668,739	636,696	624,879	681,673	643,010	
	1. 共済金等支払額	436,423	424,008	448,181	473,621	427,089	
	(1)支払共済金	323,673	326,343	358,618	387,914	334,833	
	(2)支払再共済掛金	13,986	15,263	15,488	19,328	20,373	
	(3)支払返戻金	57,007	52,671	46,629	44,768	45,294	
	(4)支払割戻金	41,480	29,542	27,269	21,447	26,419	
	(5)支払その他費用	278	189	177	165	171	
	2. 共済契約準備金繰入額	91,568	99,982	60,181	89,254	99,112	
	(1)支払準備金繰入額	—	—	11,053	—	518	
	(2)責任準備金繰入額	91,512	99,938	49,092	89,223	98,577	
	(3)割戻金据置利息繰入額	57	44	36	31	17	
	3. その他事業費用	34	46	45	39	16	
	(1)介護事業費用	14	14	13	16	8	
	(2)その他事業費用	20	32	32	22	8	
	4. 資産運用費用	24,776	1,624	3,782	3,866	1,166	
特別損益の部	5. 事業経費	115,658	110,794	112,294	114,565	115,318	
	(1)人件費	45,802	44,321	44,457	45,435	45,415	
	(2)物件費	53,832	50,700	52,521	55,167	56,219	
	(3)その他諸経費	855	1,079	1,017	991	1,001	
	(4)支払委託手数料	15,169	14,695	14,299	12,973	12,683	
	6. その他経常費用	280	242	395	327	308	
	(1)寄附金	275	240	385	258	295	
	(2)その他の経常費用	5	2	11	70	13	
	経常剰余金	32,114	42,224	38,681	36,915	32,295	
	特別利益	2,878	605	505	3	14,934	
	(1)固定資産売却益	—	16	3	—	7	
	(2)引当金取崩益	4	—	7	—	—	
	(3)その他特別利益	295	589	495	3	19	
	(4)価格変動準備金戻入	2,580	—	—	—	—	
	(5)厚生年金基金代行返上益	—	—	—	—	14,908	
	特別損失	876	6,216	43,356	5,426	6,254	
	(1)固定資産処分損	193	89	138	310	63	
	(2)不動産圧縮損	—	21	—	0	—	
	(3)減損損失	1	485	36	120	1,489	
	(4)価格変動準備金繰入	—	5,000	1,900	2,000	4,340	
	(5)資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	—	242	—	—	
	(6)東日本大震災による損失	—	—	40,847	—	—	
	(7)その他特別損失	682	621	192	2,996	362	
税引前当期剰余金		34,117	36,613	△4,171	31,491	40,975	
法人税等		19,750	29,331	20,846	20,121	23,797	
法人税等調整額		△16,509	△26,327	△27,640	△341	△17,968	
割戻準備金繰入額		25,692	25,719	19,513	25,726	25,740	
当期剰余金		5,183	7,891	△16,889	△14,015	9,406	
当期首繰越剰余金		1,233	1,131	1,177	762	803	
任意積立金取崩額		3,337	584	18,474	15,956	868	
当期末処分剰余金		9,753	9,606	2,762	2,703	11,077	

6 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
当期末処分剰余金	9,753	9,606	2,762	2,703	11,077
任意積立金取崩額	—	—	47,741	—	—
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	—	—	47,741	—	—
剰余金処分額	8,623	8,429	49,741	1,900	10,030
法定準備金	1,040	1,600	300	300	1,882
利用高割戻金	2,433	2,429	—	—	2,348
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	1,000	1,000	—	—	—
社会貢献・国際連帯活動基金	300	300	200	—	300
事務能率積立金	3,650	3,100	—	1,100	2,300
災害救援活動・災害復興支援基金	200	—	1,000	500	200
地震等災害見舞金基金	—	—	500	—	—
経営諸リスク対応特別積立金	—	—	47,741	—	2,000
事業推進政策積立金	—	—	—	—	1,000
次期繰越剰余金	1,131	1,177	762	803	1,046

(注) 次期繰越剰余金に含まれている、生協法第51条の4の教育事業等繰越金は2008年度260百万円、2009年度400百万円、2010年度140百万円、2011年度140百万円、2012年度471百万円です。

■利用高割戻金共済種類別内訳

(単位:百万円)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
風水害付火災共済	2,352	2,350	—	—	2,348
火災再共済	81	79	—	—	—
合計	2,433	2,429	—	—	2,348

III. 子会社等の状況に関する事項

1 子会社等の状況

会社名	所在地	設立年月日	代表者	当連合会の議決権の比率	主たる事業種目
株式会社 全労済システムズ	東京都八王子市別所 2-39-1 全労済情報センター4階	1973年5月7日	湯浅 義信	100%	情報処理システムの開発、情報処理システムの管理・運営
株式会社 全労済リバス	東京都府中市府中町 1-9 京王府中1丁目ビル5階	1990年3月22日	牧原 誠次	100%	共済事業の保全業務
全労済アシスト 株式会社	大阪府吹田市広芝町 10-28 オーク江坂ビル3階	1981年11月16日	後藤 二朗	100%	共済事業の保全業務・建物管理事業
株式会社 全労済ウイック	東京都渋谷区代々木 1-27-5 代々木市川ビル2階	1986年5月14日	向井 壽晴	99%	損害保険代理業(団体保障制度)、各種リース業、介護サービス事業
株式会社 スペース・ゼロ	東京都渋谷区代々木 2-12-10 全労済会館内	1988年6月1日	山口 繁	100%	ホール等の施設管理・運営、催事の企画・運営
株式会社 ゼスト	大阪府大阪市住之江区南港北 1-24-33 全労済内4階	1982年9月14日	近藤 一志	92%	居宅介護支援事業、訪問介護サービス、訪問入浴サービス

2 子会社等の直近事業年度における事業の概況

(自2012年6月1日至2013年5月31日) (単位:千円)

		(株)全労済システムズ	(株)全労済リブス	全労済アシスト(株)	(株)全労済ウイック	(株)スペース・ゼロ	(株)ゼクスト	合計
I 損益の状況	1. 営業損益	(1)収益 10,832,647	2,713,048	3,139,709	2,749,996	250,915	277,554	19,963,871
	(2)費用 10,551,570	2,626,497	3,055,705	2,711,553	245,724	288,494	19,485,547	
	2. 営業利益	281,077	86,550	84,003	32,442	5,190	△ 10,940	478,324
	3. 営業外損益	(1)収益 5,146	2,962	49,653	202,889	108	119	260,881
	(2)費用 —	—	—	—	—	31	2,262	2,293
	4. 経常利益	286,224	89,513	133,657	235,331	5,268	△ 13,082	736,912
	5. 特別損益	(1)利益 —	100,104	107	—	—	—	100,104
	(2)損失 157	100,104	—	—	—	—	—	—
	6. 税引前当期純利益	286,066	89,513	133,549	235,331	3,832	△ 13,213	735,080
II 資産の状況	7. 法人税等	121,980	6,640	57,200	23,463	3,661	751	213,698
	8. 法人税等調整額	△ 4,356	34,316	△ 5,137	△ 1,536	△ 14	△ 8	23,263
	9. 当期純利益	168,442	48,555	81,486	213,405	185	△ 13,956	498,118
	(1) 流動資産	2,782,545	693,083	1,244,326	5,979,872	203,489	117,548	11,020,867
	(2) 固定資産	190,111	471,256	209,453	316,725	29,177	5,376	1,222,102
	(3) 繰延資産 —	—	—	—	—	—	—	—
	合計	2,972,656	1,164,340	1,453,780	6,296,598	232,667	122,924	12,242,969
	① 流動負債	1,784,446	231,687	411,857	2,131,071	57,392	10,707	4,627,163
	② 固定負債	40,663	374,762	361,040	2,981,506	44,306	—	3,802,279
III 負債の状況	(1) 負債合計	1,825,109	606,450	772,898	5,112,578	101,698	10,707	8,429,443
	① 資本金	150,000	50,000	85,673	90,000	15,000	60,000	450,673
	② 利益準備金	41,247	1,250	9,300	18,700	3,750	6,000	80,247
	③ 利益剰余金 ア.任意積立金	956,299	506,640	585,909	1,075,320	112,218	46,216	3,282,605
	イ.継越利益剰余金	739,000	272,000	234,000	538,000	95,000	22,316	1,900,316
	(2) 純資産合計	1,147,547	557,890	680,882	1,184,020	130,968	112,216	3,813,526
	合計	2,972,656	1,164,340	1,453,780	6,296,598	232,667	122,924	12,242,969
	1. 前期末継越利益剰余金	203,857	266,084	374,423	333,814	3,533	37,857	1,219,570
	(1) 当期純利益	168,442	48,555	81,486	213,405	185	△ 13,956	498,118
IV 資本等変動	(2) 任意積立金の取崩	—	—	—	—	15,000	—	15,000
	2. 増加合計	168,442	48,555	81,486	213,405	15,185	△ 13,956	513,118
	(1) 利益準備金の積立	—	—	—	900	—	—	900
	(2) 剰余金の配当	15,000	—	—	9,000	1,500	—	25,500
	(3) 任意積立金の積立	140,000	80,000	104,000	—	—	—	324,000
V 決算関係書類	3. 減少合計	155,000	80,000	104,000	9,900	1,500	—	350,400
	4. 当期末継越利益剰余金	217,299	234,640	351,909	537,320	17,218	23,900	1,382,289
	IV 配当率(年 %)	10.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	—

全労済Q&A

(2012年度決算版)

I 経営の健全性について

Q1

「経営の健全性」とはどういうことですか。

A1

経営の健全性とは、①将来必要な責任準備金が積み立てられていること、②厚い自己資本(出資金等)を保有していること、③資産を安全に運用していること、などによって充分な支払保証資力を有しているかどうかということです。全労済では、消費生活協同組合として組合員(会員)が自ら拠出する組合員(会員)出資金の増強を進めた結果、異常危険準備金および価格変動準備金を加算した「修正自己資本比率」は17.0%(5,507億円)となりました。

また、「実質純資産比率」は責任準備金の積み増しを行ったことなどにより30.6%(9,897億円)となり、健全な状態を維持しています。

解説

(1)全労済は資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っており、投機的な運用は行っておりません。また、貸付金の中で不良債権に該当するものはありません。全労済は、長期共済の責任準備金(共済掛金積立金)を純共済掛金式で積み立てており、チルメル式を採用している場合に比べ、充分な支払保証資力を保持しています。このほか、2008年度より財務基盤を強化するとともに、

逆ざやの早期改善を図り、将来収支の改善を目的として追加責任準備金の計上を開始しています。

(2)全労済は総資産の7.6%の自己資本のほか、8.7%の異常危険準備金2,801億円、0.8%の価格変動準備金262億円を有しています。これらを合計した修正自己資本は、前年度より445億円(8.8%)の増加となり5,507億円、修正自己資本比率は17.0%となりました。また、「含み損益」等を加算した実質純資産額は前年度より1,286億円(14.9%)増加し9,897億円、実質純資産比率は30.6%と健全性が高まりました。

(3)剩余金については、東日本大震災のような自然災害リスクが巨大化する傾向にあり、より一層の担保力、リスク対応力の強化が求められることから、異常危険準備金、価格変動準備金に加えて、経営の健全性を高めるために任意積立金を積極的に積み立てています。

2012年度の残高は553億円となりました。

(4)全労済は危険分散のため火災共済、自然災害共済等で再共済を実施しています。なお、自動車総合補償共済については再保険会社へ出再しています。

(5)2012年度の経常剰余は、前年度と比較して46億円減少し、323億円となりました。

経常剰余が減少した主な要因は、未経過共済掛金の追加計上や財務基盤強化を目的に異常危険準備金などの責任準備金の積み増しを行ったことによります。

■全労済の自己資本等の現状

(単位:億円)

摘要	金額		自己資本比率(%)		前期比較	
	2011年度決算	2012年度決算	2011年度決算	2012年度決算	増減額	増減率(%)
修正自己資本	自己資本	2,339	7.5	7.4	69	2.9
	評価・換算差額	△120	△0.4	0.1	155	—
	小計	2,220	7.1	7.6	223	10.1
	異常危険準備金	2,623	8.4	8.7	178	6.8
	価格変動準備金	219	0.7	0.8	43	19.8
	合計	5,062	16.2	17.0	445	8.8
総資産額	31,164	32,339	—	—	1,175	3.8

摘要	金額		実質純資産比率(%)		前期比較	
	2011年度決算	2012年度決算	2011年度決算	2012年度決算	増減額	増減率(%)
実質純資産額	8,611	9,897	27.6	30.6	1,286	14.9

II 資産構成について(貸借対照表)

Q1

全労済の資産構成について教えてください。

A1

2012年度の総資産は、運用資産の増加等により、前年度より1,175億円増加、3兆2,339億円となりました。

その内訳は有価証券等の運用資産が2兆9,455億円(91.1%)の他、業務用固定資産等が2,885億円(8.9%)となりました。

運用資産の内訳は、現金及び預金が1,770億円(5.5%)、有価証券が2兆4,133億円(74.6%)、金銭の信託が1,713億円(5.3%)、金銭債権380億円(1.2%)、貸付金82億円(0.3%)、運用不動産31億円(0.1%)、その他の運用資産1,346億円(4.2%)となっています。

※(%)は対総資産

Q2

負債とは何ですか。

A2

全労済における負債は、長期共済の責任準備金が大半を占めています。

責任準備金は、共済掛金積立金2兆3,734億円(うち、追加責任準備金2,850億円)、未経過共済掛金920億円、異常危険準備金2,801億円の合計2兆7,455億円です。

解説

一般に、負債は、未払金、借入金などの債務を表します。一般的な企業では、これを流動(短期)負債に属する負債、固定(長期)負債に属する負債に区分することになっています。

しかし、全労済における負債の内容は、支払準備金810億円、責任準備金2兆7,455億円、割戻準備金360億円からなる共済契約準備金2兆8,624億円が大半で、その他に価格変動準備金や引当金等があります。

解説

本資料「データ編」に掲載している貸借対照表の資産の部を見ていただければ、全労済の総資産の内訳が分かります。総資産3兆2,339億円のうち、91.1%が運用資産で、業務用固定資産等は8.9%となっています。

Q1

全労済の経営状況はどうなっていますか。

A1

2012年度の「経常収益」は共済掛金等収入5,989億円、共済契約準備金戻入額265億円、資産運用収益487億円、その他の収益13億円で合計6,753億円となりました。

「経常費用」は共済金等支払額4,271億円、共済契約準備金繰入額991億円、資産運用費用12億円、事業経費

1,153億円、その他の費用3億円で合計6,430億円となっています。

従って「経常剰余」は323億円となりました。

解説

本資料「データ編」に掲載している損益計算書は、一事業年度の経営成績を明らかにするため、すべての収益とこれに対応する費用を記載しているものです。

■損益の状況

(単位:億円)

	共済掛金等収入	共済金等支払額	経常剰余	当期末処分剰余金
2012年度	5,989	4,271	323	111
2011年度	6,410	4,736	369	27

Q2

経常費用の「責任準備金繰入額」とは何ですか。

A2

今年度新たに積み増した責任準備金額です。2012年度は986億円積み立て、残高は2兆7,455億円となりました。

解説

全労済の2012年度の貸借対照表の負債の欄に「責任準備金2兆7,455億円」と記載されており、これは2012年度末において将来の共済金などの支払いのために2兆7,455億円を責任準備金として積み立てているということを意味します。

また、損益計算書の「経常費用」の欄に「責任準備金繰入額986億円」と記載されており、この「責任準備金繰入額」は、2012年度において責任準備金が986億円増加したことを表しています。

つまり、全労済は2011年度末においては必要な責任準備金2兆6,469億円を積み立てており、2012年度末においては必要な責任準備金2兆7,455億円を積み立てていることがわかります。

また、事業年度によっては、満期を迎えた契約が多いなどの理由で、前年度末に必要な責任準備金に比べ、当年度末に必要な責任準備金の方が少なくなることもあります。このような場合には責任準備金の繰入れを行わず、逆に戻入れることになります。戻入れた金額が損益計算書の「経常収益」の欄に「責任準備金戻入額」として記載され、「責任準備金繰入額」が記載されません。

Q3

全労済の割戻金はどうなっていますか。

A3

2012年度の組合員(契約者)への割戻金の総額は、割戻準備金繰入額257億円となりました。割戻しについては、引き続き、今後発生が予想される東日本大震災のような大規模災害や高齢化に備えた支払財源の積み増し、自己資本等の増強とのバランスをとりながら実施していくことになります。

解説

(1)長期生命共済・年金共済の契約者割戻金

予定運用益と資産運用実績の差額を割り戻す「利差割戻」については、予定利率が実績利回りを上回っているため実施できません。

死亡率や事故発生率などの予定と実績の差額を割り戻す「危険差割戻」については、個人長期生命共済で実施します。

(2)短期生命共済の契約者割戻金

団体生命共済およびこくみん共済で「危険差割戻」を実施します。

(3)利用高割戻金

火災共済について23億円利用高割戻しを実施します。

(4)2012年度割戻金の総額

契約者割戻金総額は、損益計算書の「割戻準備金繰入額」に記載された金額と、本資料「データ編」の「剩余金処分計算書」の中に記載された利用高割戻金の合計額となります。

2012年度の組合員(契約者)への割戻金総額は、割戻準備金繰入額257億円、利用高割戻し23億円をあわせた281億円となります。

■割戻金(総額)の推移

(単位:億円)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
割 戻 金	281	281	195	257	281

IV 資産運用について

Q1

運用資産の状況はどうなっていますか。

A1

2012年度末の運用資産残高は、前年度末比1,067億円増加の2兆9,455億円となりました。

解説

全労済は、「ねんきん共済」など長期にわたる責任準備金の資産運用として、長期間安定的に収益を得られる公社債を中心に運用を行っています。外国証券などの運用は、許容されるリスクの範囲内で実施しています。

2012年度は、ALM(資産と負債の総合管理)の観点から公社債の長期化をすすめました。また、外国証券や株式などは、運用環境などを踏まえ慎重なスタンスで運用しました。

Q2

運用の成果について教えてください。

A2

資産運用純益は475億円、運用利回りは1.64%となりました。

解説

2012年度は、金利が低下基調で推移した後、年度末にかけては乱高下するなど不安定に推移しましたが、公社債を中心とした利息収入を確保し、資産運用純益は前年度比19億円増加の475億円、運用利回りは1.64%となりました。

■資産運用成果の推移

摘要	2011年度	2012年度
資産運用純益	456億円	475億円
運用利回り	1.62%	1.64%

Q3

貸付金の状況はどうなっていますか。

A3

貸付金は契約者貸付金等で、2012年度末の残高は82億円です。一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

解説

貸付金のなかで「リスク管理債権(不良債権)」に該当するものはありません。

Q4

資産運用には何か制限があるのでですか。

A4

生協法により、運用対象および量に一定の制限が設けられています。

解説

全労済の資産運用は、その負債の性格から特に安全性が求められています。

生協法では、一般企業向けの貸付などが認められないほか、運用資産についてはその保有量に限度が設けられており、株式等や外貨建資産はそれぞれ運用資産全体の30%以内となっています。また、投機的運用および投機取引は禁じられています。

Q5

資産運用に関するリスクとそのリスク
管理について教えてください。

A5

資産運用には市場リスク(金利・株価などの変動によるもの)や信用リスク(信用力の変動によるもの)、市場流動性リスク(市場の流動性により取引ができないリスク)などがあり、それについて日常的に把握・管理を行い適切な対応をはかっています。

解説

(1) 資産運用リスクについて

資産運用リスクとは、以下の①～④のリスクの顕在化により、保有する資産(オフバランス資産含む)の価値が変動または減少するリスクをいいます。

① 市場リスク

金利、株式、為替等の各市場変動の影響により、保有する資産の価値および運用収益が変動することによるリスクをいいます。

② 信用リスク

保有資産の発行体または与信先の経営悪化等により、保有資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。

③ 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

④ 不動産投資リスク

賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し損失を被るリスクをいいます。

(2) リスク管理について

市場環境の変化、運用手法の多様化・高度化により、リスクが増大するなかで、全労済の資産運用においても、これらのリスクに対する適切な対応が求められており、日常的に把握・管理を行い、リスクに見合った適正な収益の確保に努めています。

また、ALM(運用資産〈A:アセット〉と負債〈L:ライアビリティ〉の総合管理〈M:マネジメント〉)手法を用いて、運用資産と負債にあたる共済契約の状況を適切にコントロールし、資産運用方針・責任準備金の検証、収益予測などを行っています。

資料集

CONTENTS

1. 「2009年度～2013年度 中期経営政策〈最良の品質を組合員へ〉」ダイジェスト	104
2. 協同組合のアイデンティティに関するICAの声明	106
3. ICAの10年計画(ブループリント)	106
4. 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帶構想	107
5. 協力団体数および推進員数	110
6. 全労済略年史	111
7. 全労済本部・事業本部・単位本部および子会社所在地一覧	117
8. 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧	123
9. (株)全労済ウイックの在宅介護サービスセンター	124
10. (株)ゼストの介護サービス事業所	124
11. (社会福祉法人)コープ共済会の介護サービス事業所	124
12. (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所	124

I. 事業の状況を示す指標

II. 決算関係書類
データ編

III. 子会社の状況に関する事項

全労済Q&A

資料集

1 「2009年度～2013年度 中期経営政策〈最良の品質を組合員へ〉」ダイジェスト

取り巻く環境の変化と課題

- 世界的金融危機に端を発した国内実体経済の急激な悪化の影響
- 少子高齢社会の加速や団塊世代の大量退職などの事業への影響
- 社会的責任を果たすための契約者保護やガバナンス強化の取り組み
- すべての業務の革新による業務品質の向上
- 会計基準等の厳格化に対応した磐石な経営基盤の構築

人口減少の影響や
経済環境の悪化等
による事業実績の縮
減に対応できる事
業・組織運営の改革
が急務

「2013年度末までに実現する全労済の姿」をめざして、5年間を「フェーズ」として実行する

フェーズⅠ

(2009年度～2010年度計画)

組合員から信頼・支持される
事業体基盤への革新

フェーズⅡ

(2011年度～2012年度計画)

取り組み成果の
定着化と発揮

フェーズⅢ

(2013年度)

取り組みの仕上げと
次期への準備

※フェーズ：プロジェクト・計画等の期間を小さな期間・規模で区切った単位

6つの重点政策課題	主な取り組み内容のポイント
1. すべての業務の革新による業務品質のさらなる向上	1. 組合員目線に立った業務の抜本的な見直し(業務革新)をはかり、組合員サービスの向上(証書発行・共済金支払いの迅速化等)を実現します。 2. 組合員の期待水準にもとづく、業務品質の確立をすすめ、全国共通のサービスの提供をめざします。 3. 業務の効率化とともに事業費の削減をすすめ、組合員に、より安心いただける健全な経営基盤を確立します。
2. 協力団体と組合員一人ひとりの期待に応える事業推進活動への改革	1. 組合員・協力団体の信頼に応えるため、事業推進態勢の改革を行い、協同組合らしい組合員と組合員の結びつきによる運動を広げていきます。 2. 対面・対話を重視した組合員とのコミュニケーションの強化をはかります。 3. 協力団体の福祉・共済活動との連携をすすめ、組合員とその家族に応じた保障設計運動を展開します。 4. コンプライアンスを重視した事業推進活動の展開をはかりながら、組合員からの信頼を醸成します。 5. わかりやすい共済商品の開発・改定を行い、組合員ニーズにきめ細やかに応えていきます。
3. 協同組合価値の向上に向けた事業・組織運営の再構築・ガバナンスの強化	1. 協同組合としての真価を発揮するために、組合員・協力団体の声や意見を、より一層反映できる組織運営(組合員運営参画の強化)を確立します。 2. 日本社会の構造変化(人口減少等)や経済環境の悪化などの事業環境の変化に的確に対応するため、全国的組織機構と役員制度の見直しを行い、迅速な意思決定と経営・業務執行のスピードアップが可能となる組織体制をつくります。
4. 全労済全体(協力職員および関連事業会社等含む)の人材の育成強化	1. 新たな人事政策および人事諸制度の取り組みや全労済の理念・信条を実践できる人材育成の取り組み強化をはかり、常に組合員目線で改革し続ける革新的な組織風土をめざします。
5. 激変する環境変化への迅速な対応を可能とする経営構造への転換	1. 将来にわたる組合員の保障と安心の一層確実な提供(組合員に約束した生涯にわたる確実なお支払い等)に向けて、財務基盤の強化に向けた取り組みをすすめます。 2. 契約者保護や経営の健全性の確保に向けた取り組み(内部統制の強化等)をすすめ、組合員からの信頼性の向上をはかります。 3. 組合員・協力団体と共有できる事業推進に関する新たな事業目標の設定を行います。
6. 社会的責任のさらなる発揮と21世紀構想の実現	1. 新たな社会的取り組み(地域社会への貢献活動等)をすすめることにより、全労済の理念である「豊かで安心できる社会づくり」をめざします。 2. 多くの組合員の参加による民主的な運営(共済協同組合の大同団結のさらなる促進)を行い、広く社会に開かれた協同組合をめざします。

組合員・協力団体とともに、改革をすすめるために、「2009年度～2013年度 中期経営政策」を取り組みます

中期経営政策の位置付け

中期経営政策は、急激な環境変化と「全労済21世紀ビジョン」、「21世紀経営改革方針」の成果と課題を踏まえ、経営計画と事業・組織運営の再構築構想の具現化をはかるための、全労済の経営方針として定めるものです。今後、この中期経営政策にもとづき、組合員からの支持と信頼に応えられる協同組合組織として、質の高い(良質な)経営・事業活動の実現をはかります。

中期経営政策の基本課題

1. 激変する環境と実績減少にも対応する事業・経営構造への転換を行います。
2. 事業・組織運営全体の再構築により、積極的な事業展開へつなげる基盤づくりを行います。
3. 健全で競争力のある、優れた事業体への転換をはかります。

「ズI～III」に分け、「6つの重点政策課題」の取り組みを着実にすすめます。

「2013年度末までに実現する全労済の姿」の達成

常に、最良の品質を提供し続ける協同組合組織へ改革されている。

1. 協同組合組織としての優位性の確保
2. 活力ある事業体の創造
3. 健全経営の追求
4. 民主的運営の実践
5. 社会的責任の発揮

最良の品質を組合員へ

全労済は、中期経営政策の実現をとおして、環境変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織への変革を行い、組合員へ最良の品質を提供し続けます。

2 協同組合のアイデンティティに関するICAの声明

1995年9月20日から23日までイギリスのマンチェスターで開かれた国際協同組合同盟(ICA)100周年記念大会・全体総会において報告・採択された「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」は、これまでの協同組合原則(1937年設定、1966年一部改正)を、大きく変化した世界環境を踏まえ改定したICAの基本文書です。

《定義》

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

《価値》

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帶の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

《原則》

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

《第1原則》

自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用ることができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

《第2原則》

組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

《第3原則》

組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それ

を民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のためその準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため

《第4原則》

自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

《第5原則》

教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

《第6原則》

協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

《第7原則》

コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

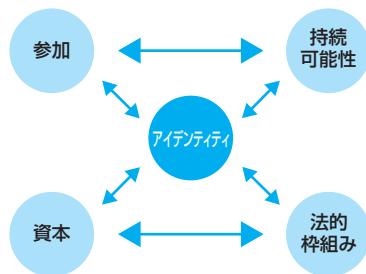
3 ICAの10年計画(ブループリント)

国際協同組合同盟(ICA)は2020年を視野に入れた「協同組合の10年に向けた計画(ブループリント)」を2012年10月に国際協同組合年のクロージングイベントとして行われたマンチェスターでのICA臨時総会で公表しました。

この計画では、2012年の国際協同組合年(IYC)の取り組みをさらに発展させ、2020年までに協同組

合が(1)経済・社会・環境の持続可能性において認知されたリーダーとなる、(2)人々に最も好まれるモデルとなる、(3)もっとも急速に成長する事業形態となる、という3つの目標を掲げています。この目標を達成するために、互いに関係し合う5つの分野における戦略課題を提起しています。

1. 組合員としての、またガバナンスへの参加のレベルを引き上げる
2. 協同組合を持続可能性の構築者と位置づける
3. 協同組合のメッセージを構築しアイデンティティを確立する
4. 協同組合の成長を支援する法的枠組みを確保する
5. 組合員による管理を保障しながら、信頼性のある協同の資本を確保する



4 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想

この構想(通称「21世紀構想」)は、21世紀における共済協同組合の発展を期して、1997年8月28・29両日に開催された全労済第69回通常総会において承認されたもので、全労済グループから各共済協同組合に対して、広く提言を行ったものです(この構想は、その後の情勢変化や課題の進捗状況等を踏まえ、2005年6月に、必要な補強を行いました)。

全労済グループからの提言

日本の共済事業は各種協同組合法にもとづく共済団体の他、政府の災害保障法にもとづく共済団体や地方自治法にもとづく共済団体などで実施され、組合員数はのべ6,638万人(日本共済協会ファクトブックより)を超え、多くの国民は何らかの形で共済にかかわっているものと推定され、事業実績も増大し多分野の共済種目がそろい、今日において共済は組合員の生活設計の中で必要不可欠なものとして定着しつつあります。

社会・経済の構造的な変革の時代がおとずれる中で、生活者本位の経済、人間と自然と共生し続けることが可能な社会へ向かう新しい社会システムへの模索が始まっています。

こうした変化に対応し、社会的な位置を占める存在となった共済協同組合が、組合員のライフプランに密着した的確な活動をすすめ、事業と運動の実践を通じて組合員への責任を果たし発展していくためには、従来の体質から脱皮し新しい時代に適応していくことが不可欠です。

一方、保険業法の改正、日米包括経済協議、金融政策などの影響を受けた国内生損保は、競争力の維持拡大に向け、また、外資系生損保・新規参入保険会社は事業の拡大をめざし、連携・提携・統合および合併による合併連衡が展開され、結果的に国内生損保とも6~8グループ(社)に収斂されました。共済協同組合は、このような淘汰や業界再編等の波を乗り越え、再び競争力をとりもどしつつある生損保業界や外資系生損保と真正面から競合しなければならないという、大きな試練の時期を迎えています。

共済協同組合は、その生い立ち、根拠法、所管行政庁が異なっていることから、個々の団体ごとに事業

展開がはかられていますが、保険業界に対抗し共済(協同組合保険)の優位性を確保していくためには、個々の事業体の枠を超えてその態勢づくりをすすめることが必要と考えます。

そのためには、共済協同組合の大同団結は急務であり、全労済グループは日本の共済協同組合の協調・連帯を広く社会に提言するものです。

規制緩和、自由化や新たな競合の大きな流れが避けられない事実であるとすれば、むしろこれをチャンスに情勢変化に的確に対応することが、共済協同組合が生き残り発展する道であると強く確信し、当面次のことを提案するつもりです。

- (1) さらなる共済団体の連携と協調をはかりつつ日本共済協会に結集し、日本共済協会のリーダーシップのもとに新たな競合に対応した取り組みを早急に具体化する。
- (2) そのテーマとして、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能の確立、必要な法制度の改革、の二点をすすめる。

国際的な協同組合と情勢認識

ICA(国際協同組合同盟)は、1995年9月の100周年大会・総会において、新しい「協同組合の原則」などを決定しました。それらは、急速に変化を続ける社会における協同組合運動の基本的目的を再検討したうえで、21世紀に向けて協同組合はどのような役割を果たさなければならないか提起したものです。

こうした原則改定の背景と、現在と未来における協同組合の役割は、つぎのようなことがあります(「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」より要約)。

1. 協同組合の直面する課題

協同組合は、これまでの歴史からみて、現在非常に困難な挑戦に直面しています。

- (1) 先進工業地域では、市場経済の急速な拡大・経営組織の革新・情報通信の発達などにより、資本主義的企業を根底からゆり動かす変化が生じています。協同組合は、これに伴う競争の激化と生き残るために対応を求められています。

- (2) 急激な経済変動が起きた国では政府の国民経済における役割が削減され、政府の支援に頼ってきた協同組合ではこれに対応できない状況に陥っています。また、東欧など国家機関となっていた協同組合は新しい建設が必要となり、古くからの工業国でも政治的支持には依存できず、協同組合の自立が必然的になっています。
- (3) こうした外部世界からきている深刻な脅威や競争に対し、協同組合の存在意義と役割をより一層明瞭に發揮すべきことが必要となっています。

2. 協同組合の役割

協同組合は、所有と管理が民主的に行われるという、資本のコントロールする企業や政府の関与する事業とは違う「事業体」です。

その参加と民主主義を基礎とした事業運営と活動を通じて、特につぎの傾向に関与し、人々の経済的・社会的生活の向上とその解決を大きく助ける役割を持っています。

(1) 人口の増加

これに伴う基本的必需品である、食料・住宅・雇用・保健施設などの協同生産や購入に対して。

(2) 経済力の集中

経済力が世界中の富豪の手に集中し、これにより世界のすべての国で貧困が国際的問題となることに対して。

(3) 地球規模の環境悪化

人口圧力、制御できない資本の運動や生産、大量消費などによる、環境の危機に対して。

(4) コミュニティの困難

高出生率と移民などによるスラム化や若年層の失業、工業化された地域での都市の社会不安の増大など、市民社会の問題に対して。

(5) 若い人々の問題

多くの若い人々が、結果として貧困化した未来と雇用などの制限された機会に直面していることに対して。

日本における協同組合の動向と課題

日本における協同組合も、世界的な状況と異なっているわけではなく、つぎのような課題に直面しています。

1. 産業構造や事業基盤の大規模な変化への対応

日本における農協・漁協・生協・中小企業などの協同組合は、分野別に形成されてきましたが、農漁業・農村等は基盤縮小などの大きな変化が生じ、中小業者や都市勤労者の就業や雇用の形態も変化しています。

2. 高度成長の発展から低成長の時代への対応

協同組合もまた、経済活動の発展のなかで、事業

と組織を拡大してきた面がありましたが、「右肩あがり」の成長を前提とすることは出来なくなっています。

3. 規制緩和や自由化への対応

日本の産業界における、法律・行政による規制や保護は、協同組合にとっても直接的な支援であったり、支援を受けない協同組合にとっては、他の企業との違いを鮮明にできるところでもありました。

しかし、規制緩和・自由化は、業界内の競争を促進するだけでなく、他業態、「根拠法の無い共済」(無認可共済)や海外への解放を含んだ市場競争を促進しています。また、規制緩和や自由化等の広まりから、共済協同組合においては、保険業法とのイコールフッティングを求める声が強まっています。

4. 事業と運動・組織の模索

この間、協同組合金融である信用組合の破綻や、住専問題の発生、一部生協の運営と事業の失敗などが生じています。

きびしい市場のなかで戦わざるをえない協同組合にとって、経営の近代化をすすめながら、協同組合としてのアイデンティティを維持し、組合員参加と民主運営を確保しつつ、事業上の優位性と独自性をどう獲得するのか、それぞれの協同組合とも大きな模索の時代となっています。

また、少子高齢社会の到来による日本の経済・社会システムの転換期に、協同組合だからこそできる事業と運動を通じて、人間らしい暮らしの創造を、どう高めていくのかも急がれる課題です。

5. 各協同組合等の連携と協同の促進

こうした情勢の下で、協同組合が営利企業との競争に敗北せず、よりよい社会と生活の改善に向け、社会的役割を一層発揮していくためには、つぎのような連携と新たな協同の発展形態が模索されなければなりません。

- (1) 農協・漁協・生協・中小企業等協組など、特定分野をこえた相互の連携と協同による社会的役割の発揮と、多様な結びつきと組織形態を用意すること。
- (2) 生産協同組合、福祉協同組合、環境生協など新たな分野を担う協同組合も含めた、機能と役割の違った各種の協同組合の協同を促進すること。
- (3) 労働金庫など福祉事業団体と、今日段階における商品や付帯サービス等の事業提携を促進すること。
- (4) 生活者のニーズに応え経済活動の一角を担うための事業領域の拡大を求め、適切な協調と競争がはかられるような、協同の機能づくりを可能としていくこと。
- (5) 各々の協同組合の協同と連帶は、分野別協同組合(例えば生協)の中で、また、その分野を越えてすすめていく必要があること。

共済協同組合の動向と課題

協同組合としての共通の問題を抱えながら、共済分野の協同組合としての独自の課題が存在します。

1. 規制緩和・自由化と共済協同組合

規制緩和・自由化の進展は、これまでの「護送船団」から、「大競争時代」へと転換されたことにより生損保に淘汰や業界再編をもたらしました。

しかしながら、この波を乗り越えた生損保は、再び競争力をとりもどしつつあります。

また、「根拠法の無い共済の契約者保護ルール」の導入に向けた保険業法の一部改正や、内閣府の「規制改革・民間解放推進会議」においても、米国・EU・生保協会等からも共済と保険業法とのイコールフッティング(競争条件の平等化)を求める声の高まり等、共済への規制を求める動きが強まりつつあります。

2007年に予定されている金融機関の窓口における保険商品の全面解禁や、郵政事業の民営化に向けた動向など、共済協同組合を取り巻く環境については大変に厳しいものになると想定されます。

こうした新しい保険業界や金融の変化のなかで、共済協同組合としての重要な問題は、つぎのようにあげることができます。

- (1)多くの場合、個々の組合やグループごとに分立した事業による事業基盤の不安定さ
- (2)事業活動上の様々な規制による競争条件上の不利
- (3)大規模災害などへの支払能力や、保険会社に比べての契約者保護規制の弱さなどからくる加入者サイドの不安感の強まり
- (4)経営(マネジメント)の未熟さ、共済資金運用における経験の不足と弱さ

2. 法制度・行政制度と共済協同組合

- (1)各協同組合法における「共済事業」の位置づけ、各協同組合事業のなかにおける規模等は千差万別であり、自治的にすすめることができた反面、安定性を欠く要因ともなっています。
- (2)共通する事業法を持っておらず、各協同組合法(組織法)と行政指導および自治規範によっているのが実態であり、保険会社における規制や安全確保制度等と比べて劣るというような指摘を受けやすく、また、事業規模等の拡大の阻害要因ともなっています。
- (3)保険業との関係から、他の分野より協同組合間の共通項の多い共済事業ではありますが、監督行政庁間の思惑に左右されやすく、法や行政庁をまたぐ連携や協同がやりにくくなっています。

共済協同組合の大同団結の方向

これらの課題に対して、各協同組合が各々の経営

努力により対応することが基本ですが、つぎのような点から、共済協同組合が大同団結することが、ますます重要となっています。

- 1.より強大な金融産業として集約化されつつある保険業界に対抗し、協同組合保険の優位性を確保し、明らかにしていくこと。
- 2.そのため、共済協同組合間の適正な競争を行いつつも、事業の安全性の確保、効率化の促進などのしくみを個々の事業体の枠を越えてつくりあげることによって、社会的信頼を高めていくこと。

全労済グループは、その基本方向を、次のように想定します。

1. 当面、実現をめざすもの

法制度や行政制度の大規模な改変を前提としない、各共済協同組合をまたぐ横断的な整備と再編などを実現する。

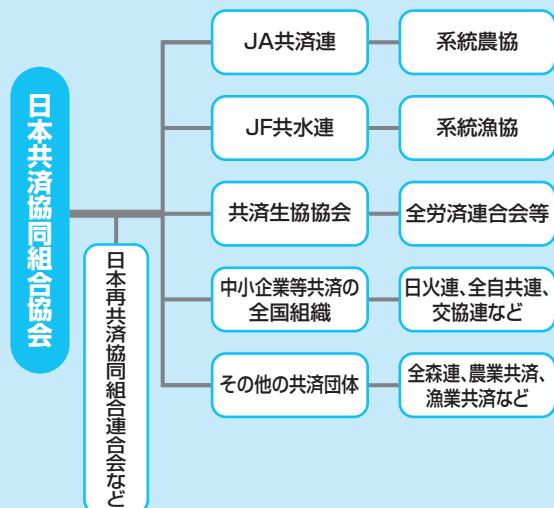
- (1)日本共済協会の下に、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能を確立する。
- (2)生協のなかにおいては、生協法改正を行いつつ、共済事業と共済生協の位置づけを整理し、共済生協共通の機関と再共済機構を確立する。

2. 将来的に実現をめざすもの

現在の根拠法である各協同組合法の改変と、共済協同組合法の新たな制度など、法制度や行政制度の大規模な改変を前提とした、21世紀における共済協同組合の連携組織の構築を実現する。

- (1)日本における共済協同組合の唯一の横断的組織として「日本共済協同組合協会」を設立する。
- (2)共済協同組合共通の再共済機構と組織を備える。

■共済協同組合の再編[概念図]



※共済協同組合全体の再共済・再保険(再々含む)機構

(注)ここに記載されている内容については、当該共済生協と協議した結果ではなく、全労済の提言として表記したものです。

5 協力団体数および推進員数

(2013年5月末現在)

県 本	協 力 団 体 数				地域推進員数
	労働組合	労組以外の職域団体	地域団体	合 計	
北海道	1,859	228	13	2,100	0
青森	414	106	46	566	795
岩手	352	117	0	469	54
宮城	566	120	56	742	61
秋田	474	104	238	816	0
山形	381	126	44	551	288
福島	562	249	26	837	28
茨城	627	121	7	755	0
栃木	479	103	0	582	79
群馬	587	94	34	715	0
埼玉	1,073	324	33	1,430	205
千葉	598	117	32	747	144
東京	3,827	213	197	4,237	81
神奈川	966	297	32	1,295	37
長野	936	66	85	1,087	472
山梨	216	115	4	335	162
静岡	1,016	295	98	1,409	52
富山	558	116	63	737	0
石川	324	99	146	569	0
福井	167	37	5	209	0
愛知	793	96	27	916	0
岐阜	333	170	34	537	0
三重	426	77	7	510	0
滋賀	285	28	0	313	0
奈良	234	86	7	327	0
京都	292	74	8	374	0
大阪	1,268	44	55	1,367	0
和歌山	206	59	9	274	0
兵庫	593	63	39	695	0
島根	366	164	71	601	1
鳥取	172	217	49	438	9
岡山	444	127	7	578	10
広島	536	314	138	988	0
山口	396	259	45	700	57
徳島	178	59	10	247	0
香川	197	66	0	263	0
愛媛	537	40	73	650	151
高知	158	140	48	346	0
福岡	603	362	90	1,055	0
佐賀	255	27	13	295	0
長崎	277	102	2	381	6
熊本	261	138	75	474	180
大分	223	141	7	371	0
宮崎	256	213	3	472	0
鹿児島	281	139	46	466	0
沖縄	221	104	10	335	0
自治労	2,438	0	0	2,438	0
森林	3	0	0	3	0
たばこ	11	4	0	15	0
全水道	128	0	0	128	0
統合計	28,353	6,360	2,032	36,745	2,872
新潟	705	169	127	1,001	125
全国計	29,058	6,529	2,159	37,746	2,997

6 全労済略年史

※()内は月・日

1954	労働者共済、大阪より始まる <ul style="list-style-type: none"> ●大阪福対協、全大阪労働者共済生協を設立(11.25) 火災共済事業を開始(12.1) 	1961	総合共済開発方針を決定 <ul style="list-style-type: none"> ●火災再共済掛金の改訂を決定(3.7) ●第4回総会、“すべての活動を統一への基盤づくりに結合”を運動目標に設定、「総合共済」開発方針打ち出す(6.10) ●東京・新潟、火災共済最高限度額100万円認可獲得(8.-)
1955	新潟、火災共済実施直後に大火 <ul style="list-style-type: none"> ●新潟福対協、火災共済事業開始(5.1) ●新潟大火で加入者多数被災(10.1) ●第2回福対協北信越・東北ブロック会議、共済事業の全国組織化を決議(11.10) 	1962	総合共済の制度発足 <ul style="list-style-type: none"> ●総合共済事業を開始(3.1) ●厚生省、共済金の最高限度額を100万円まで引き上げる。同時に「消費生活協同組合共済事業運営要綱」を定める(3.20) ●ICA保険委員会(現ICMIF)への加盟決定(9.13) ●生命共済掛金の所得控除適用決まる(10.2)
1956	全国組織結成へ胎動 <ul style="list-style-type: none"> ●共済問題で五者会議(中央福対協、総評、全労、日本生協連、労金協会)発足(2.15) ●魚津大火で加入者多数被災(9.10) ●全国労働者共済協議会設立(11.28) 	1963	総会“組織統一”を決議 <ul style="list-style-type: none"> ●生命共済据置方式(略称・据置共済)を実施(3.1) ●総合共済事業認可を取得(5.1) ●第6回総会、全国組織統一を決議(6.14) ●機関誌「労働者の共済」創刊(12.10)
1957	労済連、中央組織として誕生 <ul style="list-style-type: none"> ●全国労働者共済生活協同組合連合会(労済連)創立総会(9.29) ●この年、13都府県で労済設立、計20都道府県に労済結成(12.-) 	1964	労済の全国布陣完了 <ul style="list-style-type: none"> ●組織委員会、「労済の統一に関する答申」を提示(3.4) ●埼玉労済事業開始で労済組織の全国布陣完了(4.1)(本土復帰前の沖縄を除く) ●第7回総会、“地域進出”を運営目標に掲げる。統一マーク、会館建設を議決(6.11～12) ●新潟福対協、新潟地震被災組合員に1億1千万円の見舞金(7.-)
1958	労済連、法人格を取得 <ul style="list-style-type: none"> ●生命共済事業を開始(3.1) ●消費生活協同組合法による設立認可を取得(5.17) ●8県で労済設立、計28都道府県に労済結成(12.-) 	1965	団体生命共済を実施 <ul style="list-style-type: none"> ●総合共済大型制度(100～200円型)実施(2.1) ●団体生命共済事業実施(10.1)、掛金の所得控除適用決まる(10.15)
1959	各県加入者1万人達成を提唱 <ul style="list-style-type: none"> ●火災共済の異常危険準備積立金の損金算入認められる(4.8) ●生命共済掛け捨て方式の事業認可を取得(7.15) ●第2回総会、小規模労済の解消、早期適正規模化をはかるため各県“加入者1万人達成”運動を提唱(6.13) 	1966	火災共済限度額認可で新基準 <ul style="list-style-type: none"> ●厚生省、火災共済の最高限度引き上げの新基準を提示(3.16)
1960	労組産別共済で問題化 <ul style="list-style-type: none"> ●生命共済積立金方式の事業認可を取得(3.1) ●顧問・賀川豊彦氏逝去(4.23) ●理事会、産別共済問題小委員会設置を決める(7.19) ●総評大会、産別共済推進方式を決定(7.31～8.3) ●地下産業共済問題で「太田調整案」提示される(8.22) ●この年までに40都道府県で労済結成(12.-) 		

1967	<p>地域統合と制度統一方針打ち出す</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京・埼玉・組織統合協定に調印(3.31)、中央労済連発足(8.1) ● 交通災害共済事業開始(4.1) ● 労済会館、西新宿に完成(6.8) ● 厚生省、火災共済事業で時価主義・告知義務を各知事に通達(7.15) ● 労済連、創立10周年記念式典(10.17) 	1973	<p>統合準備委員会が発足</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第20回総会、「全国組織統合についての基本構想」を承認(7.31～8.1) ● 全労済統合準備委員会が発足(9.17) ● 火災共済限度額、元受700万円、再共済350万円認可取得(9.20) ● 北陸労済連合会結成総会(9.25)
1968	<p>「労済事務センター」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労済連と中央労済連、共同して「労済事務センター」を設置(4.1) ● 第12回総会、医療保険改悪反対を決議(5.31) ● 定期付養老生命共済(希望共済)事業開始(11.15)、掛金の所得控除適用決まる(12.6) 	1974	<p>限度額元受火災1,000万へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 限度額、交通災害300万円(再共済150万円)、元受火災1,000万円へ(9.1) ● 単産共済連合会創立総会(9.27)
1969	<p>1都8県が中央労済連に結集</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中央労済連、8都県参加で統合総会、翌70年8月長野参加(3.12) ● 第14回臨時総会、交通災害共済制度抜本改定の方向を決定(7.30) ● 労済連元受事業として火災共済400万円を実施(11.1) 	1975	<p>統合総会を1年間延期</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単産共済連合会、自動車共済事業を実施(1.13) ● 団体生命共済限度額500万円への引き上げ認可取得(1.31) ● 統合準備委員会、75年10月統合を延期(2.21) ● 死亡共済金の相続税法上の非課税適用決定(3.31) ● 労済の火災・生命共済掛金の所得控除、政令化される(4.1) ● 希望共済限度額500万円認可取得(5.31) ● 統合準備委員会、統合日を76年10月に設定(12.12)
1970	<p>交通災害共済再出発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第15回臨時総会、交通災害共済制度の抜本改定を決定(1.30) ● 交通災害共済、制度を大幅に改定して再出発(4.1) ● 第16回総会、“職場に地域に推進員を”の組織活動方針を決定(5.29～30) ● 「交通事故をなくす会」に加入(12.-) 	1976	<p>全国統合実現-新しい出発-</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第24回臨時総会、統合実施要綱を決定(6.30) ● 第25回総会、統合にともなう定款改正を議決(7.30～31) ● 「組織統合に関する協定」調印式、全労済設立発起人会発足(8.1) ● 全労済創立総会、諸事業制度大幅改善(10.15)、11月以降各地方本部相次いで開設
1971	<p>2府2県が結集して近畿労済連創立</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消団連に加盟して、消費者大会に参加(5.-) ● 北部労済連合会結成総会(8.1) ● 近畿労済連創立総会(8.25) ● 労済連元受火災共済の限度額500万円に(10.-) ● 沖縄県共済創立総会(11.1) 	1977	<p>認可折衝で“生みの苦しみ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 厚生省、火災共済限度額引き上げ認可の条件として「保険との按分調整」を提示(3.14)以来、5月18日の第27回臨時総会における受け入れ決定に至るまで、組織を二分する激論が交わされる ● 全国統合にともなう定款・事業規約認可(5.27) ● 統合にともなう新制度発効(6.1) ● 創立20周年記念式典(10.27) ● 労済第2会館(調布市国領)竣工式(11.18)
1972	<p>全国統合で第2次構想案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第19回総会、全国組織統合第2次構想案を大綱的方向として承認 ● 四国労済協議会結成総会(8.31)、以後、九州協議会(9.13)、中国連合会(9.25)、東海連合会(10.25)と結成総会続く ● 火災共済、耐火構造料率を実施(12.1) ● 厚生省、共済金額の最高限度の許可基準などを定め、各知事に通達(12.14) 		

1978	<p>全国統合の定着に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事会、組織・機関運営検討委員会答申内容と同委員会の解散を確認(3.30) 3部会(統合・地域・単産)運営開始される 衆院建設委、住宅金融公庫法一部改正案の議決に際し「公庫融資にともなう火災保険契約に共済も含めるよう改善に努める」とする付帯決議を採択(3.31) 参院建設委も同様採択(4.11) 第30回臨時総会、震災、病気入院見舞金制度の方向確認(12.8) 	1982	<p>“保障のあり方”で意思統一</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車共済全都道府県で取り扱い開始(4.1) 理事会、組織機構検討委員会答申、地震災害対策業務計画を承認(5.11) 第38回総会、保障のあり方要綱、経営発展計画、火災再共済限度額3,000万円への引き上げを承認(8.27~28) 中央推進会議発足(10.4) 財団法人全国勤労者福祉振興協会を設立、全国労働者団体共済会解散(11.20)
1979	<p>地域向け制度を開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働組合事故補償制度を発足(1.1) CO・OP組合員共済を実施(4.1) 積立金付生命共済の事業を停止(5.31) 元受火災共済限度額1,500万円への引き上げ認可(7.23) 団体生命共済に病気入院見舞金特約を付加(10.1) 	1983	<p>こくみん共済事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> こくみん共済事業開始、自動口座振替制度を採用(5.1) 短期総合システム稼働(7.-) 第40回総会、第2期中期計画、ねんきん共済事業規約を決定(8.30~31) 火災共済の掛金引き下げ・共済金分担支払制度実施、住宅災害審査基準の一本化を完了(10.1)
1980	<p>第1次長期計画、80年代の基本路線を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望共済に病気入院見舞金特約を付加(4.1) 全国労働者自動車共済生協連合会(自動車共済連)発足総会(8.19) 第33回総会、長期計画・第1期中期計画、総合機械化実施計画を承認(8.28~29) 自動車共済連、全労済に加盟(9.17) 理事会、地震見舞金支払基準を設定(12.11) 	1984	<p>ねんきん共済スタート</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事会、資金運用規程を全面改正(1.19) ねんきん共済事業開始(4.1) 自動車共済限度額、対人1億円、対物300万円に引き上げ(10.1) 国際青年平和シンポジウム(バチカン)に参加(12.6~7)
1981	<p>統合残課題順次整備へ</p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害等給付金付火災共済限度額3,000万円認可(8.22) 第36回総会、統合事業運営要綱を決定(8.27~28) 理事会・組織機構検討委員会、労働条件特別委員会を設置(9.17) 連合会元受火災限度額2,500万円、団体生命限度額1,500万円、傷害特約限度額1,500万円への引き上げ認可(12.28) 自動車共済限度額8,000万円へ引き上げ認可(12.-) 	1985	<p>新会館設計で公開コンペ</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システム化推進会議発足(4.25) 財団法人全国勤労者福祉振興協会、「団体自動車共済」事業開始(6.1) 第44回総会、火災共済限度額4,500万円への引き上げと制度内容の改善、団体生命共済、個人長期生命共済の改善を承認(8.29~30) 全労済会館公開設計審査会でフジタ工業(株)一級建築士事務所松田正司氏の作品が最優秀に選ばれる(12.2)
1986	<p>統合の経営組織を改革</p> <ul style="list-style-type: none"> こくみん共済加入者100万人突破(1.-) 団体制度を扱う株式会社ウィックサービスを設立(5.14) 諸制度を広範に改善、新希望者共済・医療共済・団体扱ねんきん共済(掛金建年金)を実現(6.1) 全労済と自動車共済連、「運営一体化に関する合意書」に調印(11.20) 		

1987	<p>全国センター構想実現へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車共済事業の組織形態に関し、厚生省・自動車共済連・全労済・単産共同事業体設立準備会の四者間で合意(2.23) ●親子ふれあいミュージカル「白姫伝説」全国公演(5.30～11.1) ●火災共済限度額4,500万円へ引き上げ・加入基準を改正して実施(6.1) ●自動車共済連臨時総会、全労済再共済連へ定款変更(8.19) ●自動車共済元受事業認可(10.29)、事業開始(11.1) ●情報処理システムの管理・運営を中心目的に株式会社全労済システムズ発足(11.4) ●全労済30周年記念式典(11.18) ●全労済再共済連発足(11.27)
1988	<p>生活文化と情報発信をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活文化の発信をめざして、(株)スペース・ゼロを設立(6.1) ●全労済トヨタ共済センター発足(10.18) ●全労済会館(渋谷区代々木)落成、資料センター開設(12.21) ●厚生省、「共済事業財務処理規則」「共済事業運営要綱」を改正(12.14)
1989	<p>全国センター構想実現成る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●SFカード統一実施(3.1) ●第35回総会、風水害等給付金付火災共済の掛金引き下げ、終身共済事業規約の新設を承認(8.30～31) ●火災共済掛金の引き下げ認可(10.11) ●財団法人全国労働者福祉・共済協会(全労済協会)設立(11.28)
1990	<p>第2次創業期時代の幕開け</p> <ul style="list-style-type: none"> ●終身共済事業開始(6.1) ●第55回総会、社会的役割の強化と総合生活保障事業の展開を基本目標とする「第2次長期計画」「第1期中期計画」を設定、1990年代を第2次創業時代と位置付ける(8.30～31) ●自動車共済限度額、対人無制限、対物1,000万円に引き上げ(9.1) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会、「慶弔(自治体提携用)共済」事業開始(9.1) ●全労済会館、建築業協会賞を受賞(11.5)
1991	<p>相次ぐ自然災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雲仙普賢岳噴火災害、「地震見舞金制度」最高250万円へ引き上げ(6.8) ●第57回総会、「第2次経営組織改革基本方針・総論」「経営成果の社会的還元」(環境問題、高齢者社会問題助成事業)を承認(8.29～30) ●「台風19号」災害、過去最大の57億円の見舞金支払い(9.27) ●短期共済の制度改定、全制度にわたる横断的改定を実施(10.1)
1992	<p>内部体制の充実へ努力傾注</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理事会、ICA(国際協同組合同盟)加盟を決定、併せてJJC(日本協同組合連絡協議会)への加入を承認(2.5)、ICA執行委員会(5.18)、JJC委員会(4.10)、全労済の加盟申請を承認 ●全労済、全共連、共水連をはじめとする共済8団体により社団法人日本共済協会が発足(4.1) ●経営成果の社会的還元として、「環境」「高齢社会」問題に関する活動・研究を行う94団体に総額8,265万円を助成(6.11) ●全労済35周年記念式典(10.22) ●ICA東京大会(10.27～30)、ICMIF東京総会(10.21～23)
1993	<p>90年代第2期中計がスタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第5回理事会、「第2次経営組織改革・基本方針」を決定(4.8) ●第60回総会、「第2期中期計画」を決定(8.26～27) ●火災共済限度額6,000万円へ引き上げ、個人長期生命共済の掛金改定を実施(10.1) ●自動車共済掛金改定、車種区分の導入を実施(12.1)
1994	<p>自賠責共済実現をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ヘルスケアシステム」宮崎モニター実験の開始(2.4) ●一時払いせいめい共済の加入停止(4.1) ●ねんきん共済限度額90万円へ引き上げ、掛金改定などを実施(8.1)
1995	<p>「阪神・淡路大震災」救助活動 自賠責共済参入の途開かれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「阪神・淡路大震災」発生(1.17)支払いは、共済金31,145件・20億円、見舞金62,813件・165億円、合計93,958件・185億円余に ●「全労済情報センター」竣工(4.17) ●個人長期生命共済の予定利率引き下げ(6.1) ●自動車損害賠償保障法一部改正案、12月12日の衆院通過後、翌13日に参院で可決・成立し、全労済グループの自賠責共済参入への途開かれる
1996	<p>「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足 車両共済事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全労済協会が「阪神・淡路大震災」1年目にあたり、全国紙を中心に意見広告「自然災害に対する国民的保障制度の提言」を掲載(1.17) ●車両共済の加入受付開始(7.1) ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足(7.19) ●第67回通常総会開催、第3期中期計画などを決定(8.29) ●個人長期生命共済、終身共済および個人年金共済の予定利率引き下げ(10.1) ●インターネットに「全労済ホームページ」を開設(10.7) ●マイカー共済掛金を改定(12.1)

1997	<p>「自賠責共済」事業開始 「国民会議」が内閣総理大臣にあて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」が内閣官房長官を通じて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を内閣総理大臣にあて提出(2.20) ● 「ナホトカ号重油流出事故」への義援金として、全労済再共済連と共同で全漁連に義援金5,000万円を贈る(3.19) ● 自賠責共済事業開始(4.1) ● 長野パラリンピック冬季競技大会へ1,000万円を寄付(6.12) ● 総合医療共済の入院共済金日額を1万円に引き上げ(8.1) ● 「保険料や共済掛金の所得控除制度拡充のための署名活動」で300万人の署名を集め(8.1) ● 全労済創立40周年記念レセプションを開催(8.27) 	
1998	<p>「国民会議」の2,500万人署名が結実「ホームヘルプサービス事業」開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「国民会議」による2,500万人署名が大きな力となり、第142国会で「被災者生活重建支援法案」が成立(5.15) ● 鳥取共済が事業統合に参加。43番目の県本部が誕生(6.1) ● アート・パラリンピック展を情報センターで開催(7.25~8.5) ● 北海道札幌市で「ホームヘルプサービス事業」を開始(10.26) ● マイカー共済、運転者年齢条件に「30歳以上補償型」新設、ABS割引新設などの制度改定実施(12.1) 	2000
1999	<p>「全労済21世紀ビジョン」を決定 新こくみん共済誕生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「自然災害被災者支援促進協議会」発足(1.12) ● 第74回通常総会で「全労済21世紀ビジョン」を決定(8.26~27) ● 「台風18号」災害で、39億円余を支払い(9.24) ● こくみん共済を16年ぶりに抜本改定(10.1) ● 中央・近畿両労済連と全労済が合併(12.1) ● マイカー共済の総合補償タイプの新設、車両共済の車両損害危険限定損害補償タイプの新設など改定(12.1) 	2001
		2002
		2003

2004	<p>「労働者共済運動」が大阪の地に発祥し50年</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こくみん共済の一部改定(1.1) ● システム21稼動(1.-) ● 団体生命共済の改定(1.1) ● こくみん共済が2004年5月末で保有契約件数600万件加入目標達成(5.31) ● 業務センター設立(6.1) ● 全国組織事業本部設置(6.1) ● 「(財)全国労働者福祉・共済振興協会」(全労済協会)が発足(6.1) ● 全労済森林労連共済本部発足(6.1) ● 自動車共済全国事業本部発足(10.1) ● 5単産・再共済との自動車共済事業統合(10.1) ● 自動車総合補償共済の改定(10.1) ● 自治労長期共済の契約移転(10.1) ● 個人年金共済の掛金等の改定(10.1) ● 度重なる台風や新潟県中越地震(10.2)など大規模な自然災害の多発により、135千件、259億円にのぼる共済金等を支払う ● 労働共済運動発祥の50年(11.25) ● 新長期生命共済〈第一期プラン〉の開発(12.1) 	2008	新生協法施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会貢献付エコ住宅専用火災共済の実施(1.1) ● 共済金支払いに関する自主的な調査結果についての報告(1.18) ● 新生協法の施行(4.1) ●マイカー共済の内容充実と総合的な掛金の改定(4.1) ● 団体生命共済の改定(6.1) ● クリック募金により4つの団体に総額1,120万円を寄付(6.30) ● 自動車分解整備事業者(自動車指定工場)および一部の労働金庫にて共済代理店開始(10.1)
2005	<p>全国組織機構改革・事業本部再編実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害共済の改定(4.1) ● 第93回通常総会で「第4期計画」を設定(8.30~31) ● 役員制度改革実施(9.-) ● 全国組織機構改革・事業本部再編実施(9.1) ● こくみん共済の6年ぶりの大幅改定(10.1) 	2009	「2009年度～2013年度 中期経営政策」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● こくみん共済の改定(1.1) ● 「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」の公表(3.24) ● 全国の労働金庫にて共済代理業務開始(4.1) ● 労働者傷病見舞金制度を開始(4.1) ● 「いきいき応援」の取り扱い開始(6.1) ● 第103回通常総会で「中期経営政策」を策定(8.27)
2006	<p>職域事業本部発足 全労済ぐりんぽうを開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「全労済お客様相談係」を新設(1.1) ●マイカー共済の一部改定(2.1/8.1) ● 「全労済ライフサポートサービス」を開始(4.1) ● 新長期生命共済〈第二期プラン〉の開発(5.1) ● 全労済たばこ共済本部発足(6.1) ● 全労済ホームページ上に、「お客様の声」にもとづく業務改善の取り組みと主な改善の結果の報告を開始(11.27) ● 全労済ぐりんぽう尼崎(第1号店)を開設(12.6) 	2010	自然災害共済「大型タイプ」の新設	<ul style="list-style-type: none"> ● 「平成21年度日本版顧客満足度指數調査」において、損害保険(共済)業界1位、生命保険(共済)業界で2位の評価(3.16) ● 自然災害共済の「大型タイプ」の新設(4.1) ● 保険法の施行(4.1) ● 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の自己適合宣言(8.26)
2007	<p>全労済創立50周年を迎える たすけあい未来につなぐNEXT50</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団体生命共済の改定(1.1) ● 「全労済創立50周年ページ」を開設(1.12) ● こくみん共済の改定(4.1) ● ホームページ上の「共済金事故受付専用ページ」にて共済金をご請求いただく際の必要書類提供を開始(4.2) ● 耳や言葉の不自由なお客様向け自動車事故受付サービスを開始(7.10) ● 「平成19年新潟県中越沖地震」とともにう義援金として新潟県に1,000万円贈呈(8.10) ● 第99回通常総会で「あたらしい全労済の理念」制定(8.29~30) ● 50周年記念事業の一環で、国際協同組合保険シンポジウムを開催(8.30) ● 「全労済創立50周年」(9.29) ● 共済に関する紛争の裁定または仲裁を行う(社)日本共済協会「共済相談所」の利用開始(10.1) 	2011	こくみん共済に新たな保障タイプ・プランを新設	<ul style="list-style-type: none"> ● こくみん共済の改定(4.1) ● コンタクトセンター札幌・福岡の開設(6.1) ● 全労済自治労共済本部、全労済全水道共済本部発足(6.1)
		2012	住宅損害受付センターの開設	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災復興支援チャリティーコンサートの開催(3.5) ● 共済金センター(大阪)の開設(4.1) ● こくみん共済の改定(5.1) ● 住宅損害受付センターの開設(6.1) ● 「2012全労済地域貢献助成事業」に東日本大震災復興支援特別枠を設定(7.-) ● 2012国際協同組合年 ●マイカー共済の改定(12.1)
		2013	こくみん共済30周年	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットサービス「マイページサービス」の開設(13.2) ● こくみん共済30周年(13.5) ● 団体生命共済の改定(13.6)

7 全労済本部、事業本部・単位本部および子会社所在地一覧

(2013年10月1日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
全 労 済 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7772
全 国 組 織 事 業 本 部				
事 業 推 進 一 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館7F	03-3299-0161	03-5351-7328
事 業 推 進 二 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 6F	06-6612-0117	06-6612-8034
事 業 推 進 三 部	471-0833	豊田市山之手8-131 全労済豊田会館4F	0565-28-2551	0565-28-7336
業 務 セン ター 部 門				
コンタクトセンターコンタクトセンター				
C S 推 進 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7776
事 務 セン ター				
事 務 管 理 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7776
東 京 事 務 セン ター	182-8765	調布市国領町2-1-1 労済第2会館	042-441-5041	042-486-6863
大 阪 事 務 セン ター	564-0052	吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター内	06-6338-6030	06-6338-6050
共 済 金 セン ター				
共 済 金 セン ター(東京)	183-0044	府中市日鋼町1-1 Jタワー	042-303-3300	042-303-3339
共 済 金 セン ター(大阪)	590-0048	堺市堺区一条通11-23 全労済堺会館	072-344-5947	072-344-5963
損 壱 調 査 サ ビス 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7643
東 京 自 動 車 損 壱 調 査 サ ビス セン ター	160-0023	新宿区西新宿7-20-8 全労済東京会館5F	03-3360-2720	03-5925-6227
大 阪 自 動 車 損 壱 調 査 サ ビス セン ター	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO7F	06-4703-0307	06-4703-0381
東 京 住 宅 損 壱 調 査 サ ビス セン ター	151-8571	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館6F	03-3299-0161	03-5351-7642
大 阪 住 宅 損 壱 調 査 サ ビス セン ター	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO8F	06-6612-0117	06-6612-8332
北 日 本 事 業 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館内	022-262-7750	022-217-3364
東 日 本 事 業 本 部	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館8F	03-3374-7531	03-3374-7741
中 日 本 事 業 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-6612-0117	06-6612-8030
西 日 本 事 業 本 部	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル9F	092-741-0621	092-724-2469
職 域 事 業 本 部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館6F	03-3556-8636	03-3556-2217
北 海 道 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3	011-821-6031	011-821-6203
道 央 地 区 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031	011-821-6105
札 幌 菊 水 店	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031	011-821-6105
札 幌 中 央 店	060-0001	札幌市中央区北1条西4 武田そなビル8F	011-241-3519	011-241-3513
札 幌 西 支 所	063-0812	札幌市西区琴似2条2-1-5 高道ビル2F	011-612-6031	011-640-7007
札 幌 琴 似 店	063-0812	札幌市西区琴似2条2-1-5 高道ビル2F	011-612-6031	011-640-7007
小 樽 支 所	047-0032	小樽市稻穂3-8-7 野口ビル1F	0134-33-6894	0134-32-6839
苦 小 牧 支 所	053-0022	苦小牧市表町1 黒川ビル内	0144-32-4711	0144-32-2707
室 蘭 支 所	050-0074	室蘭市中島町3-22-7 エルカナリヤビル2F	0143-45-4728	0143-45-6184
岩 見 沢 支 所	068-0021	岩見沢市1条西6-9-2 近藤ビル1F	0126-25-3292	0126-25-4033
道 東 地 区 本 部	085-0004	釧路市新富町2-24	0154-25-6031	0154-24-9058
北 見 支 所	090-0044	北見市北4条西5-4 桜井ビル内	0157-25-5150	0157-31-4132
帶 広 支 所	080-0803	帯広市東3条南11-7-1 帯広地区労働者会館内	0155-23-5006	0155-21-2515
道 北 地 区 本 部	070-0054	旭川市4条西6 道北労福センター内	0166-25-0345	0166-25-4704
道 南 地 区 本 部	042-0942	函館市柏木町16-35	0138-30-6031	0138-30-6061
青 森 県 本 部	030-0802	青森市本町3-4-17	017-723-6031	017-734-0644
青 森 支 所	030-0802	青森市本町3-4-17	017-774-6031	017-734-0632
八 戸 支 所	031-0081	八戸市柏崎5-4-7	0178-47-0631	0178-22-3605
弘 前 支 所	036-8022	弘前市萱町16-1	0172-37-0631	0172-32-5865
五 所 川 原 支 所	037-0036	五所川原市中央4-100	0173-33-6031	0173-35-0200
む つ 支 所	035-0051	むつ市新町16-5	0175-33-8631	0175-23-0231
岩 手 県 本 部	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル7F	019-622-0631	019-653-2167
盛 岡 支 所	020-0026	盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル1F	019-622-0631	019-624-2612
北 上 支 所	024-0061	北上市大通り2-11-23	0197-65-0160	0197-65-0170
一 関 支 所	021-0031	一関市青葉1-8-20 鈴木ビル1F	0191-26-2678	0191-26-2693
釜 石 支 所	026-0034	釜石市中妻町1-15-8	0193-21-1122	0193-23-6800
宮 城 県 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-265-6071	022-217-3363
総 務 課	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-265-6041	022-217-3363

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
事 業 推 進 部 ぐりんぼう仙台 ぐりんぼう大崎 ぐりんぼう大河原 ぐりんぼう石巻	980-0014 983-0852 989-6117 989-1201 986-0862	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館 仙台市宮城野区榴岡3-1-1 大崎市古川旭4-3-5 柴田郡大河原町大谷字町向126-4 石巻市あけぼの1-5-3	022-265-6051 022-796-6033 0229-22-6031 0224-53-2191 0225-96-6031	022-265-6040 022-298-6151 0229-24-2529 0224-53-2294 0225-92-1358
秋 田 県 本 部 中 央 支 所 大 館 支 所 能 代 支 所 大 仙 支 所	010-0817 010-0817 017-0885 016-0844 014-0061	秋田市泉菅野1-1-12 秋田市泉菅野1-1-12 大館市豊町2-37 能代市花園町26-24 大仙市大曲栄町13-40	018-824-6031 018-824-6031 0186-49-2877 0185-55-3931 0187-63-8428	018-866-6776 018-866-7333 0186-49-2924 0185-55-2231 0187-63-8453
山 形 県 本 部 中 央 支 所 米 沢 支 所 長 井 支 所 鶴 岡 支 所 酒 田 支 所 新 庄 支 所	990-0827 990-0827 992-0012 993-0006 997-0033 998-0843 996-0084	山形市城南町1-18-22 山形市城南町1-18-22 米沢市金池3-2-7 長井市あら町5-36 鶴岡市泉町8-73 酒田市千石町2-13-16 新庄市大手町5-6	023-646-4666 023-646-4667 0238-22-6065 0238-83-6035 0235-23-6100 0234-23-3160 0233-23-5995	023-646-9807 023-646-9123 0238-22-6038 0238-83-6032 0235-23-0781 0234-21-1789 0233-22-3785
福 島 県 本 部 福 島 支 所 郡 山 支 所 会 津 支 所 い わ き 支 所 白 河 支 所 相 双 支 所	960-8540 960-8540 963-8017 965-0026 970-8026 961-0856 975-0015	福島市荒町1-21 協働会館内 福島市荒町1-21 協働会館内 郡山市長者1-7-15 会津若松市平安町3-3 会津協働会館内 いわき市平字堂の前22 いわき市労働福祉会館内 白河市新白河3-98 ビアン本館ビル内 南相馬市原町区国見町3-5-18	024-522-6031 024-522-6025 024-933-6031 0242-22-6031 0246-25-6031 0248-22-6031 0244-24-6031	024-522-6027 024-522-6040 024-933-6043 0242-22-6034 0246-25-6033 0248-22-6242 0244-24-5850
茨 城 県 本 部 日 立 支 所 水 戸 支 所 鹿 嶋 支 所 土 浦 支 所 筑 西 支 所 つくば 支 所 共 済 ショッ プ 日 立 店 共 済 ショッ プ 水 戸 店 共 済 ショッ プ 鹿 嶋 店 共 済 ショッ プ 土 浦 店 共 済 ショッ プ 筑 西 店 共 済 ショッ プ つ く ば 店 共 済 ショッ プ 牛 久 店 共 済 ショッ プ 守 谷 店	310-0804 317-0073 310-0804 314-0033 300-0034 308-0847 305-0817 317-0073 310-0804 314-0033 300-0034 308-0847 305-0817 300-1234 302-0115	水戸市白梅1-1-10 日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F 水戸市白梅1-1-10 鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウェル鹿嶋 土浦市港町1-7-6 ポートワンビル4F 筑西市玉戸1049-2 サンプラザ2F つくば市研究学園A69街区3 桂ビル2F 日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F 水戸市白梅1-1-10 鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウェル鹿嶋 土浦市港町1-7-6 ポートワンビル4F 筑西市玉戸1049-2 サンプラザ2F つくば市研究学園A69街区3 桂ビル2F 牛久市中央1-16-1 ラウェル牛久 守谷市中央1-20-3 共立ビル1F	029-227-6642 0294-22-6031 029-227-6035 0299-84-6031 029-821-6031 0296-28-8833 029-858-6031 0294-22-6031 029-227-6035 0299-84-6031 029-821-6031 0296-28-8833 029-858-6031 029-873-8201 0297-46-0631	029-227-0563 0294-22-6066 029-227-0561 0299-84-0124 029-824-2179 0296-28-8899 029-858-6038 0294-22-6066 029-227-0561 0299-84-0124 029-824-2179 0296-28-8899 029-858-6038 029-873-8068 0297-46-0634
栃 木 県 本 部 宇 都 宮 支 所 足 利 支 所 小 山 支 所 那 須 塩 原 支 所 共 済 ショッ プ 宇 都 宮 店 共 済 ショッ プ 真 岡 店 共 済 ショッ プ 足 利 店 共 済 ショッ プ 小 山 店 共 済 ショッ プ 那 須 塩 原 店	321-0963 321-0963 326-0035 323-0807 329-2753 321-0963 321-4361 326-0035 323-0807 329-2753	宇都宮市南大通り2-5-4 宇都宮市南大通り2-5-4 足利市芳町15 小山市城東2-18-15 那須塩原市五軒町4-29 宇都宮市南大通り2-5-4 真岡市並木町3-7-3 足利市芳町15 小山市城東2-18-15 那須塩原市五軒町4-29	028-638-6031 028-634-1790 0284-42-9505 0285-22-6041 0287-48-6032 028-636-6031 0285-80-6031 0284-42-6031 0285-22-6031 0287-48-6031	028-636-1890 028-636-1810 0284-44-0190 0285-22-6001 0287-39-3400 028-636-1820 0285-80-6032 0284-44-0190 0285-22-6001 0287-39-3400
群 馬 県 本 部 前 橋 支 所 高 崎 支 所 太 田 支 所 共 済 ショッ プ 前 橋 店 共 済 ショッ プ 高 崎 店 共 済 ショッ プ 太 田 店	371-0854 371-0854 370-0852 373-0818 371-0854 370-0849 373-0818	前橋市大渡町2-3-3 前橋市大渡町2-3-3 高崎市中居町3-30-31 太田市小舞木町242 前橋市大渡町2-3-3 高崎市八島町17 イシイビル3F 太田市小舞木町242	027-255-6311 027-252-0123 027-386-5631 0276-61-3631 027-252-0567 027-386-5151 0276-46-7221	027-252-6480 027-255-6373 027-353-6283 0276-46-7227 027-252-0430 027-327-3768 0276-46-7227

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
埼 玉 県 本 部	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0631	048-822-0863
さいたまエリア推進課	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0649	048-822-0868
熊 谷 エ リ ア 推 進 課	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1031	048-525-7372
川 越 エ リ ア 推 進 課	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0636	049-246-9769
ぐりんぼうさいたま店	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0673	048-822-0869
ぐりんぼう川口店	332-0012	川口市本町4-3-1 サンケイビル3F	048-228-6031	048-228-6034
ぐりんぼう春日部店	344-0061	春日部市粕壁1-7-3 岡安ビル3F	048-754-7558	048-763-1303
ぐりんぼう新越谷店	343-0845	越谷市南越谷1-19-2 アバンセ南越谷1F	048-990-6031	048-990-6058
ぐりんぼう熊谷店	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1036	048-525-7372
ぐりんぼう川越店	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0631	049-246-9769
ぐりんぼう所沢店	359-0037	所沢市くすのき台3-18-5 リングスピル3F	04-2993-0631	04-2993-0622
千葉県本部(共済ショップ千葉店)	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8126	043-287-8080
千 葉 支 所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247	043-287-8136
千 葉 南 支 所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247	043-287-8136
船橋支所(共済ショップ船橋店)	273-0005	船橋市本町6-4-28 竹内ビル4F	047-424-6031	047-424-6385
柏支所(共済ショップ柏店)	277-0005	柏市柏3-6-2 サンライズ吉野ビル4F	04-7168-6031	04-7168-6033
共 済 シ ョ う プ 松 戸 店	271-0091	松戸市本町18-4 NBF松戸ビル7F	047-331-1440	047-331-1442
東 京 都 本 部	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6031	03-3360-0670
西 部 支 所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6016	03-3360-4053
北 部 支 所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6100	03-3360-6077
中 部 支 所	105-0012	港区芝大門2-2-1 常和芝大門ビル3F	03-5776-6031	03-5776-6033
南 部 支 所	105-0012	港区芝大門2-2-1 常和芝大門ビル3F	03-5776-6035	03-5776-6037
東 部 支 所	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6031	03-3846-6066
多 摂 支 所	190-0022	立川市錦町2-6-5 立川三恵ビル2F	042-525-6031	042-528-1518
共 済 シ ョ う プ 錦 糸 町 店	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6141	03-3846-6066
共 済 シ ョ う プ 北 千 住 店	120-0034	足立区千住1-24-4 広瀬ビル1F	03-3870-6310	03-3870-6211
共 済 シ ョ う プ 青 戸 店	125-0062	葛飾区青戸3-37-15 京成青戸ビル3F	03-3838-9971	03-3838-9972
共 済 シ ョ う プ 西 葛 西 店	134-0088	江戸川区西葛西6-8-10 西葛西ビル7F	03-3878-3076	03-3878-4305
共 済 シ ョ う プ 新 橋 店	105-0004	港区新橋1-18-12 新橋1丁目ビル6F	03-5521-6031	03-5521-6032
共 済 シ ョ う プ 新 宿 店	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6060	03-3360-4053
共 済 シ ョ う プ 新宿南口店	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-5333-5806	03-5333-5807
共 済 シ ョ う プ 蒲 田 店	144-0052	大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル2F	03-5703-1124	03-5703-2328
共 済 シ ョ う プ 三軒茶屋店	154-0024	世田谷区三軒茶屋1-39-7 ショッピングプラザベルアージュ1F	03-5433-6310	03-5433-6311
共 済 シ ョ う プ 池 袋 店	171-0021	豊島区西池袋1-18-2 藤久ビル西1号館6F	03-3986-7230	03-3986-7459
共 済 シ ョ う プ 吉 祥 寺 店	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-15-9 岩崎吉祥寺ビル3F	0422-20-6035	0422-23-6001
共 済 シ ョ う プ 田 無 店	188-0011	西東京市田無町4-17-18 ドミール田無1F	042-466-6311	042-466-6300
共 済 シ ョ う プ 立 川 店	190-0012	立川市曙町2-13-3 立川三菱ビルディング7F	042-525-6660	042-548-3321
共 済 シ ョ う プ 府 中 店	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル1F	042-333-9031	042-333-9032
共 済 シ ョ う プ 八 王 子 店	192-0083	八王子市旭町12-4 八王子ビル2F	042-631-1371	042-631-1375
共 済 シ ョ う プ 町 田 店	194-0013	町田市原町田6-3-3 町映ビル2F	042-721-2721	042-721-2731
神 奈 川 県 本 部	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9	045-473-3843	045-473-3597
川 崎 支 所	210-0007	川崎市川崎区駅前本町3-1 NOF川崎東口ビル4F	044-211-6031	044-211-5069
横 浜 支 所	231-0023	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜4F	045-201-6031	045-201-6035
湘 南 支 所	251-0052	藤沢市藤沢109-6 湘南NDビル8F	0466-50-6031	0466-50-7087
西 湘 支 所	254-0034	平塚市宝町2-1 ホーメスト平塚共同ビル4F	0463-24-0631	0463-24-5666
県 央 支 所	243-0432	海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー7F	046-235-8891	046-235-8893
共 済 シ ョ う プ 横 浜 店	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-1 谷川ビルANNEX6F	045-324-6314	045-324-6324
共 済 シ ョ う プ 相 模 大 野 店	252-0370	相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野モアーズ5F	042-701-6031	042-701-6033
共 済 シ ョ う プ 溝 の 口 店	213-0011	神奈川県川崎市高津区久本3-2-1	044-829-6033	044-829-6038
共 済 シ ョ う プ 新 横 浜 店	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9 全労済神奈川会館1F	045-473-3855	044-473-3849
長 野 県 本 部	380-8710	長野市立町978-2	026-235-6139	026-235-0419
長野支所(共済ショップ長野店)	380-8710	長野市立町978-2	026-232-6031	026-235-6100
上田支所(共済ショップ上田店)	386-0012	上田市中央2-8-11 伊藤ビル1F	0268-22-6034	0268-23-4953
佐久支所(共済ショップ佐久店)	385-0029	佐久市佐久平駅南14-6 新日本ビル1F	0267-66-3963	0267-66-3961
松本支所(共済ショップ松本店)	390-0851	松本市島内3443-17	0263-48-3333	0263-48-3001
諏訪支所(共済ショップ諏訪店)	393-0046	諏訪郡下諏訪町東赤砂4653-1 林ビル1F	0266-28-6031	0266-28-6039

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
伊那支所(共済ショップ伊那店)	399-4511	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-73-3958	0265-73-8748
飯田支所(共済ショップ飯田店)	395-0077	飯田市丸山町1-8-6 労働会館内	0265-52-6031	0265-52-6032
山 梨 県 本 部	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-230-1675
甲 府 支 所	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6813	055-230-1675
富 士 吉 田 支 所	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
共 済 シ ョ ッ プ 甲 府 店	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-230-1675
共 済 シ ョ ッ プ 富 士 吉 田 店	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
静 岡 県 本 部	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-1180	054-254-0038
東 部 支 所	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-1755	055-923-7190
中 部 支 所	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-10-16	054-254-3312	054-252-1577
西 部 支 所	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-453-5888	053-453-5813
共 済 シ ョ ッ プ 沼 津 店	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-6655	055-926-0017
共 済 シ ョ ッ プ 静 岡 店	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-6031	054-254-1259
共 済 シ ョ ッ プ 浜 松 店	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-454-6031	053-456-5013
富 山 県 本 部	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-441-2362
富 山 支 所	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-433-6055
高 岡 支 所	933-0874	高岡市京田618	0766-21-7000	0766-24-3365
富山支所魚津ショッピング	937-0066	魚津市北鬼江1-3-18 アルファ第2ビル2F	0765-22-6031	0765-22-6032
石 川 県 本 部	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-4007	076-222-8663
七 尾 支 所	926-0045	七尾市袖ヶ江町八部42-2	0767-53-6031	0767-53-4105
福 井 県 本 部	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6123	0776-23-3845
嶺 北 支 所	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6187	0776-26-6177
嶺 南 支 所	914-0803	敦賀市新松島町4-11 大和田ビル	0770-25-6031	0770-25-5407
愛 知 県 本 部	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-681-7741	052-681-2000
名 古 屋 第 一 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-683-6050	052-683-6028
名 古 屋 第 二 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-683-6030	052-681-1205
豊 田 支 所	471-0833	豊田市山之手8-131	0565-29-1274	0565-27-8876
豊 橋 支 所	440-0853	豊橋市佐藤1-2-1	0532-64-7110	0532-64-7757
刈 谷 支 所	448-0028	刈谷市桜町4-26	0566-21-5511	0566-23-7357
一 宮 支 所	491-0838	一宮市猿海道1-1-14	0586-71-2611	0586-71-2677
東 海 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-715-3233	052-681-8100
春 日 井 支 所	486-0845	春日井市瑞穂通7-1-2	0568-85-3922	0568-85-3966
岐 阜 県 本 部	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-6031	058-275-2065
岐 阜 支 所	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-7965	058-275-2065
西 濃 支 所	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-215-8801	058-215-8803
東 濃 支 所	507-0032	多治見市大日町50-1 ヤマセビル1F	0572-21-3330	0572-22-3117
高 山 支 所	506-0021	高山市名田町5-95-4 飛騨地区労働者福祉会館1F	0577-32-0895	0577-35-2358
三 重 県 本 部	514-0004	津市栄町4-259-1	059-227-6167	059-225-5069
四 日 市 支 所	510-0087	四日市市西新地14-1 太平洋四日市ビル2F	059-354-0033	059-354-0159
伊 勢 支 所	516-0073	伊勢市吹上1-11-31 伊勢志摩労福協会館1F	0596-25-7965	0596-25-7964
伊 賀 支 所	518-0712	名張市桜ヶ丘3088番地 キャッスル桜ヶ丘1F	0595-64-7456	0595-64-7457
滋 賀 県 本 部	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-524-6380
大 津 支 所	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-525-4021
彦 根 支 所	522-0074	彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F	0749-24-6605	0749-24-6636
奈 良 県 本 部	630-8325	奈良市西木辻町200-47	0742-23-6031	0742-27-5358
京 都 府 本 部	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都7F	075-812-7800	075-841-7805
北 部 支 所	624-0841	舞鶴市引土9-2	0773-75-6109	0773-75-1536
中 央 支 所	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都7F	075-812-7800	075-841-7880
南 部 支 所	612-0065	京都市伏見区桃山羽柴長吉東町83-6	075-603-6031	075-603-6075
大 阪 府 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-4703-0171	06-4703-0172
共 済 シ ョ ッ プ 茨 木	567-0031	茨木市春日2-1-12 ラウンド春日ビル2F	072-625-6033	072-625-6061
共 済 シ ョ ッ プ 江 坂	564-0052	吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター1F	06-6369-1717	06-6369-0800
共 済 シ ョ ッ プ 枚 方	573-0027	枚方市大垣内町2-10-4 宮村第三ビル3F	072-804-5550	072-804-5551

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
共 濟 シ ョ ッ プ 谷 町 共 濟 シ ョ ッ プ 堀 東	540-0012 590-0076	大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル1F 堺市堺区北瓦町2-4-13 堀東EHビル8F	06-6943-6336 072-233-6312	06-6943-6515 072-233-8144
和 歌 山 県 本 部 紀 南 支 所 田 辺 営 業 所 紀 南 支 所 新 宮 営 業 所	640-8331 646-0038 647-0041	和歌山市美園町5-10-3 田辺市末広町4-30 新宮市野田1-16 近畿労金新宮支店3F	073-425-6031 0739-26-3770 0735-21-4530	073-436-3787 0739-24-8690 0735-22-9660
兵 庫 県 本 部 ぐ り ん ぼ う 神 戸 ぐ り ん ぼ う 尼 崎 ぐ り ん ぼ う 姫 路	650-0027 650-0027 660-0892 670-0012	神戸市中央区中町通4-1-1 神戸市中央区中町通4-1-1 尼崎市東難波町5-17-23 第一住建尼崎ビル1F 姫路市本町127姫路 大手前ビル1F	078-371-6031 078-371-6522 06-4868-8565 079-226-6031	078-371-4812 078-371-7825 06-4868-8615 079-226-6032
島 根 県 本 部 東 部 支 所 中 部 支 所 西 部 支 所	690-0006 690-0006 693-0066 697-0033	松江市伊勢宮町543-3 松江市伊勢宮町543-3 出雲市高岡町512-1 Fテナントビル 浜田市朝日町1468-1	0852-27-0631 0852-27-0631 0853-21-0631 0855-23-6031	0852-27-0622 0852-27-0622 0853-22-6662 0855-23-1229
鳥 取 県 本 部 東 部 支 所 中 部 共 濟 シ ョ ッ プ 西 部 支 所	680-0846 680-0846 682-0804 683-0067	鳥取市扇町14 鳥取市扇町14 倉吉市東昭和町286-2 米子市東町189-2	0857-22-8234 0857-22-8234 0858-23-2855 0859-22-4133	0857-26-3427 0857-26-3427 0858-23-2839 0859-34-6072
岡 山 県 本 部 津 山 出 張 所	700-8569 708-0022	岡山市北区駅元町6-26 津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター1F	086-254-2155 0868-32-3711	086-254-8116 0868-23-9119
広 島 県 本 部 福 山 支 所	732-8505 721-0942	広島市東区曙4-1-28 福山市引野町5-10-35	082-262-6031 084-943-5800	082-262-8276 084-943-9078
山 口 県 本 部 東 部 支 所 中 部 支 所 西 部 支 所	753-0215 745-0063 753-0215 755-0047	山口市大内矢田360 周南市今住町3-18 山口市大内矢田360 宇部市島2-1-14	083-927-5000 0834-31-7171 083-927-5003 0836-35-4039	083-927-5005 0834-31-7809 083-927-5390 0836-35-2902
徳 島 県 本 部	770-0942	徳島市昭和町3-35-1 労働福社会館1F	088-625-2340	088-625-2131
香 川 県 本 部	760-0011	高松市浜ノ町72-5	087-822-1156	087-811-2662
愛 媛 県 本 部 新 居 浜 支 所 宇 和 島 事 務 所	790-8513 792-0812 798-0060	松山市辻町1-1 新居浜市坂井町1-1-21 宇和島市丸之内1-6-1	089-923-6031 0897-37-6031 0895-23-6211	089-996-8863 0897-37-6035 0895-23-6212
高 知 県 本 部	780-0870	高知市本町4-1-32	088-823-6031	088-823-1543
福 岡 県 本 部 福 岡 支 所 共 濟 シ ョ ッ プ 天 神 店 北 九 州 支 所 筑 后 支 所 共 濟 シ ョ ッ プ 久 留 米 店	810-8611 810-8611 810-8611 803-0844 830-0032 830-0032	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル3F 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル1F 福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル1F 北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館 久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F 久留米市東町29-4 ワカナトレードビル2F	092-739-6100 092-732-4047 092-732-6046 093-591-7220 0942-38-8211 0942-38-8211	092-724-2468 092-771-7379 092-732-6056 093-591-7225 0942-38-8247 0942-38-8247
佐 賀 県 本 部	840-0054	佐賀市水ヶ江2-2-19	0952-41-1331	0952-41-1334
長 崎 県 本 部 長 崎 支 所 佐 世 保 支 所	852-8016 852-8016 857-0033	長崎市宝栄町3-15 長崎市宝栄町3-15 佐世保市城山町1-22	095-864-6031 095-864-7144 0956-25-8012	095-862-8126 095-862-8127 0956-22-7292
熊 本 県 本 部 城 南 支 所	860-0811 866-0852	熊本市中央区本荘5-10-30 八代市大手町1-59-2 八代教育会館内	096-372-0631 0965-35-4788	096-373-0205 0965-31-6444
大 分 県 本 部 中 部 支 所 共 濟 シ ョ ッ プ 大 分 店 北 部 支 所 中 津 店 北 部 支 所 日 田 店 南 部 支 所	870-0035 870-0035 870-0035 871-0030 877-0071 876-0848	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内 大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内 大分市中央町4-1-32 中津市中殿町3-21-4 日田市玉川町3-555-3 佐伯市城下東町1-9	097-548-6031 097-548-6031 097-548-6777 0979-24-6031 0973-25-6031 0972-23-6031	097-548-5553 097-548-5553 097-548-5554 0979-22-4711 0973-22-2412 0972-22-7729
宮 崎 県 本 部 宮 崎 支 所	880-0806 880-0806	宮崎市広島1-11-17 宮崎市広島1-11-17	0985-24-6262 0985-24-6297	0985-27-7739 0985-27-7709

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
延 岡 支 所 都 城 支 所	882-0866 885-0024	延岡市平原町5-1497-3 都城市北原町4街区4号	0982-32-4599 0986-46-5087	0982-32-4345 0986-26-1742
鹿 児 島 県 本 部 ぐりんぼう鹿児島 ぐりんぼう鹿屋 ぐりんぼう奄美	892-0835 892-0835 893-0015 894-0027	鹿児島市城南町7-28 鹿児島市城南町7-28 鹿屋市新川町5768-2 奄美市名瀬末広町9-24 松元ビル1F	0120-070-477 0120-070-477 0120-070-477 0997-53-6031	099-805-3032 099-805-3034 0994-40-9372 0997-53-9431
沖 縄 県 本 部 MIRAIプラザ那覇 中 部 支 所	900-0014 900-0014 904-0101	那覇市松尾1-18-22 那覇市松尾1-18-22 中頭郡北谷町上勢頭813-3	098-951-2002 098-951-2002 098-926-6031	098-951-1031 098-951-1031 098-926-3330
森 林 労 連 共 済 本 部	112-8627	文京区大塚3-28-7 林野会館4F	03-3945-6392	03-3945-4341
た ば こ 共 済 本 部	108-0014	港区芝5-26-30 専売ビル2F	03-3454-2481	03-5476-8946
自 治 労 共 済 本 部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館	03-5276-0700	03-5210-7427
全 水 道 共 済 本 部	113-0033	文京区本郷1-4-1 全水道会館6F	03-3818-6031	03-3818-6788
新潟県総合生協 新潟中央支局 中越支局 上越支局 佐渡支所	950-8566 950-0086 947-0028 942-0004 952-1307	新潟市中央区新光町6-6 新潟市中央区花園2-1-6 小千谷市城内2-6-16 上越市西本町1-1-38 佐渡市東大通1291-1	025-282-2000 025-245-4150 0258-83-4151 025-543-3789 0259-57-2824	025-282-2053 025-245-4152 0258-83-4153 025-543-8589 0259-57-3174
J P 共 済 生 協 電 通 共 済 生 協 教 職 員 共 済 全 国 交 運 共 済 生 協	151-8591 101-0063 162-8624 166-0012	渋谷区千駄ヶ谷1-20-6 千代田区神田淡路町2-101 ワテラスタワー16F 新宿区山吹町10-1 ラポール日教済内 杉並区和田3-1-19	03-5785-6880 03-6810-6788 03-5228-0687 03-5377-3180	03-3405-1860 03-5295-3231 03-5228-0693 03-5277-3184
日 本 再 共 済 連 全 労 濟 協 会 全 労 濟 健 康 保 険 組 合 全労済グループ企業年金基金	151-8531 151-0053 151-0053 151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館3F 渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F 渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F 渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3320-1711 03-5333-5126 03-3299-0391 03-3299-0394	03-3320-0566 03-5351-0421 03-3299-0372 03-5371-2493
(株)全労済システムズ (株)全労済リブス 全労済アシスト(株) (株)全労済ウイック (株)スペース・ゼロ (株)ゼスト	192-0363 183-0055 564-0052 151-0053 151-0053 538-0052	八王子市別所2-39-1 全労済情報センター内 府中市市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F 大阪府吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F 渋谷区代々木1-27-5 代々木市川ビル2F 渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F 大阪市鶴見区横堤5-1-18	042-678-3900 042-330-0313 06-6330-1031 03-3299-0019 03-3375-8741 06-6913-7570	042-678-3840 042-330-0317 06-6330-9435 03-3299-0029 03-3370-9140 06-6913-7592

〈全労済の各種お問い合わせ・連絡窓口〉

■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

全労済お客様サービスセンター

0120-00-6031

受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始は除く)

ご来店の場合

全国200カ所を超える各都道府県本部・支所・共済ショップ・ぐりんぼうの窓口へ

全労済ホームページの場合

■各種共済商品の資料請求

<https://www.zenrosai.coop/ss/shiryou/index.php>

■住所変更届・振替口座変更届のご請求

<https://www.zenrosai.coop/ss/toiwase/formNotice.php>

※火災共済・自然災害共済にご契約されている方、海外へのご転居など、受け付けできないケースがあります。
詳しくは、ホームページにてご確認ください。

■その他のお問い合わせ

<https://www.zenrosai.coop/ss/contactall/index.php>

■苦情・ご相談に関する受付窓口

全労済 お客様相談室 **0120-603-180**

受付時間 平日9:00～17:00
(土・日・祝日除く)

■病気やけが、住宅災害、自動車事故にあわれたときのご連絡先

病気やけがに関する
事故受付専用ダイヤル

全労済共済金センター

0120-580-699

(受付時間 平日9:00～19:00)

住宅災害に関する
事故受付専用ダイヤル

住宅損害受付センター

0120-131-459

(受付時間 24時間365日)

マイカー共済の
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター

0120-089-24

(受付時間 24時間365日)

8 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧

(2013年9月1日現在)

事務所名		TEL
北日本	北日本 損害調査センター(二課)	011-813-7738
	北海道損調SC	011-824-1500
	苫小牧損調SO	0144-32-2825
	函館損調SO	0138-30-3593
	釧路損調SO	0154-31-1212
	帯広損調SO	0155-25-0456
	北見損調SO	0157-22-2468
	旭川損調SO	0166-25-3550
北日本	北日本 損害調査センター(一課)	022-266-5055
	青森損調SC	017-722-5525
	八戸損調SO	0178-45-1230
	岩手損調SC	019-652-3124
	宮城損調SC	022-266-5050
	大崎損調SO	0229-22-3930
	秋田損調SC	018-832-6031
	山形損調SC	023-647-7111
	庄内損調SO	0234-23-3061
	福島損調SC	024-521-3180
	郡山損調SO	024-922-2177
	会津若松損調SO	0242-32-8232
	いわき損調SO	0246-24-0456

事務所名		TEL
東日本	首都圏千葉損調SC	043-287-0435
	首都圏松戸損調SC	047-331-5881
	首都圏東京損調SC	03-3364-8421
	立川損調SO	042-525-1232
	首都圏神奈川損調SC	045-471-6905
	首都圏海老名損調SC	046-236-6865
	新潟損調SC	025-281-0788
	長岡損調SO	0258-35-8711
	上越損調SO	025-543-7271
	長野損調SC	026-234-6880
	松本損調SO	0263-48-3322
	山梨損調SC	055-226-2041
	静岡損調SC	054-252-0119
	浜松損調SO	053-452-0119
	沼津損調SO	055-954-5533

事務所名		TEL
西日本	西日本 損害調査センター(二課)	082-264-2880
	島根損調SC	0852-23-2456
	鳥取損調SC	0857-21-1330
	岡山損調SC	086-233-2110
	広島損調SC	082-263-3450
	福山損調SO	084-943-7755
	山口損調SC	083-927-5123
西日本	西日本 損害調査センター(三課)	087-823-1901
	徳島損調SC	088-626-2100
	香川損調SC	087-823-7631
	愛媛損調SC	089-927-1144
	新居浜損調SO	0897-34-8732
	高知損調SC	088-824-5050
西日本	西日本 損害調査センター(-課)	092-726-3801
	福岡損調SC	092-721-1616
	北九州損調SO	093-591-2918
	佐賀損調SC	0952-26-4080
	長崎損調SC	095-864-2299
	熊本損調SC	096-375-8924
	大分損調SC	097-534-5366
	宮崎損調SC	0985-27-5388
	鹿児島損調SC	099-226-6171
	沖縄損調SC	098-866-1651

事務所名		TEL
東日本	東日本 損害調査センター	03-3360-4110
	茨城損調SC	029-302-3305
	つくば損調SO	029-855-6860
	栃木損調SC	028-638-5899
	群馬損調SC	027-255-1001
	太田損調SO	0276-48-8425
	首都圏埼玉損調SC	048-822-0980
	川越損調SO	049-244-8988
	熊谷損調SO	048-523-4735

事務所名		TEL
中日本	中日本 損害調査センター(二課)	052-679-2288
	富山損調SC	076-441-3448
	高岡損調SO	0766-26-6751
	石川損調SC	076-222-4700
	福井損調SC	0776-27-7234
	愛知損調SC	052-681-5533
	岡崎損調SO	0564-25-3215
	春日井損調SO	0568-89-1531
	岐阜損調SC	058-276-2181
	三重損調SC	059-227-7477
中日本	中日本 損害調査センター(-課)	06-4703-0274
	滋賀損調SC	077-525-2244
	奈良損調SC	0742-27-5555
	京都損調SC	075-802-1144
	大阪損調SC	06-4703-0261
	和歌山損調SC	073-431-0210
	兵庫損調SC	078-371-1671
	姫路損調SO	079-283-1200

事務所名		TEL
損害事故受付センター		0120-0889-24
自動車損害サポートセンター		03-3360-2720
東京自動車損害サポートセンター		06-4703-0307

■自動車事故にあわれたときのご連絡先

マイカー共済の
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター
0120-0889-24
(受付時間 24時間365日)

9 (株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
宮 城	全労済在宅介護サービスセンター宮城	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29	022-713-7401
栃 木	全労済在宅介護サービスセンターとちぎ	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-610-5577
東 京	全労済在宅介護サービスセンターとうきょう	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6800
長 野	全労済在宅介護サービスセンターながの	380-0864	長野市立町978-2	026-237-6031
山 梨	全労済在宅介護サービスセンター山梨	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-221-4165
石 川	全労済在宅介護サービスセンターいしかわ	920-0024	金沢市西念1-12-22	076-223-5588
三 重	全労済在宅介護サービスセンターみえ	514-0004	津市栄町4-285	059-227-6022
島 根	全労済在宅介護サービスセンターほほえみ	699-0110	松江市東出雲町錦新町8-1-1	0852-52-6310
佐 賀	全労済在宅介護サービスセンターいまり	848-0027	伊万里市立花町2404-12	0955-20-4078
大 分	全労済在宅介護サービスセンターおおいた	870-0035	大分市中央町4-2-5 ソレイユ内	097-548-6789
宮 崎	全労済在宅介護サービスセンターみやざき	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-20-0556
鹿児島	全労済在宅介護サービスセンターかごしまハピナス	892-0835	鹿児島市城南町7-28	099-239-4294

10 (株)ゼストの介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
大 阪	介護サービスセンター鶴見	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7572
	介護サービスセンター八尾	581-0003	八尾市本町1-6-8 シティコート本町1F	072-925-5598
兵 庫	介護サービスセンター尼崎	660-0861	尼崎市御園町21 MG尼崎駅前ビル2F	06-6414-5501

11 (社会福祉法人)コープ共済会の介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
新 潟	デイサービスセンターてらお園	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-26	025-239-4500
	ケアプランてらお	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29	025-239-4501
	ショートステイてらお園	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29	025-201-9010

12 (一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所

事業実施 都道府県名	事業所名	郵便番号	所在 地	TEL
北海道	在宅介護サービスセンター	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館3F	011-818-8833

共済用語の解説

あ
行

■応当日

契約発効日や年金開始日などの各年の同月日(年応当日)あるいは各月の同日(月応当日)のことをいいます。〈例〉2013年6月1日が発効日の契約の場合は、年応当日が2014年6月1日、2015年6月1日…、月応当日が2013年7月1日、8月1日…となります。

か
行

■会員

全労済は「会員」によって構成されています。現在の会員数は、都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(47会員)、都道府県の区域を越えて設立された職域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(8会員)、消費生活協同組合連合会(3会員)の全58会員です。

■解約控除

共済契約の解約の際、解約返戻金から一定額を控除することをいいます。控除する額を解約控除金といいます。解約控除を行う理由は、新契約費の未償却額、解約のための事務費等の対応のためです。

■解約返戻金

共済契約の失効・解除、ならびに共済契約者の都合で共済期間を中途で解約する場合等に、共済契約者に返される金銭のことです。規約に定める解約返戻金額算出方法書にしたがって計算されます。

■加入診査

生命保険申込者に対し、保険会社の嘱託医が行う健診診断のことをいいます。診査を行わず加入させることを無診査加入といい、全労済は原則として無診査加入です。ただし、質問表には必ず答えてもらうことを前提としており、この質問表に正しく答えなかった場合、告知義務違反となる場合があります。

■共済掛金

共済契約にもとづいて、一方の当事者である共済者(全労済)が支払う共済金の対価として共済契約の他方の当事者である共済契約者(加入者)が、支払うものをいいます。共済掛金は構成の面からみて、支払共済金に充当される純掛金と、共済者が共済事業の経営に要する経費等に充当する付加掛金に分けられます。純掛金は、平均危険率純掛金と平均安全率純掛金に分けられる場合があります。また、このほかに、共済種目や

保障内容によっては、異常危険準備金にあてられるための異常危険準備掛金や掛金免除に対応するための掛金免除契約分掛金などによって構成されることがあります。共済掛金の算出根拠は、共済種目や保障内容によって多少の違いがあります。例えば、生命系共済の場合は、予定危険率、予定利率、予定事業費率(以上3つを総称して「基礎率」といいます)、性別、共済期間、払込方法などが根拠となります。

■共済期間

共済契約は、将来起こりうる危険に対して保障を約束する契約です。いつからいつまでの間に起きた事故に対して保障の責任を負うか、その責任を負う期間のことを共済期間といいます。

■共済金

共済事故が生じたときに共済者(全労済)から共済金受取人に支払われる金銭のことをいいます。

■共済金受取人

共済事故が発生した場合、共済金を請求し、共済金の支払いを受ける者のことをいいます。

■共済金額

共済事由が発生した場合に共済者(全労済)が支払うべき金額の最高限度として、共済契約の締結時に共済契約者と共済者との間で定めた金額のことであり、契約金額ともいいます。

■共済事故

共済金の支払い対象となる事故のことをいいます。マイカー共済(自動車総合補償共済)の場合、自賠責共済(保険)の限度額内、自己負担額内等の支払い対象とならない事故は、共済事故とはなりません。

■協同組合

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人々が自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にながら、みんなで活動を進めていく、営利を目的としない組織です。

■組合員

各都道府県ごと、または職域に設立されている単位労働者共済生協(単協)は、組合員によって構成され、組合員は単協の共同の所有者であると同時に管理者となります。つまり、全労済における組合員は単なる「顧客」ではなく、全労済の「主体者」といえます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。組合員でなければ全労済の共済事業を利用することはできません。

■契約者

共済者(全労済)と共に共済契約を結び、共済契約に関する権利義務を行使する人をいいます。必ずしも契約者イコール加入者とは限りません。共済の加入者(被共済者)は家族で、本人は契約を代表する契約者だけという場合もあります。

■契約者割戻金

毎事業年度の決算によって共済契約に剩余金が生じた場合に、その中から全労済が生命系共済契約者に還元するお金のことをいいます。

■更改

共済契約を期間の中途中で任意に解約し、新たに異なる内容で共済契約を締結することをいいます。

■告知義務

共済契約の締結にあたって、共済契約者または被共済者は、共済者(全労済)に対し重要な事実(生命系共済の場合は病歴、入院歴、通院状況、職業など)を告げなければなりません。これを告知義務といいます。「重要な事実および重要な事項」とは、いわゆる危険の選択の資料となるべき事実のことと、共済者が各契約についてその危険率を測定して、これを引き受けるべきか否か、引き受けるとして掛金をいくらにするかを決定する資料となるものです。また、無診査加入方式の加入方法では最重要加入情報であり、告知漏れがある場合は、本人に戻して記入を要請しています。

■事業年度

会計年度と同義の言葉であり、継続して行われる団体の事業と会計活動の成果を、一定の期間に区切り判定するためのものです。全労済の場合は、6月1日から翌年の5月末までの1年間です。日本再共済連の場合は、4月1日から翌年の3月末までの1年間となります。

■失効(契約の消滅)

共済契約の効力を失うことをいいます。生命共済契約においては、共済契約者が共済掛金を払込まないで、払込期日後、一定の猶予期間を経過したとき契約は自然に効力を失います。損害共済契約では、共済の目的が共済事故以外の事由で消滅、または解体されたとき、または他人に譲渡されたときに契約は消滅します。

■責任準備金

払込まれた共済掛金の中から、将来発生するであろう共済金支払いや解約返戻金の一部にあてるために積立られる資金のことをいいます。その内の大部分が共済掛金積立金です。

た行

■特約

基本になっている契約(基本契約といいます)に付加する特別の共済契約のことをいいます。例えば、災害特約、病気入院見舞金特約などが挙げられます。

は行

■発効日

共済責任の始まる日(責任開始日)のことをいいます。

■被共済者

生命共済契約では、その人の死亡・障がい・入院などが共済事故とされる人のことをいいます。被共済者は通常、共済契約者自身が被共済者である場合が多いものの、配偶者や子供などを加入させる場合には、組合員が契約者で配偶者や子供などが被共済者となります。損害共済では、被共済利益の主体として共済事故発生の場合に、共済金の支払いを受けるべき者として定められた者をいいます。また、マイカー共済(自動車総合補償共済)の賠償部分では、事業規約に定めるところの事故の賠償責任者となるべき者をいいます。

ま行

■満了

共済契約の共済期間(保障期間)を終えたことをいいます。

ら行

■利用分量(高)割戻金

生協原理に基づく組合員に対する直接還元の中心的方法で、利用分量(全労済でいえば共済利用)に応じて利益を還元する方式のことで、この方式で戻す還元金を利用分量(高)割戻金といいます。購買生協等の割戻し方法として使われ、全労済では生命系共済以外の共済種目を割戻す場合のみ利用分量割戻金としています。生命共済では契約者割戻金で行っています。

消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引

消費生活協同組合法施行規則 第209条

一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 業務運営の組織	56
ロ 役員の氏名及び役職名	59
ハ 事務所の名称及び所在地	117
二 組合の主要な業務の内容	61
三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	11
ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	63
(1) 経常収益	
(2) 経常剰余金又は経常損失金	
(3) 当期剰余金又は当期損失金	
(4) 出資金及び出資口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 責任準備金残高	
(8) 貸付金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 支払余力比率	
(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(12) 職員数	
(13) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	
ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第三に掲げる事項	

(別表第三)

●主要な業務の状況を示す指標

一 共済種類別新契約高及び保有契約高 又は元受共済掛金	68
二 共済契約種類別保障機能別保有契約高	68
三 共済種類別支払共済金の額	69
●共済契約に関する指標	
一 共済種類別保有契約増加率	70
二 新契約平均共済金額及び保有契約 平均共済金額	70
三 解約失効率	70
四 月払契約の新契約平均共済掛金	70
五 契約者割戻しの状況	67
六 再共済又は再保険を引受けた 主要な会社数	71
七 上位5社に対する支払再共済掛金又は 支払再保険料の割合	71
八 格付機関による格付に基づく区分ごとの 支払再保険料の割合	71
九 未収再共済金又は再保険金の額	71
●経理に関する指標	
一 責任準備金の積立方式及び積立率	72
二 共済種類別契約者割戻準備金明細	72
三 引当金明細	73
四 区分ごとの法定準備金及び 任意積立金明細	73
五 事業経費の明細	73
●資産運用に関する指標	
一 主要資産の区分別平均残高	75
二 主要資産の区分別構成及び増減	76
三 主要資産の区分別運用利回り	77
四 区分別の資産運用収益明細	77
五 区分別の資産運用費用明細	77

六 利息及び配当金収入等明細	78
七 有価証券の種類別残高	78
八 有価証券の種類別の残存期間別残高	79
九 業種別保有株式の額	80
十 共済契約貸付及び業種別の貸付金残高並 びに当該貸付金残高の合計に対する割合	80
十一 使途別の貸付金残高	81
十二 担保の種類別貸付金残高	81
十三 区別の海外投資残高	81
十四 海外投資の地域別構成	81
十五 海外投資運用利回り	82
●その他の指標	
・ 業務用固定資産残高	75

消費生活協同組合法施行規則 第211条

四 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	71
五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	20
ロ 法令遵守の体制	22
六 組合の直近の二事業年度における財産の 状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	93
ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	82
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	
(2) 延滞債権に該当する貸付金	
(3) 三ヵ月以上延滞債権に該当する貸付金	
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
ハ 債権について、債務者の財政状態及び経営成績等 を基礎として次に掲げるものに区分することにより 得られる各々に關し貸借対照表に計上された金額	82
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権及び条件緩和貸付金	
(4) 正常債権	
二 共済金等の支払能力の充実の状況	71
ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	83
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引	
ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	73
ト 貸付金償却の額	77

消費生活協同組合法施行規則 第211条

一 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	61
二 組合の子会社等に関する次に掲げる事項	96
イ 名称	
ロ 主たる営業所又は事務所の所在地	
ハ 資本金又は出資金	
ニ 事業の内容	
ホ 設立年月日	
ヘ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社 員又は総出資者の議決権に占める割合	
ト 組合の一の子会社等以外の子会社等が有する 当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は 総出資者の議決権に占める割合	

全労済ファクトブック2013年版 (2012年度 決算のご報告など)

発行●全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
☎03-3299-0161(代)
2013年10月発行(経営企画部 政策・広報室)



NATIONAL FEDERATION OF WORKERS AND CONSUMERS INSURANCE COOPERATIVES

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

ZEMS
Zenrosai Environmental Management System
全労済は全国で
環境保全活動に
取り組んでいます。

90a13W003